

平成19事業年度に係る業務の実績及び中期目標期間
(平成16～19事業年度) に係る業務の実績に関する報告書

平 成 2 0 年 6 月

東京医科大学 法人
東京医科歯科大学

○ 大学の概要

(1) 現況

①大学名

国立大学法人東京医科歯科大学

②所在地

湯島地区（本部所在地）	東京都文京区
駿河台地区	東京都千代田区
国府台地区	千葉県市川市

③役員の状況

学長：鈴木章夫（平成16年4月1日～平成20年3月31日）
理事：5名
監事：2名

④学部等の構成

学 部：医学部、歯学部
研 究 科：医歯学総合研究科、保健衛生学研究科、生命情報科学教育部・疾患生命科学研究部
附置研究所：生体材料工学研究所、難治疾患研究所

⑤学生数及び教員数

学部学生：1,370名（15名）（ ）内は、留学生を内数で示す。
大学院生：1,353名（160名）
教 員 数：693名
職 員 数：1,147名

(2) 大学の基本的な目標等

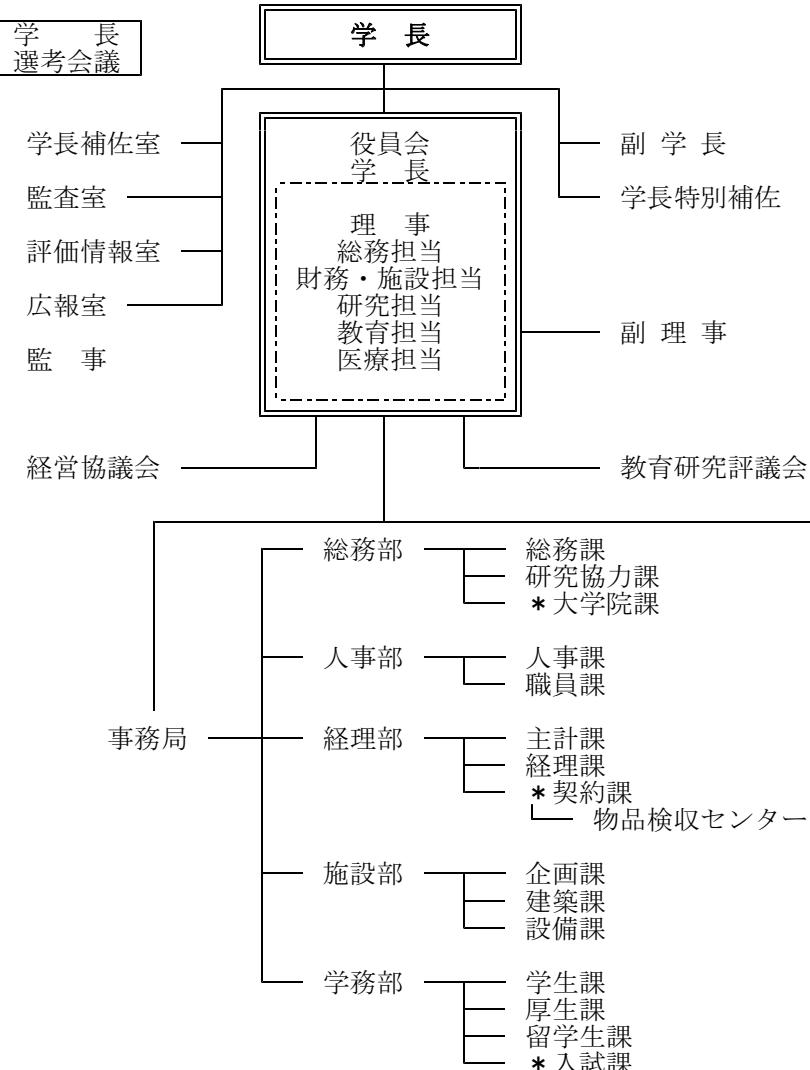
- 1 世界水準の医歯学系総合大学院重点大学として研究機能を一層強化する。
- 2 四大学連合を活用し、複合領域における研究、教育連携を深める。
- 3 教養教育の一層の充実を図り、人間性豊かな医療人の育成に努める。
- 4 自己問題提起・解決型の創造的人間の養成を図る。
- 5 國際性豊かな医療人・世界的競争に打ち勝つことのできる研究者の養成を図る。
- 6 高度先進医療と社会貢献の拠点としての病院機能の強化に努める。
- 7 患者中心の医療を実践する人材を育成するための医学・歯学教育プログラムの研究開発を推進する。
- 8 國際化に即応した外国語教育や交換留学生制度のための取り組みを推進する。

本学は明治32年に医術開業試験場に附設された東京医術開業試験附属病院（通称永楽病院）に端を発する。その後、昭和3年に日本初の国立の歯科医学校として東京高等歯科医学校が創立され、昭和19年には東京医学歯学専門学校と改称した。昭和21年に東京医科歯科大学（旧制）となり、昭和26年、東京医科歯科大学（新制）が設置された。本学は学部、大学院、研究所、附属病院等の構成からも明らかのように、日本唯一の医系総合大学院大学である。本学が目指す目標は、良き医師、歯科医師、及びコ・メディカル分野の医療人の育成はもちろん、世界の第一線で活躍しうる優れた研究者、指導者の育成である。

その教育理念として、以下に掲げる。

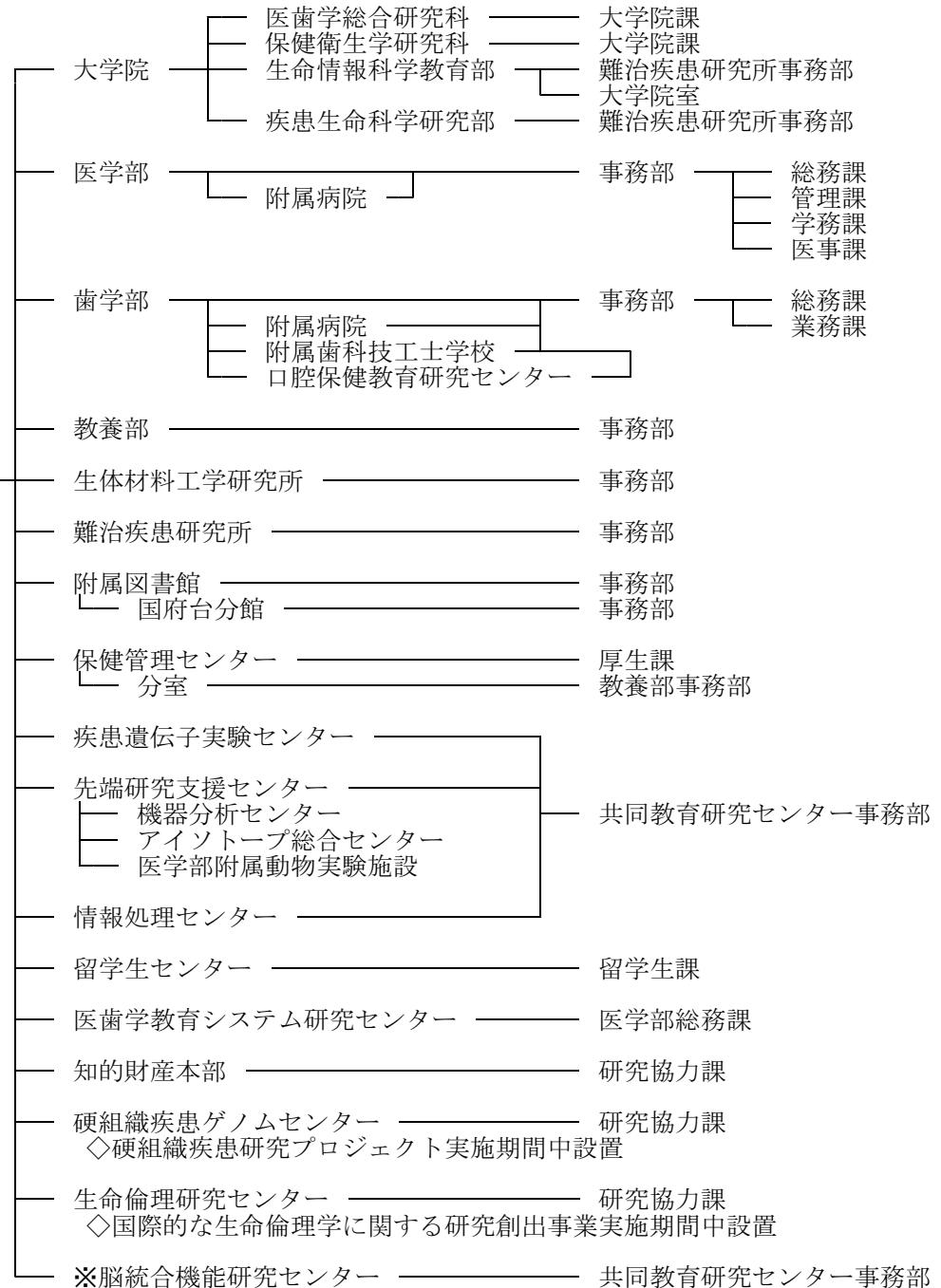
1. 幅広い教養と豊かな感性を備えた人間性の涵養を目指す。専門分化した現代医療の現場にあって、人間性への深い洞察力を持ち、高い倫理観と説明能力を備えた医療人を育成する。特にポストゲノム時代の遺伝子治療や再生医療の可能性などは、医療人を、そして患者を極めて困難な選択肢の前に立たせるため、専門知識に加えて、高い倫理観や人間的共感の能力を持った医療人を養成する。
2. 自己問題提起、自己問題解決型の創造的人間を養成する。あらゆることに対する疑問を抱き、自ら問題を見出し、自分の力で解く努力を通じて新たな発想を創造してゆく人材を育成する。現代のような生命科学の爆発的進歩の時代にあっては、生涯にわたっての自律的学習が必要である。不断の自己研鑽を通じて最新の医学・医療技術の発展に寄与し、その成果を社会に還元し続けることが、医療人としての義務であることを自覚させる。
3. 國際性豊かな医療人を養成する。研究成果がインターネットを通じて瞬時に世界に伝播する現代にあって、異文化間交流は先端的研究の必要不可欠な条件である。本学は、臨床及び研究の分野で世界の最先端を行く海外の医系大学・研究機関と提携し、日本に適した新しい医学・歯学教育方法を開発し、臨床及び研究の領域において國際水準を超える臨床家・研究者を養成するとともに、その成果を世界に向かって発信する。

機構圖



※は平成19年度に設置した組織を示す。

*は平成19年度に名称変更した組織を示す。



全体的な状況

本学の中期目標・中期計画を達成する上で、医学部・歯学部の両附属病院の存在は、経営戦略的に極めて重要である。附属病院の運営を見直すことによって得られる剩余金は、教育研究、診療活動の質の向上のために充てることを可能とした。さらに、これを活用して、医療職の増員や先端的医療機器の整備などで附属病院の診療活動を最大限に高めることにより、人的要因を含めた他大学との格差を自ら是正することが可能となった。引き続きこのような施策を循環させることで中期目標・中期計画の達成を推進することを学長の執行方針としている。

この学長の執行方針を推進するために、平成18年1月に医学部附属病院に医学・歯学を融合した救命救急センターを設置し、平成19年4月より運営を開始することを厚生労働省から承認され、学長裁量人員枠で教員を重点配分し、強化を図った。また、医学部附属病院では、看護師を大幅に採用し、看護の充実及び看護配置基準（7対1看護）を達成した。さらに平成18年4月から後期臨床研修制度を開始し、人員を確保するとともに教育研究及び診療体制の充実を図った。歯学部附属病院でも、看護配置基準（7対1看護）を満たし、看護の充実を図った。また、平成19年度から教育研究及び診療体制の充実を図るため、後期臨床研修制度を開始した。

I 業務運営・財務内容等の状況

(1) 業務運営の改善及び効率化

① 戰略的な法人経営体制の確立

法人化後における本学の戦略的な法人経営体制の整備については、国立大学法人法に基づき、役員会、経営協議会及び教育研究評議会を設置するとともに、学長を補佐する体制として学長補佐室を設置した。また、学長直属の組織として、監査室、評価情報室及び広報室を設置した。

② 戰略的な学内資源配分の体制

全学的視点から戦略的な学内資源配分として、学長裁量経費、学長裁量人員枠及び共用スペースを設定・確保するとともに、教育研究等の成果に基づき重点的に配分した。

③ 教育・研究・診療組織の見直し

「硬組織疾患ゲノムセンター」及び「生命倫理研究センター」をプロジェクトの実施期間まで时限を設定し設置した。また、21世紀COEプログラム「脳の機能統合とその失調」をさらに発展させるための教育研究組織として、「脳統合機能研究センター」を設置し教育研究を推進した。医学部附属病院では、看護師を大幅に採用し、看護の充実及び看護配置基準（7対1看護）を達成した。また、救命救急センターの承認に伴い、医師並びにコメディカル職員の大幅な増員を図った。

④ 人件費の効率的な運用を行う体制

人件費管理システムを構築するとともに、人件費の一元管理を行い、学長裁量人員枠として欠員分の確保と第10次定員削減を実施するとともに削減定員を確保し、学長のリーダーシップを發揮できる体制を整備した。

⑤ 教員の任期制導入の促進

教員の任期制については、平成16年度から全学的に導入し、法人化以降、昇

任した者あるいは新規採用された者については全員に同制度を適用しており、全教員の92.2%（平成20年4月1日現在、611名）に任期制を適用している。

⑥ 研修内容の見直し等

法人化に伴う労働基準法・労働安全衛生法等の研修の実施や職員の能力開発及び専門性の向上を目的とした研修として、個人情報保護に関する研修、接遇研修、消費税、簿記に関する専門的研修、国立大学法人会計基準に関する研修、掛長研修、中堅職員研修、主任研修、英会話研修、パソコン研修、放送大学を利用した研修、大学マネジメントセミナー、メンター養成研修等に積極的に参加させるとともに、自宅パソコンでも研修が可能なe-ラーニング研修を実施し、職員の意識・能力の向上を図った。

⑦ 事務等の効率化・合理化

組織業務の見直しについては、隨時、部長等連絡会で提案・検討そして実施可能なものから実施していくこととし、事務処理の合理化・効率化の方策を検討し、喫緊なものから順次実施した。

⑧ 外部有識者の積極的な活用

経営協議会は、国立大学法人法に基づき、また財務関係の年間スケジュールを勘案しつつ、適切な時期に開催し、経営に関する重要事項を審議した。また、本学では学外有識者の有効活用の観点から、経営協議会構成員と理事等を交えた懇談会を数回にわたり開催し、意見交換を通じて学外委員から助言をいただいた。

⑨ 監査機能の充実

監査機能の充実を図るため、監査室を学長の下に独立した組織として設置し、内部監査に関する基本的事項を定めた内部監査規則を整備し、内部監査を実施した。また、内部監査を実施するにあたり、均質かつ統一的な監査の実施を図ることを目的として、監査実施の手順や方法等の具体的な事項を定めた内部監査マニュアルを策定した。

監事との連携強化を図り、できるだけ無用な重複を避けることにより、監査対象部署の負担を軽減し、効率的な監査を実施することに努めた。

平成19年度内部監査計画において、1) 業務の合理的かつ効率的な運営、2) 内部統制の確立、を重点項目とした上で、監事監査と並行し、全部局を対象に、1) 中期計画に基づく事業計画の実施状況について、2) 平成18年度内部監査のフォローアップについて、特定部局を対象に、1) 各年度の予算・収支及び資金計画の実施状況について、2) 授業料免除について、3) 福利厚生施設等の使用状況について、を監査項目として内部監査を実施した。

また、「資産管理業務」、「金銭出納担当者が所掌する事務（現預金関係）」を対象とした実地監査を実施した。

(2) 財務内容の改善

① 財務内容の改善

法人化を機に、これまでの自己収入の取り扱いが変更されたことに伴い大学が戦略的な運営に生かすことが可能となつたため、学長のリーダーシップの下、「学長裁量経費」を確保して研究支援に必要な基盤設備の整備から先端的な研究推進への支援分配等の本学の研究水準の維持向上、研究支援以外にも教育面

での医学教育提携に係る支援や附属病院への支援を図った。特に、医歯系唯一の単科大学であり附属病院を有する本学はその資源を最大限活用し、増収方策として人的投資から物的投資及び物流管理システムの構築など戦略的に行いその結果、附属病院収入は飛躍的に増額した。また、競争的資金の獲得に向け、教育的資金については学長の指導体制のもと大学全体で要求、研究的資金については各部局内で申請件数の増加を促す啓発活動、部局間の横断的な研究体制の積極的な構築といった取組により競争的資金の獲得金額が法人化前に比べ格段に増額した。

法人化により効率化が求められるなか、大学全体での保守管理費のコスト削減の実施に向け施設機能を維持しつつ契約内容の見直し及び複数年契約の導入を行い、床面積当たり単価の削減を図った。また、省エネ対応器具への改修や交換、省エネポスターの学内配布及び掲示、水道光熱費一覧をホームページに掲載するなど、職員への経費節減に対する意識啓発を図った。

平成19年度には、現有資金を適切に管理しつつ教育研究等の充実に資する財源確保を目的として、これまで個々に預金されていた資金（寄付金）を大括りとし運用資金の規模を大きくした上で金融機関各社に条件を提案させ、本学にとって有利な条件での運用（大幅な利率の改善）により増収を図った。

② 産学連携

国民や社会に対する説明責任を重視した取組みとしては、ライフサイエンス分野の知財人材養成プログラムの実施、医学系大学のハブ機関として全国の医学系大学知的財産部門を一堂に会した意見交換会を実施した。

人材養成プログラムは4年目で、毎年30人を越える修了者を輩出し、多くの人材が修了後にライフサイエンスの知財分野で活躍している。中には米国のワシントン大学での研修や米国法律事務所でのインターンシップで研鑽を積み、自ら特許事務所を開業する者や他大学の知的財産関係で活躍している者もある。さらに、このプログラムではライフサイエンス知財に係る講演会、シンポジウムも開催し、学内外に貴重な情報を提供した。これら講演内容は本学シーズと共に知的財産本部の機関紙「ライフサイエンスレポート」に掲載し、多くの方の閲覧を可能にした。

全国医学系大学知的財産部門の意見交換会は全国から55大学が集まり、活発な意見交換を行った。多くの医療系大学がこれから知的財産部門を整備していくものと思われるが、この意見交換会から情報を得て、知的財産部門の整備に生かしていくものと期待している。

知的財産本部が設置されて5年目になる平成19年度は、技術移転活動を重視した。イベントは産学官連携推進会議、国際バイオEXPO、イノベーションジャパン、次世代医療システム産業化フォーラム、パテントソリューションフェア、新技術説明会ならびに文京博覧会への出展や説明会参加、海外イベントはフランスで行われたEuro-Bio、ドイツで行われたBio-Europeへ出展し、本学のシーズを紹介した。これらの活動を通じて、本学技術力の高さをPRし、企業からの共同研究や受託研究に対する提案が毎年増加した。

技術移転活動では国際化が重視されるようになってきた。本学では海外への技術移転を図るため、米国や欧州の技術移転機関と接触して、情報を収集すると同時に提携活動を検討した。一部機関では既に本学シーズの海外技術移転活動をスタートしている。

（3）自己点検・評価及び情報提供

① 自己点検・評価の体制及び実施状況

全学的な大学評価に対応するための体制として、評価情報室を設置し、各年度計画の実施状況を上半期と通期の2回に分け、各部局に自己点検・評価を実施させ、評価情報室の各作業部会で進捗状況を検証し、中期目標期間の評価及

び年度評価を行うとともに年度計画を作成した。

② 大学情報の積極的な公開・提供及び広報の充実

広報体制の強化を図るため、広報担当の学長特別補佐を新設するとともに室長、室長補佐、室員及び事務職員を構成員とした学長直属の広報室を設置した。また、平成19年度に広報業務専任の事務職員1名を増員し、より一層の全学的な情報収集・管理に努めるとともに、広報体制の強化を図った。

優れた研究成果等を公開するために、プレスリリースの実施手順を明文化し、スムーズに行えるよう体制を整備するとともに、28件（平成19年度12件）のプレスリリースを行った。

（4）その他の業務運営に関する重要事項

① 教育研究基盤の確保と施設等の有効活用の推進

施設点検評価に関する内規及び施設有効活用に関する施設点検評価要項に基づき調査を行い、スペースを再配分した。

研究の活性化により増大するスペース需要に対応するため、学長のリーダーシップの下、流動的に使用できる共用スペースの確保を推進した。特に、産学官連携のためのスペースであるオープンラボを現在建設中である医歯学総合研究棟II期の北側部分で当初計画約400m²を1,473m²に拡充して、平成19年度に使用者を決定した。共用スペースは、平成16年度から合計で3,405m²となった。また、若手研究者のための専用スペース138m²を確保した。これらのスペース確保により、多くの競争的資金を獲得した研究者によるプロジェクト研究が推進された。

施設の長期的利用を可能にするために、施設パトロールを実施して作成した施設維持管理計画に基づき計画的な修繕を実施する一方、老朽化により増加傾向にある施設機能の状況確認のために使われている保守管理費を徹底的に見直し、計画的なコスト縮減に努めた。

特に平成19年度は、保守点検内容を見直し、また、エレベータ保守に複数年契約を導入する等によりコスト縮減を図った。この結果、既存部分に係るコストについては、目標を達成し、床面積当たり4.3%（前年度比）を縮減した。これにより、平成16年度と比較して21.1%減となった。

施設修繕費については、個々の工事について内容の見直し、見積もり金額の交渉、競争入札の徹底等を継続的に行い、平成19年度は約1,300万円を縮減した。

② 工事契約の競争性、透明性及び質の確保

平成18年度に工事における公共調達の適正化に向けた基本的な方針を決定し、平成19年度は競争契約の拡大等を実施した。具体的には100万円以上を引き続き競争契約とし、500万円以上を原則として一般競争及び電子入札とした。また、前工事に続く後工事等従来ならば随意契約としていた工事も原則として競争契約とした。特に、予定価格が1億円以上の新規着手工事については、工事の質を確保するため、原則として工事件数の4割以上に総合評価方式を導入するという目標を設け、それを達成した。また、総合評価方式の透明性を確保するため、競争参加資格審査委員会に外部の学識経験者等を加えて評価を実施した。

③ 安全管理体制の確立及び安全性・信頼性のある教育研究環境の確保

総括安全衛生管理者を委員長とする安全衛生委員会を設置し、安全衛生管理体制を構築するとともに、労働安全衛生法・労働安全衛生規則に基づき、作業環境測定、職場環境の維持管理を目的とした産業医による巡視、一般定期健康診断を含む各種健康診断を実施し、安全衛生委員会への報告及び労働基準監督

署への報告を行った。また、法令・規則の改正に伴い、安全衛生委員会において、過重労働による健康障害防止対策及びメンタルヘルスケア対策を検討し、安全衛生管理のさらなる徹底を図った。

教職員の健康障害防止対策の一環として、アスベスト含有製品使用状況調査を行い、ノンアスベスト製品への代替化及び廃棄処理を全学的に実施し、健康管理の改善を図った。また、職員の健康障害を防止するための衛生管理者の巡視を週1回実施し、全学的な職場環境の衛生的改善措置を行い、安全衛生管理のさらなる徹底を図った。

教職員に対し、メンタルヘルスの保持増進を図ることを目的としたメンタルヘルス研修会を実施し、教職員の健康管理の徹底を図った。

II 大学の教育研究等の質の向上

1 大学の教育の質の向上

本学では、学部教育・大学院教育の強化に向けて各学部・研究科等において様々な方策を講じている。

学部教育においては、教育理念・アドミッションポリシーに沿って、教育担当理事と各学科の教育委員会及び教養部との定期的な教育懇談会において教養教育の在り方、履修体制、連携教育、医学導入教育 (Medical Introductory Course, MIC)、教育方法及びカリキュラムなど検討・見直しを継続的に行つた。平成19年度は、幅広い人間形成のための新教養科目である「彫刻（塑造）」（歯学部学生向け）を教養部の科目（自由選択科目）として、医学科学生にも開講した。また、自然科学系科目において、習熟度別のクラス編成を拡大し、習熟度にあわせたきめ細かい履修指導を行つた。

大学院教育においては、社会人の履修を容易にするために、長期履修学生制度を平成18年度から施行し、平成19年度に医歯学総合研究科5名、保健衛生学研究科2名の大学院生を受入れた。また、医歯学総合研究科と生命情報科学教育部については、6科目の共通化を行つた。さらに、生命情報科学教育部では、医歯学総合研究科で開催される大学院セミナー及び各研究科で開催される大学院特別講義を聴講することにより、単位が取得できる「最先端疾患生命科学特論」を行い、横断的教育体制の充実を進めた。

医歯学総合研究科では、平成18年度から継続して検討してきた、大学院セミナー及び大学院特別講義を博士課程各専攻共通科目とし、平成20年度から、聴講することにより、単位が取得できる「医歯学総合特論」、「医歯学先端研究特論」を行つた。

入学者選抜に係る諸問題については、教育理念・アドミッションポリシーを踏まえ、入学者選抜委員会、入学者選抜方法改善委員会、入試問題作成委員会を通じて、入学後の就学状況の追跡調査を行い、平成20年度入学者選抜方法の改善を図つた。

2 大学の研究の質の向上

本学の医歯学総合研究科、保健衛生学研究科、生命情報科学教育部・疾患生命科学研究部等の研究科及び生体材料工学研究所、難治疾患研究所等の研究所は、より高い国際的競争力を有する研究水準を達成するために、引き続き国内外の優れた大学・大型研究機関との連携による新たな研究体制の導入を図つており、その取り組みはすべての部局で順調に進んでいる。その評価のためには現時点の本学の研究水準及び成果を把握することが不可欠であり、その客観的指標として、過去の一定期間の論文数、論文被引用回数、科学研究費補助金の採択件数・配分額等が挙げられる。

第71回総合科学技術会議（平成19年開催）で報告された国立大学法人等の科学技術関係活動に関する調査結果（平成18事業年度）において、1997年から2006年に刊行された本学の分野別論文数は国立大学法人等計92法人の中で生物・

生化学分野13位、臨床医学分野9位、免疫学分野7位、分子生物学・遺伝学分野13位、神経科学分野12位、学際研究分野9位といずれも高位にランキングされている。また、1997年から2007年までの論文調査（トムソンサイエンティフィック社）によれば、わが国の全研究機関中、論文被引用数では19位（国立大学中14位）、平均被引用数では4位（国立大学中1位）にランクされている。これらの調査結果において高くランクされた他の機関が全て総合大学や大型の研究機関であることを考慮すると、本学の研究水準として特筆すべきことであろう。

また、研究成果と相關すると考えられる科学研究費補助金の採択件数は、平成19年度の場合、採択件数でみると19位、配分額では14位である。前年度と比較して、順位、採択件数、配分額とも着実に増加している。このことも本学の研究水準が着実に向上し、それが高く評価されていることを示している。

一方、平成15年度の21世紀COEプログラムとして採択された「歯と骨の分子破壊と再構築のフロンティア」及び「脳の機能統合とその失調」の2つの研究チームの研究業績が平成19年度もCell、Nature Medicine等の国際的な一流誌に数多く掲載されるとともに、いずれもが引き続き順調に拠点形成の成果を上げており、特に最終年度にあたる本年度は過去5年間の研究成果について各ユニット・事業推進担当毎に整理した冊子体の作成を行つたほか、当該研究の今後の発展の足場となる脳統合機能研究センターの設置が決定し、設置に向けての整備を進めた。

さらに、これらの研究成果を社会に還元することも今日の重要な社会的要請である。本学においては、バイオテクノロジーに特化した知的財産本部が平成15年度に設置され受託研究及び共同研究の支援機能を果たしており、平成19年度においても受託研究及び共同研究の件数、契約金額ともに増加している。

3 医学部附属病院

医学部附属病院の中期計画における平成16～19事業年度は、当初、法人化への不慣れな状況も見られたが試行錯誤の中、ほぼ順調に実施できたと判断できる。

病院長のリーダーシップのもと、2名の副病院長を配置（内科系、外科系）し、病院の管理・運営に関する企画・立案をはじめ、院内における教育・研究・診療に関わる職務を分担させるとともに、病院長補佐体制（8分野：経営改善、診療整備、環境サービス、研修教育、情報管理、安全管理、看護体制、救命救急及び病院長補佐相当の役割を担う「診療情報分析担当」）における任務分担を見直し、対応する事務体制（総務、管理、医事の3課）を含め、意思決定の迅速化、業務の効率化を図りながら、危機管理意識・プロ意識の啓発のための院内研修会・セミナー等の実施を通して、全病院職員の意識改革に努めた。

また、救命救急センターの創設においても、スタッフの確保、関連施設工事や設備購入等様々な課題を解決しながら、東京都・厚生労働省との折衝等を経て、平成19年3月末に正式認可され、現在まで順調に稼働している。

さらに、経営改善面においては、医療材料購入面における経費節減を強力に推し進めるとともに、物流管理システムによる患者個別の経費管理を行い、大きな進展を果たした。

平成19年度においては、これらの取り組みをさらに推し進め、病院運営会議、病院検討委員会等においては、各診療科における外来稼働額、入院稼働額、人件費、収益、医療材料費等を分析した結果を客観的に数値として各診療科長等に示し、経営改善に理解を求めた。

上記の取り組みによる結果が、外来患者数、病床稼働率及び請求額の順調な増加につながった。

病床稼働率	15年度	1,741人
	16年度	1,859人 (対前年度比6.8%増)
	17年度	1,929人 (対前年度比3.8%増)
	18年度	1,997人 (対前年度比3.5%増)
	19年度	2,108人 (対前年度比1.1%増)
収入額	15年度	78.4%
	16年度	81.3% (対前年度比2.9%増)
	17年度	83.5% (対前年度比2.2%増)
	18年度	86.6% (対前年度比3.1%増)
	19年度	86.4% (対前年度比0.2%減)
請求額	15年度	14,296,221千円
	16年度	16,193,115千円 (対前年度比13.3%増)
	17年度	17,226,926千円 (対前年度比 6.4%増)
	18年度	18,367,834千円 (対前年度比 6.6%増)
	19年度	19,943,594千円 (対前年度比 8.6%増)

4 歯学部附属病院

平成16年度から平成19年度の歯学部附属病院の年度計画は比較的順調に推移した。病院経営に関しては、平成18年度を除き、外来患者数、請求額、収入額について、いずれも当初の計画をほぼ達成した。

請求額に関しては、平成17年度は、対前年度比で8%近い増額を示した。平成18年度は、診療報酬改訂 ($\Delta 3.16\%$) で大きな影響を受け、 $\Delta 0.46\%$ の減額となった。しかしながら、収入額ベースでは、平成17年度末に改訂した私費料金及び診療報酬請求の適正化により、前年を1.13%上回る額を確保した。平成19年度は、対前年度比で5%近い増額を示した。

病院の管理運営体制の強化に関しては、病院運営に関する方針、課題等を集約的に検討するため、病院長定例会を改組し、病院運営企画会議を立ち上げ、病院長のリーダーシップが發揮できる体制を整えた。

病院の収入増に関しては、毎月開催される病院運営会議に各診療科、各部門の患者数・稼働額・診療単価を報告した。また、歯科医師の個人別診療費請求額を総務課内に掲示公表し、経営意識の向上を図るとともに、収益増について多方面からアプローチすることを徹底させた。

患者の多様なニーズに応えるために歯科診療組織の再編等を検討した結果、総合診療科を新設して四大診療科とし、特殊な口腔疾患や機能障害に対応するため、摂食リハビリテーション外来を開設した。また、睡眠時無呼吸症候群患者に対する専門外来として、歯科総合診療部にいびき無呼吸歯科外来を設置した。平成19年5月に高齢者歯科外来と障害者歯科治療部の統合を行い、スペシャルケア外来を開設し、全身状態に応じて医学的管理下で治療を行う必要のある患者はスペシャルケア外来、高齢健常者は各専門外来科で診療する患者ニーズに対応した診療体制を整えた。

患者サービスの向上に関しては、病院受付ロビーにカード（クレジットカード、デビットカード）と現金の両方が使用可能な自動精算機を4台設置した。また、1階総合窓口の混雑緩和のため、新たに4階にも受診票返却窓口を設置した。平成19年度にユニット（歯科用治療装置）20台の更新、病棟トイレの大幅な改修、1階ホール及び院内廊下の照明器具を省エネかつ照度の高いものに切り替える等、患者アメニティの充実を図った。また、CT装置、プラズマ減

菌器・歯科用エアドライヤー等の医療機器更新及び冷暖房・給湯設備の改修を行い、診療環境の整備を図った。

病院経営等の改善の觀点から、看護師16名を歯科衛生士に切り替え、各診療科外来に配置して歯科保健指導等の充実を図った。また、診療情報管理士1名を配置し、平成17年度来院患者から各科別診療録を廃止するとともに、1患者1ID番号1診療録に改め中央管理体制に整備した。さらにカルテ管理システムの更新に伴い、カルテの所在について過去の貸出歴を含めて明らかになるシステムを導入し、患者情報の保護を図った。

診療情報委員会（診療入力レセコン機能WG）で、医療情報システムの改善について検討した結果、診療報酬をより適正に行うために、レセコン（算定チェックシステム）を導入した。

平成19年5月から歯学部附属病院が単独で医療情報システムを運営し、診療報酬の請求をより適正化するシステムを構築した。

歯科器材・薬品開発センターを設置し、新しい歯科材料や薬品、先端材料等の情報収集及び臨床研究、臨床応用ができる体制を整えた。また、歯科器材・薬品開発センター内規を改正し、センターの構成員として生体材料工学研究所の教員を配置し、業者の治験等に関する相談に対応した。平成18年度に引き続き平成19年度も歯科器材・薬品開発センターによるシンポジウム等を開催し、歯科器材の薬事申請・認証制度と歯科器材の開発・改良について、各関係者に法的な治験の手続き等について指導・周知した。

地域歯科医療連携センターにより、引き続き地域の専門歯科医療機関として医療連携を推進し、地域住民及び地区歯科医師会からの要望に応えた。

歯学部生卒前の臨床実習、卒後の歯科臨床研修の充実を図るため、歯科臨床研修センターで、研修プログラムの作成、指導歯科医の養成等を行い研修体制を整えた。

平成18年度から始まった歯科医師臨床研修の必修化に対応して、協力型研修施設数を34施設まで拡充するとともに、指導歯科医講習会を延べ6回開催し、総数120名が参加した。また、臨床研修の必修化後、平成19年度には、3コースの研修プログラムにより後期研修（歯科レジデントの養成）を開始した。これにより、卒直後1年の臨床研修で修得した基本的な診療能力（態度、技能及び知識）を習熟統合し、総合診療能力を身につけて、高度先進的技術の実践及び生涯研修の必要性を理解する資質の高い歯科医師の養成が可能となった。

平成19年度病院将来構想ワーキンググループで、II期棟竣工後の移転に伴う病院診療面積の拡充及び診療設備の整備等について検討を開始した。

《患者数等》

病床稼働率	15年度	1,695人
	16年度	1,734人 (対前年度比2.3%増)
	17年度	1,792人 (対前年度比3.3%増)
	18年度	1,741人 (対前年度比2.8%減)
	19年度	1,770人 (対前年度比1.7%増)
収入額	15年度	86.3%
	16年度	85.5% (対前年度比0.8%減)
	17年度	85.0% (対前年度比0.5%減)
	18年度	82.0% (対前年度比3.0%減)
	19年度	81.8% (対前年度比0.2%減)
	15年度	2,985,347千円
	16年度	3,217,853千円 (対前年度比7.8%増)
	17年度	3,475,747千円 (対前年度比8.0%増)
	18年度	3,514,999千円 (対前年度比1.1%増)
	19年度	3,542,921千円 (対前年度比0.8%増)

請求額

15年度 3,007,803千円
16年度 3,239,400千円 (対前年度比7.7%増)
17年度 3,492,012千円 (対前年度比7.8%増)
18年度 3,476,012千円 (対前年度比0.5%減)
19年度 3,635,474千円 (対前年度比4.6%増)

項目別の状況

I 業務運営・財務内容等の状況

(1) 業務運営の改善及び効率化
① 運営体制の改善に関する目標

中期目標	○効率的な組織運営 ・ 効率的・機動的な組織運営体制を整備する。 ○戦略的な学内資源配分の実現 ・ 全学的な経営戦略に立った運営、戦略的な学内資源配分の実現を目指す。	中期	年度	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）	ウェト

中期計画	平成19年度計画	中期 年度	進捗 状況	判断理由（計画の実施状況等）		ウェト
				中期	年度	
○効率的な組織運営の方策 全学的視点に立った経営戦略を企画・立案する運営体制を整備する。<098>		IV	(平成16～18年度の実施状況概略) 国立大学法人法に基づき、役員会、経営協議会及び教育研究評議会を設置するとともに、学長を補佐する体制として学長補佐室を設置し、学長特別補佐を3名から6名に増員し強化を図り、学長の指示に基づき、企画・立案及び調整を行った。また、国立大学法人として経営戦略上、重要な問題は定例役員会及び隨時開催される理事懇談会において協議し、必要な場合は、各担当理事が責任者となって、教員と事務職員が融合したチームを編成し、問題解決に当たった。 本学の経営戦略上、重要と位置付けている附属病院について、医学部附属病院の看護の充実及び看護配置基準（7対1看護）の達成のために看護師の増員を図ることを決定した。また、平成18年4月から医学部附属病院では後期臨床研修制度、歯学部附属病院では歯科臨床研修制度を開始し、教育研究活動の高度化と附属病院の質の向上を図った。			学長を中心とした運営体制において、大学運営に関する企画立案、経営戦略を策定する。<098-1><099-1>
			(平成19年度の実施状況) 学長特別補佐を6名から9名に増員し、学長補佐室の強化を図り、学長の指示に基づき、企画・立案及び調整を行った。 本学の経営戦略上、重要と位置付けている附属病院について、医学部附属病院では、看護師を大幅に採用し、看護の充実及び看護配置基準（7対1看護）を達成した。また、平成19年4月から開始することを承認された医学・歯学を融合した救命救急センターについて、医師並びにコメディカル職員の大幅な増員を図った。歯学部附属病院でも、看護配置基準（7対1看護）を満たし、看護の充実を図った。また、教育研究及び診療体制の充実のため、後期臨床研修制度を立ち上げた。			
大学運営の意志決定に当たって調査・企画等に関し		IV	(平成16～18年度の実施状況概略) 学長を補佐する体制として学長補佐室を設置し、学長特			大学運営の意思決定に当たって調査・企画等に関し

て支援する体制の整備を図る。<099>

別補佐を3名から6名に増員し強化を図り、学長の指示に基づき、企画・立案及び調整を行った。

監査体制の充実を図るために、学長直属の組織として監査室を設置し、内部監査を実施した。また、全学的な大学評価に対応するための評価体制として、理事、教員及び事務職員を構成員にした学長直属の評価情報室を設置し、年度計画の自己点検・評価を行い実績報告書を作成するとともに次年度計画の策定を行った。さらに学外への広報の推進、広報業務の迅速化を目的として学長直属の広報室を設置し、調査・企画等を支援する体制の整備を図った。

て支援する体制の整備を図る。

学長を中心とした運営体制において、大学運営に関する企画立案、経営戦略を策定する。<098-1><099-1>

IV (平成19年度の実施状況)

学長特別補佐を6名から9名に増員し、学長補佐室の強化を図り、学長の指示に基づき、企画・立案及び調整を行った。

本学の経営戦略上、重要と位置付けている附属病院について、医学部附属病院では、看護師を大幅に採用し、看護の充実及び看護配置基準(7対1看護)を達成した。また、平成19年4月から開始することを承認された医学・歯学を融合した救命救急センターについて、医師並びにコメディカル職員の大幅な増員を図った。歯学部附属病院でも、看護配置基準(7対1看護)を満たし、看護の充実を図った。また、教育研究及び診療体制の充実のため、後期臨床研修制度を立ち上げた。

経営戦略に基づいた迅速な学部運営が可能となるよう、部局間の連絡調整の強化を図る。<100>

III

(平成16～18年度の実施状況概略)

全学委員会を43から36に削減した。また、部局間の連絡調整の強化を図るため、部長等連絡会及び事務協議会を毎月1回開催した。

全学委員会等で対応できない緊急性の高い事項については、理事が責任者となって教員と事務職員が融合したチームを編成して対応する体制を整え、平成18年度は、理事、部局長及び事務職員を構成員とした教員組織の在り方等に関する検討WGを設置した。

III

(平成19年度の実施状況)

部長等連絡会及び事務協議会の下に事務連絡調整会議を設置し、実務者レベルの連絡調整の強化を図り事務の円滑な運営をさらに強化した。

平成16～19年度に実施済みのため、平成20～21年度は実施予定なし。

○戦略的な学内資源配分の実現の方策
全学的視点から全学的な学内資源配分を行う体制を構築する。<101>

IV

(平成16～18年度の実施状況概略)

全学的視点から戦略的な学内資源配分として、学長裁量経費、人員枠及び共用スペースを設定し体制を構築した。学長裁量経費については、毎年度124,000千円を確保し、学長裁量人員枠については、定員の一部を確保した。

共用スペースについては、全体で1,932m²を確保するとともに、II期棟の計画を本学の教育研究の進展を反映して見直しを図り、オープンラボを当初計画の約400m²から約1,500m²に拡充を図るなど戦略的なスペース配分を検討した。

IV

(平成19年度の実施状況)

全学的視点から戦略的な学内資源配分として、学長裁量経費124,000千円を確保し、学長裁量人員枠として、定員

学長を中心とした運営体制において、経営戦略に沿った戦略的な学内資源配分を推進する。

	する。<101-1>		の一部を確保した。 共用スペースについては、医歯学総合研究棟II期北側に1,473m ² のオープンラボを確保し、全体で3,405m ² となった。		
教育研究等の成果に基づく重点的な資源配分を推進する。<102>		IV	<p>(平成16~18年度の実施状況概略) 教育研究等の成果に基づく重点的な資源配分として、学長裁量経費については、ハーバード・メディカル・インターナショナルとの医学教育提携、大学教育改革の支援プログラム、疾患モデル研究センターの整備、生命倫理研究センターの整備、電子ジャーナルの充実のための経費を配分した。 学長裁量人員枠については、医学部附属病院の診療体制について特に救命救急センター及び手術部門の強化を図るため教員11名と新たな研究戦略を開発するため教員1名を重点配分した。 共用スペースについては、21世紀COEプログラムや戦略的に競争的資金を獲得した研究者を優先し、特別教育研究経費のプロジェクト（1件）及び科学技術振興調整費の新規採択課題（2件）を対象にコモンラボを配分した。また、科学技術振興調整費「若手研究者の自立的研究環境整備促進」プログラム「メディカル・トップトラック制度の確立」に対応した若手研究者のための専用スペースとして、138m²を配分した。</p>	学長を中心とした運営体制において、教育研究等の成果に基づく重点的な資源配分を推進する。	
		IV	<p>(平成19年度の実施状況) 学長裁量経費については、硬組織疾患研究プロジェクトの推進に7,000千円、電子ジャーナルの充実のために30,000千円、教育研究等の取組・成果を広報するための経費として8,000千円を配分した。 共用スペースについては、医歯学総合研究棟II期北側に1,473m²のオープンラボを確保し、使用者を決定した。</p>		
		ウェイト小計			

I 業務運営・財務内容等の状況

- (1) 業務運営の改善及び効率化
 (2) 教育研究組織の見直しに関する目標

中期目標	○教育研究組織の編成の見直し <ul style="list-style-type: none"> ・ 教育研究組織のあり方について社会ニーズ、学術動向を踏まえた体制を構築する。
------	---

中期計画	平成19年度計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）		ウェト
			中期	年度	
○教育研究組織の編成・見直しのシステムに関する具体的方策 教育、研究、診療それぞれの項目別の評価を行うとともに、教員、学生、患者といった様々な視点からの評価を行うことで、教育・研究・診療組織の活性化に活用可能な評価システムの導入を図る。<103>		III	<p>(平成16～18年度の実施状況概略) 理事、教員及び事務職員を構成員にした学長直属の組織として評価情報室を設置した。この評価情報室に「教育」「研究」「組織・施設」「財務・病院・産学連携」「情報データベース」の5つの作業部会を設置し、全学的な評価を実施する体制を整えた。 教員業績評価については、部局毎に教育、研究、診療等の評価項目等を定めた実施要項を基に評価を実施した。 人事評価システムについては、導入スケジュールを作成し、それに基づき民間等から収集した資料の分析を行い、その結果を踏まえ、教員は、大学全体の一般的な評価基準を定め、各部局の特性に応じて評価領域・項目等を各部局が決定できる方式により実施すること、また、教員以外の職員については、各職種毎にその特殊性がある評価項目を取り入れた方式で実施することとし、平成19年度実施に向け、その素案を作成した。</p>		教育・研究・診療組織の活性化に活用可能な評価システムの導入を図る。
			III	(平成19年度の実施状況) 勤勉手当成績率や昇給区分の基準を定め、その基準に基づき各部局長から成績優秀者を推薦させた後、学長が評価を決定し、全ての職員に対して、その評価結果を勤勉手当や昇給に反映させた。 さらに精度を高めた評価を実施するために、平成18年度に民間等から収集した資料を分析して作成した素案について、労働者の部局代表者等と話し合いを行い、その話し合いで得られた意見を参考にして、職種毎、職階毎に規定した評価要素、評価する際の基準例の表現や評価表などの見直し及び実施する際の細かな手順などを規定した要領の作成などを行い、規則等の案を作成した。 新しい個人評価に対する意識啓発を図り、認識を高めるとともに、新たに見直した規則等の案にかかる検討課題を実証的に確認し、今後の参考資料を得ることを目的として、試行を実施した。今後、その試行結果やアンケートに基づき、より精度の高い評価を可能とするシステムの構築を目指し、見直しを行う。	
上記の評価は、昇進、表彰、任期制に連動させ、優		III	<p>(平成16～18年度の実施状況概略) 教員業績評価については、部局毎に教育、研究、診療等</p>		教育・研究・診療組織の活性化に活用可能な評価シ

秀な人材の確保に努める。
<104>

の評価項目等を定めた実施要項を基に評価を実施した。人事評価システムについては、導入スケジュールを作成し、それに基づき民間等から収集した資料の分析を行い、その結果を踏まえ、教員は、大学全体の一般的な評価基準を定め、各部局の特性に応じて評価領域・項目等を各部局が決定できる方式により実施すること、また、教員以外の職員については、各職種毎にその特殊性がある評価項目を取り入れた方式で実施することとし、平成19年度実施に向け、その素案を作成した。

ステムの導入を図る。

教育・研究・診療組織の活性化に活用可能な評価システムの構築について検討する。
<103-1><104-1>

III (平成19年度の実施状況)
勤勉手当成績率や昇給区分の基準を定め、その基準に基づき各部局長から成績優秀者を推薦させた後、学長が評価を決定し、全ての職員に対して、その評価結果を勤勉手当や昇給に反映させた。
さらに精度を高めた評価を実施するために、平成18年度に民間等から収集した資料を分析して作成した素案について、労働者の部局代表者等と話し合いを行い、その話し合いで得られた意見を参考にして、職種毎、職階毎に規定した評価要素、評価する際の基準例の表現や評価表などの見直し及び実施する際の細かな手順などを規定した要領の作成などを行い、規則等の案を作成した。
新しい個人評価に対する意識啓発を図り、認識を高めるとともに、新たに見直した規則等の案にかかる検討課題を実証的に確認し、今後の参考資料を得ることを目的として、試行を実施した。今後、その試行結果やアンケートに基づき、より精度の高い評価を可能とするシステムの構築を目指し、見直しを行う。

教育、研究、診療の各組織の在り方を検討し、最適な運営形態の実現を目指す。
<105>

(平成16～18年度の実施状況概略)
医学部附属病院では、教育研究体制の充実のため、分野及び授業科目の新設・変更を検討し実施した。
医学部附属病院の看護師等の採用について、優秀な人材の確保を目的に非常勤看護師を常勤看護師（105名）に振替え、歯学部附属病院では看護師を歯科衛生士（16名）に振替え、歯科保健指導等の充実による患者サービスの向上を図った。

時限付きの教育研究組織として、「硬組織疾患ゲノムセンター」及び「生命倫理研究センター」を設置した。

平成18年1月に医学部附属病院に救命救急センターを設置し、同年7月より本格稼働を行い、ホットラインによる3次救急対応を行った。

医学部附属病院の看護の充実及び看護配置基準（7対1看護）の達成のために看護師の増員を図ることを決定し、大幅な看護師を確保した。

医学部附属病院の救命救急センター及び手術部門の強化を図るために教員11名と新たな研究戦略を開発するため教員1名を学長裁量人員枠で重点配分した。

教育、研究、診療の各組織の在り方を検討し、最適な運営形態を実現する。

必要に応じ教育、研究、診療の各組織の在り方を検討し、組織体制や人員配置を見直す。
<105-1><106-1>

III (平成19年度の実施状況)
国立大学法人東京医科歯科大学の分野・診療科等における教員組織の在り方に関する要項を平成19年4月より施行し教員の権限と責任の明確化を図った。

			<p>医学部附属病院では、看護師を大幅に採用し、看護の充実及び看護配置基準（7対1看護）を達成した。また、平成19年4月から開始することを承認された医学・歯学を融合した救命救急センターについて、医師並びにコメディカル職員の大幅な増員を図った。</p> <p>歯学部附属病院では、看護配置基準（7対1看護）を満たし、看護の充実を図った。また、教育研究及び診療体制の充実のため、後期臨床研修制度を立ち上げた。</p> <p>21世紀COEプログラム「脳の機能統合とその失調」をさらに発展させるための教育研究組織として、「脳統合機能研究センター」を設置し、教育研究を推進した。</p>	
研究組織と診療組織との関係を明確にし、教育・研究・診療に係る教員の権限と責任の明確化を図る。<106>	<p>必要に応じ教育、研究、診療の各組織の在り方を検討し、組織体制や人員配置を見直す。<105-1><106-1></p>	III	<p>(平成16~18年度の実施状況概略) 学長の下に教員組織の在り方等に関する検討WGを設置し、本WGで①助教授と准教授、助手（現行制度）と助教の関係、②助手（新制度）の在り方、③講座等の適切な教員組織の在り方等について、基本的な考え方や方向性を取りまとめた。また、教員の役割分担の下で組織的な連携体制を確保し、教育研究診療に係る責任の所在を明確にするための教員組織として、各部局に、講座、研究部門、診療部門又はこれに代わる組織を引き続き置くこととし、これを全学規程において定めた。</p>	平成16~19年度に実施済みのため、平成20~21年度は実施予定なし。
学生に対する総合的な指導の充実を図るための体制について検討する。<107>		III	<p>(平成16~18年度の実施状況概略) 学生支援のためのスクーデントセンターの設置については、学務関係の事務部門の一元化の検討とも絡み、学部学生・大学院学生を含めた教務システム構築について引き続き検討を行った。</p> <p>臨床教育では、社会からの強い要望から、救命救急センターの設置を行い、平成18年7月より3次救急の受け入れを開始するとともに、平成18年11月よりOSCE及びCBTの本学基準を満たした5年生を対象にクリニカルクラークシップを開始した。さらに、クリニカルクラークシップの充実のため人材の補強を行った。</p> <p>WebCT、ネットアカデミー、マルチメディアシミュレーション教材の作成及び運用などの全学的なe-learningの支援組織として、附属図書館にメディア情報掛を設置し強化</p>	学生の諸問題に係わる担任、保健管理センターの現状を見直しつつ、スクーデントセンターの設置に向けて検討する。

			を図った。	
	学生の諸問題に係わる担任、保健管理センターの現状を見直しつつ、スチューデントセンターの設置に向けて検討する。<107-1>	III	<p>(平成19年度の実施状況)</p> <p>教養部及び各学科、各研究科等において担任制、チーター制(グループ別担当教員、卒業研究担当教員)、あるいはアドバイザリー教員制等を取り、学生の日常生活、研究・教育上の相談に乗った。これらの担当教員は保健管理センターとの協力の下、学生の精神面を重視し、健康管理体制の強化を図っており、その後は各学科の学生委員会が対応した。</p> <p>学生支援に関する打ち合わせを行い、今後の学生支援の方向について全学的な合意を得るとともに、スチューデントセンターの設置について、学部学生・大学院学生を含めた教務システム構築について引き続き検討を行った。</p>	
○教育研究組織の見直しの方向性 海外の権威ある諸大学との連携などを推進し、国際的な競争力のある教育研究組織を構築する。<108>		IV	<p>(平成16～18年度の実施状況概略)</p> <p>学術交流については、新たに11大学を加え、海外の59大学・学部等と締結し、積極的に教員・学生の交流を進めた。医学部では、ハーバード・メディカル・インターナショナルとの提携やインペリアル・カレッジ（英国）との交流協定により教育の充実を図った。</p> <p>医歯学総合研究科では、大学教育の国際化推進プログラムとして「医療グローバル化時代の教育アライアンス」が採択され、WHO並びに海外の国際的研究機関と連携を強化し、教育研究を推進した。</p> <p>生命情報科学教育部・疾患生命科学研究部では、国際交流担当教員を設置し、北京大学（中国）の大学院生受入れシステムを整備した。</p> <p>難治疾患研究所では、先端研究拠点事業として「骨・軟骨疾患の先端的分子病態生理学研究の国際的拠点形成」が採択され、ハーバード大学（米国）、トロント大学（カナダ）、ウィーン分子病理学研究所（オーストリア）との共同研究および学際交流を推進した。</p>	海外の大学と積極的な連携を行う。
	海外の大学と積極的な連携を行う。<108-1>	IV	<p>(平成19年度の実施状況)</p> <p>本年度新たに、コンケン大学歯学部（タイ）と学術交流協定の締結を行った。また、キングス・カレッジ（英国）の教員、大学院生を招聘し、本学の大学院生とともに発表会を開催し、今後の2校間研究者相互受け入れの基礎を作った。さらに、ガーナ大学野口研究所とも研究連携の基盤整備を行った。</p> <p>難治疾患研究所では、フランスの5高等教育・研究機関（パリテック農学校、エコール・ノルマル・シュペリウール・ドゥ・リヨン、パリ第11大学、ポアチエ大学、国立学生交流センター）との情報交流を行った。この交流に基づき、エコール・ノルマル・シュペリウール・ドゥ・リヨン（フランス）との研究・教育に関する部局間交流協力を締結した。研究交流を拡大するため、海外の5研究機関（ルイパスツール大学（フランス）、フランス筋疾患研究所（フランス）、全インド医科学研究所（インド）、香港大学（中国）、テキサス大学（米国））内の分野との分野間研究交流協定を締結した。国際研究交流協定に基づいた研究者の派遣（韓国、フランス）を実施した。</p>	

			<p>既存の海外の協定機関・提携機関とも積極的に交流を実施した。今年度もハーバード・メディカル・インターナショナルやインペリアルカレッジ等の協定大学との学生交流（ハーバード派遣7名、インペリアル派遣4名・受入3名）や、客員教授制度を利用した研究者・教育者の受け入れ、WHOをはじめとする共同研究の実施や国際シンポジウムの開催などの事業を多岐にわたって行った。</p> <p>生体材料工学研究所では、北京大学口腔医学院との学術交流提携に基づき、教員との交流を図るとともに、韓国慶北大学との研究交流協定に基づき教員派遣を行い、日本学術振興会外国人特別研究員制度を活用して、ウクライナ科学アカデミー及びブルガリア科学アカデミーより上級研究者1名づつを受け入れ継続するなど医歯工共同研究の強化を推進した。さらに、知的財産本部では、知財フェローのワシントン大学（米国）ロースクール研修を実施（3週間、3名参加）するとともに、フランスのリールで行われたユーロバイオに本学シーズを出展、海外展開の第1歩を踏み出した。</p>	
<p>在学中の学生評価のみならず、卒業生の追跡調査・評価を行うことにより、教育システムの恒常的改善を図る。<109></p> <p>在学生の成績評価、就学態度、卒後の追跡調査を行い、入学者選抜方法、教育内容・システムの見直しを継続的に進める。<109-1></p>	IV	<p>(平成16～18年度の実施状況概略) 教養部と各学部・学科間において、理事（教育担当）、各学科長及び教育委員会委員長等を構成員とした教育懇談会を立ち上げ、教養教育・学部間教育の在り方について検討・見直しを行った。また、入学者選抜の在り方を検討し、入学者選抜方法改善委員会に進言を行った。 卒後の追跡調査については卒業生の就職先等についての調査を行った。さらに詳細な追跡調査については今後引き続き検討することとした。</p> <p>(平成19年度の実施状況) 本学の教育理念・各学科のアドミッション・ポリシーを踏まえ、入学試験委員会、入学者選抜方法改善委員会、入学試験問題作成委員会を通じて、入学後の就学状況の追跡調査及び成績評価を行い、平成20年度入学者選抜方法の改善を図った。また、就職先アンケートを実施するとともに、その結果を各教務担当等にフィードバックし、カリキュラムの見直しを進めた。</p>	<p>在学生の成績評価、就学態度、卒後の追跡調査を行い、入学者選抜方法、教育内容・システムの見直しを継続的に進める。</p>	
<p>重点的研究テーマの推進体制等については、全学的な視点から戦略的に対応する。<110></p>	IV	<p>(平成16～18年度の実施状況概略) 学長が座長となり、研究担当理事と各部局の教員で構成される研究戦略会議を設置し、21世紀COEプログラムを中心とした大型プロジェクトを全学的に支援する体制を構築した。 各部局等においては、それぞれ研究プロジェクトを推進するための委員会等によりプロジェクト研究の企画や評価に関する検討・実施を行った。 疾患生命科学研究部、生体材料工学研究所、難治疾患研究所におけるケミカルバイオロジーを重点研究テーマとした研究の共同対応をはじめとして、本学の特徴を活かした各部局等所属の教員相互の医歯工連携によるプロジェクト「医歯工連携による人間環境医療工学の構築と人材育成」を立ち上げ、連携を図りながら研究を推進した。</p>	<p>重点的研究テーマについて、組織を超えた連携を進める。</p>	

重点的研究テーマについて、組織を超えた連携を進める。<110-1>	<p>IV (平成19年度の実施状況)</p> <p>研究戦略会議が主体となり、21世紀COEプログラムを中心とした大型プロジェクトを全学的に支援する体制を継続した。21世紀COEプログラムでは、学内部局や他施設からの基礎・臨床に広がる研究者を融合し、セミナー、ワークショップ、国際シンポジウムなどを開催し世界的にも認知されつつある。</p> <p>各部局等内においてはそれぞれ、研究プロジェクトを推進するための委員会等によりプロジェクト研究の企画や評価に関する検討・実施を行っており、数多くの分野を越えた研究成果の発表も積極的に行なった。疾患生命科学部、生体材料工学研究所、難治疾患研究所におけるケミカルバイオロジーを重点研究テーマとした「ケミカルバイオロジー推進基盤創出事業」を推進した。また、本学の特徴を活かした各部局等所属の教員相互の医歯工連携によるプロジェクト「医歯工連携による人間環境医療工学の構築と人材育成」など連携を図りながら研究を推進した。</p>		
ウェイト小計			

I 業務運営・財務内容等の状況
 (1) 業務運営の改善及び効率化
 ③ 人事の適正化に関する目標

中期目標	○人事の適正化 ・ 人事の適正化に努め、効率的な大学運営を行う。
------	-------------------------------------

中期計画	平成19年度計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）		ウェト		
			中期	年度		中期	年度
○全職員共通の人事に関する目標達成のための措置 個人の業績を適切に評価し、評価結果を処遇に反映させるシステムを検討する。<111>		III	<p>(平成16～18年度の実施状況概略) 教員及びそれ以外の職員の評価基準等について、大学・民間企業を直接訪問する等の方法で、資料、情報の収集並びに調査を行い、その結果を比較一覧表にまとめ収集資料を分析し、その結果を踏まえ、教員は、大学全体の一般的な評価基準を定め、各部局の特性に応じて評価領域・項目等を各部局が決定できる方式により実施すること、また、教員以外の職員については、各職種毎にその特殊性がある評価項目を取り入れた方式で実施することとし、平成19年度実施に向け、その素案を作成した。</p>		精度を高めた評価を実施するにあたり、評価項目・評価方法等についてさらに検討を行い、評価結果を処遇に反映させるシステムを再構築するとともに、その評価結果の効果的な活用方法について検討する。		
			<p>(平成19年度の実施状況) 勤勉手当成績率や昇給区分の基準を定め、その基準に基づき各部局長から成績優秀者を推薦させた後、学長が評価を決定し、全ての職員に対して、その評価結果を勤勉手当や昇給に反映させた。 さらに精度を高めた評価を実施するために、平成18年度に民間等から収集した資料を分析して作成した素案について、労働者の部局代表者等と話し合いを行い、その話し合いで得られた意見を参考にして、職種毎、職階毎に規定した評価要素、評価する際の基準例の表現や評価表などの見直し及び実施する際の細かな手順などを規定した要領の作成などを行い、規則等の案を作成した。 新しい個人評価に対する意識啓発を図り、認識を高めるとともに、新たに見直した規則等の案にかかる検討課題を実証的に確認し、今後の参考資料を得ることを目的として、試行を実施した。今後、その試行結果やアンケートに基づき、より精度の高い評価を可能とするシステムの構築を目指し、見直しを行う。</p>				
人件費の効率的運用のための全学的視点からの人件費管理を実施する。<112>		IV	<p>(平成16～18年度の実施状況概略) 人件費管理システムを構築し、人件費の一元管理を行い、学長裁量人員枠として欠員分の確保と第10次定員削減を実施するとともに削減定員を確保し、学長のリーダーシップを発揮できる体制を整備した。また、人件費の支給実績を詳細に分析し、年間見込額及び毎月支給実績後の年間見込額の修正に反映させ、常に精度の向上に努め、効率的な運用を図った。</p>		全学的視点から人件費の効率的な運用を推進する。		

			<p>医学部附属病院では、後期臨床研修制度を立ち上げ、大幅な人員確保を行い、医学教育及び診療体制の充実を図った。また、看護配置基準（7対1看護）の達成のため、大幅に看護師を確保した。</p> <p>歯学部附属病院では、平成19年度に歯学教育及び診療体制の充実のため、後期臨床研修制度を立ち上げることとした。</p> <p>障害者を採用する手段として、インターンシップ制度を設け、複数の養護学校の生徒を受け入れ、その結果、平成19年度に2名の障害者を採用することとした。</p> <p>平成17年度に実施した事務部門の業務量の調査結果に基づき、平成18年度は業務量の少ない部署から業務量の多い部署に人員を再配置し、各部署間の業務量の不均衡の改善を図った。</p>	
○教員の人事に関する目標達成のための措置 教員の公募制の拡大を図る。<113>		IV	<p>(平成19年度の実施状況)</p> <p>平成19年度の人事費見込みについては毎月の給与支給実績を把握し、各月の当該実績と見込み額や前年度の変動状況との比較を行って分析するとともに、見込み額を随時修正して常に精度の向上に努め、効率的な運用を図った。</p> <p>人事費管理については、新システムによる積算をすべく、必要な環境及び設定等を整備しつつ、本学が求める精度を検証中である。</p> <p>医学部附属病院では、看護師を大幅に採用し、看護の充実及び看護配置基準（7対1看護）を達成した。また、平成19年4月から開始することを承認された医学・歯学を融合した救命救急センターについて、医師並びにコメディカル職員の大幅な増員を図った。</p> <p>歯学部附属病院では、看護配置基準（7対1看護）を満たし、看護の充実を図った。また、教育研究及び診療体制の充実のため、後期臨床研修制度を立ち上げた。</p> <p>障害者雇用については、インターンシップ制度の導入等により、障害者の雇用の促進等に関する法律に定められた法定雇用率を満たしている。</p> <p>事務部門の業務量調査を定期的に実施することとし、第二回目の同調査を実施した。また、調査結果に基づき、各部署間の業務量の均等を図るために、人員を再配置し改善を図った。</p>	
任期制の導入を促進する。<114>	III		<p>(平成16～18年度の実施状況概略)</p> <p>公募制導入状況調査を実施し、公募制を導入することが有意義であると認めた職種については、学問・研究等の継続性等に配慮し、段階的に導入し拡大する方針とした。</p> <p>公募制の導入については、補充の緊急性、診療体制及び部門等の円滑な運営を図る必要性があると判断した場合を除き、原則公募制とした。</p> <p>(平成19年度の実施状況)</p>	17～18年度に実施済みのため、20～21年度は実施予定なし。

			<p>年度以降、昇任した者あるいは新規採用された者については、全員に同制度を適用している。</p> <p>(平成19年度の実施状況)</p>	
人件費の効率的運用及び人材の有効活用を検討する。<115>	IV	<p>(平成16～18年度の実施状況概略)</p> <p>人件費管理システムを構築し、人件費の一元管理を行い、学長裁量人員枠として欠員分の確保と第10次定員削減を実施するとともに削減定員を確保し、学長のリーダーシップを発揮できる体制を整備した。また、人件費の支給実績を詳細に分析し、年間見込額及び毎月支給実績後の年間見込額の修正に反映させ、常に精度の向上に努め、効率的な運用を図った。</p> <p>医学部附属病院では、後期臨床研修制度を立ち上げ、大幅な人員確保を行い、医学教育及び診療体制の充実を図った。また、看護配置基準（7対1看護）の達成のため、大幅に看護師を確保した。</p> <p>歯学部附属病院では、平成19年度に歯学教育及び診療体制の充実のため、後期臨床研修制度を立ち上げることとした。</p> <p>障害者を採用する手段として、インターンシップ制度を設け、複数の養護学校の生徒を受け入れ、その結果、平成19年度に2名の障害者を採用することとした。</p> <p>平成17年度に実施した事務部門の業務量の調査結果に基づき、平成18年度は業務量の少ない部署から業務量の多い部署に人員を再配置し、各部署間の業務量の不均衡の改善を図った。</p>	17～18年度に実施済みのため、20～21年度は実施予定なし。	
			(平成19年度の実施状況)	
国内外の世界的な教育・研究者等の受け入れを促進するための環境の充実を図り、その制度については弾力的運用を図る。<116>	III	<p>(平成16～18年度の実施状況概略)</p> <p>世界的な教育・研究者の受入促進のため、私立大学における任用・給与制度について、調査を実施し外国人研究員の取扱いを定め、学長の裁量により柔軟な給与決定を可能とする制度を整備した。また、欧米諸国における大学職員の職の種類、任用形態、採用、資格、給与制度などの情報を得て、その結果、新任用・給与制度において外国人研究員の取扱い及び給与決定上の弾力的な運用を可能とし、受け入れ促進の環境を整えた。</p>	17～18年度に実施済みのため、20～21年度は実施予定なし。	
			(平成19年度の実施状況)	
○他の職員の人事に関する目標達成のための措置 職員の能力開発、専門性の向上のため、研修の充実を図る。<117>	IV	<p>(平成16～18年度の実施状況概略)</p> <p>法人化に伴う労働基準法・労働安全衛生法等の研修の実施や職員の能力開発及び専門性の向上を目的とした研修として、個人情報保護に関する研修、接遇研修、消費税、簿記に関する専門的研修、国立大学法人会計基準に関する研修、掛長研修、中堅職員研修、英会話研修、パソコン研修、放送大学を利用した研修、大学マネジメントセミナー、メンター養成研修等に積極的に参加させ、職員の意識・能</p>	職員の能力開発及び専門性の向上を目的とした研修の継続的な実施を行う。	

			力の向上を図った。	
職員の能力開発及び専門性の向上を目的とした研修の継続的な実施を行う。<117-1>	IV	(平成19年度の実施状況) 職員の能力開発及び専門性の向上を目的とした研修として、接遇研修や国際化に対応するための英会話研修、事務情報化の推進を図るためのパソコン研修を継続して実施し、国立大学協会等で主催する大学マネージメントセミナーや人事院主催のメンター養成研修等に積極的に参加させた。 主任に対し、主任としての責務を自覚させるとともに、本学及び本学を取り巻く諸問題に対処する資質の向上を目的とした主任研修を実施するとともに、新たに、ヒューマンスキルを含めた社会人として必要な基礎知識を身につけること及び能力開発を行うことを目的として、集合研修への参加が困難な職員も受講できるように、自宅パソコンでも研修が可能なe-ラーニング研修を実施し、職員の意識、能力の向上を図った。		
公募制がなじむ職種については公募による任用を検討する。<118> (17~18年度に実施済みのため、19年度は年度計画なし)	IV	(平成16~18年度の実施状況概略) 公募制導入状況調査を実施し、公募制を導入することが有意義であると認めた職種については、学内事情を配慮のうえ、段階的に導入し拡大する方針とし、管理運営上全学的に公募制を導入することの意義を認め、特に有意義と認める職種から導入した。 (平成19年度の実施状況)	17~18年度に実施済みのため、20~21年度は実施予定なし。	
柔軟な勤務時間制度の導入等の多様な人事制度の整備を検討する。<119> (17~18年度に実施済みのため、19年度は年度計画なし)	IV	(平成16~18年度の実施状況概略) 職員の労働時間制度について、看護師については、従来の3交替制勤務のみで行っていたものに、2交替制勤務を取り入れることとし、看護師の労働時間をフレキシブルに設定できる体制を整備した。 全教員については、効果的な教育、研究等の充実を図るために、各教員が自由に教育、研究等の時間を設定できる専門業務型裁量労働制を導入した。また、事務職員等については、多様な勤務形態に対処するため4週間単位の変形労働時間制を導入した。 高年齢者雇用確保措置として、継続雇用制度を導入し、定年退職後においても、再任用職員として引き続き雇用する制度を設けた。 (平成19年度の実施状況)	17~18年度に実施済みのため、20~21年度は実施予定なし。	
専門性を有する特定職種については、人材の計画的な養成を図る。<120>	IV	(平成16~18年度の実施状況概略) 安全衛生管理に従事する作業主任者等や特定職種の職員を対象に、「局所排気装置」や「化学物質管理」をテーマとした安全衛生に関する研修を実施し、専門性を有する業務に従事する職員を対象に、教務事務職員研修、リスクマネージャー研修、専門分野別実践セミナー、診療報酬に関する勉強会、附属病院医療訴訟事務担当者研修等に参加させ職員に基本的・専門的な知識を身に付けさせ、能力開発、	専門性の向上を目的とした特定職種の職員に対する研修の継続的な実施を行う。	

		専門性の向上を図った。 管理体制の整備を図ることを目的に、職員に職務上必要である、第一種圧力容器作業主任者、放射線取扱主任者等の資格を取得させ、安全対策の強化を図った。	
	IV	(平成19年度の実施状況) 安全衛生管理に従事する作業主任者等や有機溶剤、高圧ガス等を取り扱う職員を対象に、「有機溶剤による健康障害防止」や「高圧ガスの災害防止と安全確保」をテーマとした安全衛生に関する研修会を実施した。 専門性を有する業務に従事する職員に対し、国立大学協会関東甲信越地区・東京地区支部主催の専門分野別実践セミナー（財務、広報、人事・労務の3分野）、文部科学省主催の治験コーディネーター研修、日本看護協会主催の看護職員研修等の60種類の研修に参加させ、職員に基本的・専門的な知識を身に付けさせることによって能力開発、専門性の向上を図った。	
ウェイト小計			

I 業務運営・財務内容等の状況

(1) 業務運営の改善及び効率化

④ 事務等の効率化・合理化に関する目標

中期目標	<ul style="list-style-type: none"> ○事務組織の見直し <ul style="list-style-type: none"> ・ 教育・研究・診療体制への柔軟且つ速やかな対応を目指す。 ○事務職員の専門性向上 <ul style="list-style-type: none"> ・ 事務職員の大学運営・企画へ積極的参画を目指す。 ○事務処理の合理化・効率化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 業務の合理化・効率化のため、経費の節減、効率的な施設・整備の運営を図る。 			

中期計画	平成19年度計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）		ウェイト
			中期	年度	
○事務組織編成の方策 大学運営の企画立案等に適切に応対し、大学運営に積極的に参加可能な事務組織の編成、職員の配置を図る。<121>	<p>必要に応じ法人運営に適した事務組織を整備する。<121-1><122-1></p>	III	(平成16～18年度の実施状況概略) 監査体制の充実を図るために監査室、全学的な大学評価に対応するために評価情報室及び学外への広報の推進等を図るために広報室をそれぞれ学長直属の組織として設置した。また、大学評価に対応するため、総務課評価掛を設置した。 教職員の労務管理上の業務等のために、新たに人事部、人事部職員課を設置した。また、横断的な学生サービスの向上のために学務部を設置した。	(平成19年度の実施状況) 医歯学総合研究棟（II期）の一部竣工に伴う移転業務等を円滑に行うため、経理部内の職員の配置を見直し、平成19年4月から新棟企画掛を設置した。 大学院室、契約室及び入学主幹室をそれぞれ平成19年4月から大学院課、契約課及び入試課に変更し、事務組織の充実を図った。	必要に応じ法人運営に適した事務組織を整備する。
			(平成16～18年度の実施状況概略) 産学連携支援体制の強化のため、総務部研究協力課に研究協力第三掛を設置するとともに、職員を増員した。 救命救急センターの本稼働に向けて、医学部医事課に救命救急事務室を設置した。 教育の情報化に関するシステムの構築・運用を行うために、附属図書館にメディア情報掛を設置した。 物品等の購入に係る検収機能を強化するため、経理部契約室に物品検収センターを設置した。	(平成19年度の実施状況) 医歯学総合研究棟（II期）の一部竣工に伴う移転業務等を円滑に行うため、経理部内の職員の配置を見直し、平成19年4月から新棟企画掛を設置した。 大学院室、契約室及び入学主幹室をそれぞれ平成19年4月から大学院課、契約課及び入試課に変更し、事務組織の	
特化した方針等に対する集中的な支援を可能とするため、適切な事務組織の編成・職員の配置を図る。<122>	<p>必要に応じ法人運営に適した事務組織を整備する。<121-1><122-1></p>	III	(平成16～18年度の実施状況概略) 監査体制の充実を図るために監査室、全学的な大学評価に対応するために評価情報室及び学外への広報の推進等を図るために広報室をそれぞれ学長直属の組織として設置した。また、大学評価に対応するため、総務課評価掛を設置した。 教職員の労務管理上の業務等のために、新たに人事部、人事部職員課を設置した。また、横断的な学生サービスの向上のために学務部を設置した。	(平成19年度の実施状況) 医歯学総合研究棟（II期）の一部竣工に伴う移転業務等を円滑に行うため、経理部内の職員の配置を見直し、平成19年4月から新棟企画掛を設置した。 大学院室、契約室及び入学主幹室をそれぞれ平成19年4月から大学院課、契約課及び入試課に変更し、事務組織の	必要に応じ法人運営に適した事務組織を整備する。
			(平成16～18年度の実施状況概略) 産学連携支援体制の強化のため、総務部研究協力課に研究協力第三掛を設置するとともに、職員を増員した。 救命救急センターの本稼働に向けて、医学部医事課に救命救急事務室を設置した。 教育の情報化に関するシステムの構築・運用を行うために、附属図書館にメディア情報掛を設置した。 物品等の購入に係る検収機能を強化するため、経理部契約室に物品検収センターを設置した。	(平成19年度の実施状況) 医歯学総合研究棟（II期）の一部竣工に伴う移転業務等を円滑に行うため、経理部内の職員の配置を見直し、平成19年4月から新棟企画掛を設置した。 大学院室、契約室及び入学主幹室をそれぞれ平成19年4月から大学院課、契約課及び入試課に変更し、事務組織の	

			充実を図った。	
組織業務の恒常的な見直しを行い、効率的な組織の編成・職員配置等を図る。<123>		III	<p>(平成16～18年度の実施状況概略) 組織業務の見直しについては、隨時、部長等連絡会で提案、検討そして実施可能なものから実施していくこととし、事務処理の合理化・効率化の方策を検討し、可能なものから順次実施した。 平成17年度に実施した事務部門の業務量の調査結果に基づき、平成18年度は業務量の少ない部署から業務量の多い部署に人員を再配置し、各部署間の業務量の不均衡の改善を図った。</p>	組織業務の恒常的な見直しを行う。
		III	<p>(平成19年度の実施状況) 組織業務の見直しについては、隨時、部長等連絡会において検討を行い、事務処理の合理化・効率化の方策を検討し、可能なものから順次実施した。 人事部人事課内の担当業務を変更し（任用業務及び給与業務を同一の掛で担当することに変更）、事務処理の合理化・効率化を図った。 事務部門の業務量調査を定期的に実施することとし、第二回目の同調査を実施した。また、調査結果に基づき、各部署間の業務量の均等を図るために、人員を再配置し改善を図った。</p>	
○事務職員の専門性向上の方策 教員・学生・患者等への十分な支援を可能とすべく、事務職員の専門性の向上を図る。<124>		IV	<p>(平成16～18年度の実施状況概略) 法人化に伴う労働基準法・労働安全衛生法等の研修の実施や職員の能力開発及び専門性の向上を目的とした研修として、個人情報保護に関する研修、接遇研修、消費税、簿記に関する専門的研修、国立大学法人会計基準に関する研修、掛長研修、中堅職員研修、英会話研修、パソコン研修、放送大学を利用した研修、大学マネージメントセミナー、メンター養成研修等に積極的に参加させ、職員の意識・能力の向上を図った。 病院における安全対策や病院職員としてのマナー・サービスの向上について、学内外の専門家を招いて実施し、専門性の向上を図った。</p>	事務職員の研修を実施し、能力開発・専門性の向上を図る。
		IV	<p>(平成19年度の実施状況) 職員の能力開発及び専門性の向上を目的とした研修として、接遇研修や国際化に対応するための英会話研修、事務情報化の推進を図るためにパソコン研修を継続して実施し、国立大学協会等で主催する大学マネージメントセミナーや人事院主催のメンター養成研修等に積極的に参加させた。 主任に対し、主任としての責務を自覚させるとともに、本学及び本学を取り巻く諸問題に対処する資質の向上を目的とした主任研修を実施するとともに、新たに、ヒューマンスキルを含めた社会人として必要な基礎知識を身につけること及び能力開発を行うことを目的として、集合研修への参加が困難な職員も受講できるように、自宅パソコンでも研修が可能なe-ラーニング研修を実施し、職員の意識、能力の向上を図った。 知的財産本部の事務職員に学内での特許法講座及び特許</p>	

			検索研修を実施するとともに、学外の特許法講座（特許庁）及び特許検索研修（NRI）を受講させ、事務職員の専門性の向上を図った。	
知財の管理・国際交流・研究支援を可能とすべく、事務職員の専門性の向上を図る。<125>	IV	(平成16～18年度の実施状況概略) 職員の能力開発及び専門性の向上を目的とした研修として、掛長研修、中堅職員研修、英会話研修、パソコン研修、放送大学を利用した研修、大学マネージメントセミナー、メンター養成研修等に積極的に参加させ、職員の意識・能力の向上を図った。 知的財産本部の事務職員に特許管理システム研修、特許検索研修、特許マップ研修、特許法説明会等に参加させ、特許管理等に関する専門性の向上を図った。また、特許法に関する外部講座及び特許検索手法を受講させるとともに、特許調査、特許管理などはデータの共有化を通じて、OJTで専門性の向上を図った。	事務職員の研修を実施し、能力開発・専門性の向上を図る。	
事務職員の能力開発、専門性の向上のための研修を充実し実施する。<124-1><125-1><126-1>	IV	(平成19年度の実施状況) 職員の能力開発及び専門性の向上を目的とした研修として、接遇研修や国際化に対応するための英会話研修、事務情報化の推進を図るためのパソコン研修を継続して実施し、国立大学協会等で主催する大学マネージメントセミナーや人事院主催のメンター養成研修等に積極的に参加させた。 主任に対し、主任としての責務を自覚させるとともに、本学及び本学を取り巻く諸問題に対処する資質の向上を目的とした主任研修を実施するとともに、新たに、ヒューマンスキルを含めた社会人として必要な基礎知識を身につけること及び能力開発を行うことを目的として、集合研修への参加が困難な職員も受講できるように、自宅パソコンでも研修が可能なe-ラーニング研修を実施し、職員の意識、能力の向上を図った。 知的財産本部の事務職員に学内での特許法講座及び特許検索研修を実施するとともに、学外の特許法講座（特許庁）及び特許検索研修（NRI）を受講させ、事務職員の専門性の向上を図った。	事務職員の研修を実施し、能力開発・専門性の向上を図る。	
採用・人事交流等を見直すとともに、在職者の専門研修の充実を図る。<126>	IV	(平成16～18年度の実施状況概略) 関東甲信越地区国立大学法人等職員採用試験を導入するとともに、専門の有資格者を採用し、専門性を重視した人事交流、配置換を行った。 在職者の専門研修については、安全衛生管理に従事する作業主任者等や特定職種である職員を対象に安全衛生に関する研修を実施した。また、専門性を有する業務に従事する職員を対象に、教務事務職員研修、リスクマネージャー研修、専門分野別実践セミナー、診療報酬に関する勉強会、附属病院医療訴訟事務担当者研修等に参加させ職員に基本的な知識や専門的な知識を身に付けさせ、能力開発、専門性の向上を図った。	事務職員の研修を実施し、能力開発・専門性の向上を図る。	
事務職員の能力開発、専門性の向上のための研修を充実し実施する。<124-1><125-1>	IV	(平成19年度の実施状況) 職員の能力開発及び専門性の向上を目的とした研修として、接遇研修や国際化に対応するための英会話研修、事務		

	<p>情報化の推進を図るためのパソコン研修を継続して実施し、国立大学協会等で主催する大学マネージメントセミナーや人事院主催のメンター養成研修等に積極的に参加させた。</p> <p>主任に対し、主任としての責務を自覚させるとともに、本学及び本学を取り巻く諸問題に対処する資質の向上を目的とした主任研修を実施するとともに、新たに、ヒューマンスキルを含めた社会人として必要な基礎知識を身につけること及び能力開発を行うことを目的として、集合研修への参加が困難な職員も受講できるように、自宅パソコンでも研修が可能なe-ラーニング研修を実施し、職員の意識、能力の向上を図った。</p> <p>知的財産本部の事務職員に学内での特許法講座及び特許検索研修を実施するとともに、学外の特許法講座(特許庁)及び特許検索研修(NRI)を受講させ、事務職員の専門性の向上を図った。</p>	
<p>○事務処理の合理化・効率化の方策 業務に応じた権限の委任等の見直しを行うなど、合理的・効率的な業務運営を図る。<127></p>	<p>III</p> <p>(平成16~18年度の実施状況概略) 法人化に対応した権限委任を内容とする関係規則(事務組織規則、事務分掌規則、会計事務実施規則等)を整備するとともに、検証を行い業務に応じた権限の委任等を見直す内容とする関係規則の原案を作成し、実施に向け検討を行った。</p> <p>事務処理の合理化・効率化の方策については、隨時、部長等連絡会で検討を行い、可能なものから順次実施した。大会議室にPCシステムを導入し、事務協議会、教授会及び病院運営会議などの会議資料のペーパーレス化の実施やインターネット版グループウェアを活用し、事務の合理化、ペーパーレス化を推進した。</p> <p>人事システム、給与システムを統合した新人事給与システムを導入し、事務の合理化・効率化を図った。また、本システムに合わせた勤怠システム、扶養控除等の申請書システムの導入に向けて関係部門と調整を図りながら検討を行った。</p>	<p>事務処理の合理化・効率化を推進する。</p>
		<p>III</p> <p>(平成19年度の実施状況) 事務処理の合理化・効率化の方策については、隨時、部長等連絡会において検討し、可能なものから順次実施した。普通昇給、給与改正発令及び勤勉手当成績率優秀者への通知書を廃止し、給与支給明細の備考欄に明記した。また、医歯学総合研究科博士課程入学試験の第1次と第2次の募集要項を統合し、事務処理の合理化・効率化を図った。</p> <p>平成19年4月から物品請求伝票を物件等請求伝票(発注決議書)に改正し、財務会計システムの入力作業を大幅に削減した。</p>
<p>外部委託が適切と判断される業務については、外部委託を一層推進する。<128></p>	<p>III</p> <p>(平成16~18年度の実施状況概略) 外部委託業務全般の見直しとして、管理コストの分析・評価について各専門企業によるプレゼンテーションを実施した。</p> <p>湯島地区全体の駐車場の整備を行い、現行の外部委託の見直しを行った。また、救命救急センターの設置に伴い、受付・会計業務を外部委託した。</p>	<p>部長等連絡会において、事務処理の合理化・効率化を検討し、外部委託が適切と判断される業務について推進する。</p>

			<p>独立行政法人科学技術振興機構の大学知的財産本部等支援制度を利用して特許調査業務の一部を委託し、業務の効率化を図った。 経費削減及び業務の合理化の両面から広報誌の発送業務を宅配業者に外部委託した。 国府台地区構内にある寄宿舎等の不審者の侵入や事故災害等に対応するため、外部委託による警備員の常駐化を実施した。</p>	
	外部委託が適切と判断される業務について検討し、推進する。<128-1>	III	<p>(平成19年度の実施状況) 部長等連絡会において、事務処理の合理化・効率化のための方策を検討する中で、外部委託が可能な業務について検討を行った。その結果、学生のアルバイト紹介事業を外部委託し、学生がパソコンや携帯電話からいつでもアルバイト情報を閲覧できるようにした。</p>	
事務の電子情報化を全学的観点から推進することにより合理化・効率化を行う。<129>		III	<p>(平成16～18年度の実施状況概略) 特許管理システム、人件費管理システム、財務会計システムと連携した資産管理システム、国立大学病院管理会計システムの構築を行った。 各種学内文書、事務連絡など電子メールやホームページを活用し通知した。また、学内諸行事や部局長等のスケジュールをインターネットを活用し合理化・効率化を図った。 大会議室にPCシステムを導入し、事務協議会、教授会及び病院運営会議などの会議資料のペーパーレス化を実施した。 人事システム、給与システムを統合した新人事給与システムを導入し、事務の合理化・効率化を図った。また、本システムに合わせた勤怠システム、扶養控除等の申請書システムの導入に向けて関係部門と調整を図りながら検討を行った。 事務の合理化・効率化など電子事務局の実現に向けた検討を行うため、電子事務局推進WGを設置し、検討体制を確立するとともに、WG内で検討するための情報収集及び打合せを実務担当者等と行った。 事務職員の知識、情報の管理・共有を図るため情報管理システムを導入するとともに、利用促進に向け、操作マニュアルの作成及び機能説明を行い普及を図った。</p>	事務の電子情報化を推進し、合理化・効率化を行う。
事務の電子情報化を推進する。<129-1>		III	<p>(平成19年度の実施状況) 学内規則集を電子情報化し、ホームページより検索可能にするとともに、紙媒体による規則集の配布は基本的に廃止した。 事務用パソコンにおける情報資産管理調査を行い、情報資産管理台帳（ソフトウェア及びパソコン）を作成した。 情報共有システム連携ソフトウェアを導入し、普及活動を行った。 平成18年度に導入した人事給与システムとの連携機能を有したソフトウェアの導入に向け、関係部署と調整を図りながら、検討を行った。 平成17年度から導入した工事における電子入札について、平成19年度から一般競争入札（500万円以上）は、原</p>	

	則として電子入札で行い、13件実施した。	
	ウェイト小計	
	ウェイト総計	

[ウェイト付けの理由]

(1) 業務運営の改善及び効率化に関する特記事項等

1. 特記事項

【平成16～18事業年度】

(1) 学長の執行方針

本学の中期目標・中期計画を達成する上で、医学部・歯学部の両附属病院の存在は、経営戦略的に極めて重要である。附属病院の運営を見直すことによって得られる剩余金は、教育研究、診療活動の質の向上のために充てることが可能となった。さらに、これを活用して、医療職の増員や先端的医療機器の整備などで附属病院の診療活動を最大限に高めることにより、人的要因を含めた他大学との格差を自ら是正することが可能となった。引き続きこのような施策を循環させることで中期目標・中期計画の達成を推進することを学長の執行方針としている。

(2) 人件費の効率的な運用を行う体制

人件費管理システムを構築するとともに、人件費の一元管理を行い、学長裁量人員枠として欠員分の確保と第10次定員削減を実施するとともに削減定員を確保し、学長のリーダーシップを發揮できる体制を整備した。

医学部附属病院では、後期臨床研修制度を立ち上げ、人員の確保を行った。また、看護配置基準（7対1看護）の達成のために大幅な看護師を確保した。歯学部附属病院では、従来の看護師定員枠を移行し、歯科衛生士の増員を図った。障害者採用する手段として、複数の養護学校とのインターンシップ制度を設けた。また、事務部門の業務量調査を行い、その結果に基づき人員を再配置し、各部署間の業務量の不均衡の改善を図った。

(3) 教員の任期制導入の促進

教員の任期制については、平成16年度から全学的に導入し、法人化以降、昇任した者あるいは新規採用された者については全員に同制度を適用しており、全教員の92.2%（平成20年4月1日現在、611名）に任期制を適用している。

(4) 研修内容の見直し等

職員の能力開発及び専門性の向上を目的とした研修として、接遇研修を行った。この研修は、新規採用職員及び附属病院等窓口業務に従事する職員を対象に、ホテル職員の指導の下、送迎業務等の実地研修や電話対応・言葉遣い等、身をもって体験させ、さらに新たな試みとして、フォローアップ研修を実施し、研修効果の継続的維持を図った。また、法人化に伴う労働基準法・労働安全衛生法等の研修、個人情報保護に関する研修、消費税・簿記に関する専門的研修、国立大学法人会計基準に関する研修、掛長研修、中堅職員研修、英会話研修、パソコン研修、放送大学を利用した研修、大学マネジメントセミナー、メンタ一養成研修等に積極的に参加させ、職員の意識・能力の向上を図った。

(5) 監査機能の充実

学長の下に独立した組織として監査室を設置した。監査室は、業務を総括する「監査室長（兼）」、室長を助け業務を整理する「査察専門監（専）」、業務に係る監査を所掌する「業務監査担当掛長（兼）」、財務・会計に係る監査を所掌する「財務監査担当掛長（専）」の4名（専任2名、兼任2名）からなり、本学の会計処理の適正を期すとともに、業務の合理的かつ効率的な運営に資することを目的とした監査を行った。

法人化後は、会計法、給与法、人事院規則等の適用範囲が外れたことから、法人自らがそれら法令等に替わるものを見ることにより、その体系を保つ必

要があるとの観点から、各部局の所掌する規則等の体系及び整備状況について、監査を実施した。

また、病院における未収金の増加は、病院経営の負担の増大につながり損益悪化の重大な原因となる。この未収金問題は、国、公、私立病院が抱える共通、緊急の課題となっており、滞留債権を発生させない、発生した場合は如何に回収するかの取組みが重要な要素との観点から、本学医・歯両病院における未収金債権（滞留債権）の削減実現に向けた取組みについて監査を実施した。

【平成19事業年度】

(1) 障害者雇用

障害者雇用については、インターンシップ制度の導入等により、平成19年6月1日以後、障害者の雇用の促進等に関する法律に定められた法定雇用率を満たしている。

(2) 事務部門の業務量調査

事務部門の業務量調査を定期的に実施することとし、第二回目の同調査を実施した。また、調査結果に基づき、各部署間の業務量の均等を図るため、人員を再配置し改善を図った。

(3) 研修内容の見直し等

職員の能力開発及び専門性の向上を目的とした研修として、接遇研修を行った。この研修は、新規採用職員及び附属病院等窓口業務に従事する職員を対象に、ホテル職員の指導の下、送迎業務等の実地研修や電話対応・言葉遣い等、身をもって体験させ、さらに新たな試みとして、フォローアップ研修を実施し、研修効果の継続的維持を図った。また、法人化に伴う労働基準法・労働安全衛生法等の研修、個人情報保護に関する研修、消費税・簿記に関する専門的研修、国立大学法人会計基準に関する研修、掛長研修、中堅職員研修、英会話研修、パソコン研修、放送大学を利用した研修、大学マネジメントセミナー、メンタ一養成研修等に積極的に参加させた。

主任に対し、主任としての責務を自覚させるとともに、本学及び本学を取り巻く諸問題に対処する資質の向上を目的とした主任研修を実施するとともに、新たに、ヒューマンスキルを含めた社会人として必要な基礎知識を身につけること及び能力開発を行うことを目的として、集合研修への参加が困難な職員も受講できるように、自宅パソコンでも研修が可能なe-ラーニング研修を実施し、職員の意識・能力の向上を図った。

(4) 監査の実施

平成19年度内部監査計画において、1) 業務の合理的かつ効率的な運営、2) 内部統制の確立、を重点項目とした上で、監事監査と並行し、全部局を対象に、1) 中期計画に基づく事業計画の実施状況について、2) 平成18年度内部監査のフォローアップについて、特定部局を対象に、1) 各年度の予算・収支及び資金計画の実施状況について、2) 授業料免除について、3) 福利厚生施設等の使用状況について、を監査項目として内部監査を実施した。

また、金銭出納担当者が所掌する事務（現預金関係）についても、リスクアプローチの観点から監査は欠かせないと判断で、実地監査を実施した。

2. 共通事項に係る取組状況

【平成16～18事業年度】

(1) 戦略的な法人経営体制の確立

法人化後における本学の戦略的な法人経営体制の整備については、国立大学法人法に基づき、役員会、経営協議会及び教育研究評議会を設置するとともに、学長を補佐する体制として学長補佐室を設置した。また、学長直属の組織として監査室、評価情報室及び広報室を設置した。さらに、国立大学法人として経営戦略上、重要な問題は定例役員会及び随時開催される理事懇談会において協議し、必要な場合は、各担当理事が責任者となって、教員と事務職員が融合したチームを編成し、問題解決に当たった。

(2) 戦略的な学内資源配分の体制

全学的視点から戦略的な学内資源配分として、学長裁量経費、学長裁量人員枠及び共用スペースを設定・確保するとともに教育研究等の成果に基づき重点的に配分した。学長裁量経費として、毎年度124,000千円を確保し、疾患モデル研究センターの整備などに配分した。また、学長裁量人員枠として、定員の一部を確保し、医学部附属病院の救命救急センターや手術部門などに教員11名を重点配分した。共用スペースについては、1,932m²を確保し、戦略的にスペースを配分した。

(3) 資源配分に対する評価

当初予算計画に対し9月末までの財務状況を中間決算として作成し、経営協議会及び役員会に諮ることにより検証し、その結果を踏まえ当初予算計画への予算調整を含めた各事業に対する追加経費の措置を行った。学内予算での対応や概算要求事項での対応を整理の上、教育事業の推進、学生サービスの向上、研究プロジェクトの拡充経費及び教育研究支援施設の機能向上などに効率的・効果的に財源措置を行った。

(4) 業務運営の効率化・合理化

組織業務の見直しについては、隨時、部長等連絡会で提案・検討そして実施可能なものから実施していくこととし、事務処理の合理化・効率化の方策を検討し、可能なものから順次実施した。

各種学内配布文書などは、電子メールやホームページを活用し、学内諸行事や部局長等のスケジュールについては、インターネットを活用して合理化・効率化を図った。また、大会議室にPCシステムを導入し、会議資料のペーパーレス化を実施した。さらに人事システム及び給与システムを統合した新人事給与システムを導入し、事務の合理化・効率化を図った。

事務組織の整備については、教職員の労務管理上の業務等のために、新たに人事部、人事部職員課を設置した。また、横断的な学生サービス向上のために学務部を設置した。

産学連携支援体制の強化のため、総務部研究協力課に研究協力第三掛を設置するとともに、職員を増員した。また、救命救急センターの設置に伴い医学部医事課に救命救急事務室を設置した。さらに教育の情報化に関するシステムの構築・運用を行うために、附属図書館にメディア情報掛を設置した。

(5) 外部有識者の積極的な活用

経営協議会は、国立大学法人法に基づき、また財務関係の年間スケジュールを勘案しつつ、適切な時期に開催し、経営に関する重要事項を審議した。また、本学では学外有識者の有効活用の観点から、経営協議会構成員と理事等を交えた懇談会を数回にわたり開催し、意見交換を通じて学外委員から助言をいただいた。

(6) 監査機能の充実

監査機能の充実を図るため、監査室を学長の下に独立した組織として設置し、内部監査に関する基本的事項を定めた内部監査規則を整備し、内部監査を実施した。また、内部監査を実施するにあたり、均質かつ統一的な監査の実施を図ることを目的として、監査実施の手順や方法等の具体的な事項を定めた内部監査マニュアルを策定した。

監事との連携強化を図り、できるだけ無用な重複を避けることにより、監査対象部署の負担を軽減し、効率的な監査を実施することに努めた。

(7) 教育・研究・診療組織の見直し

「硬組織疾患ゲノムセンター」及び「生命倫理研究センター」をプロジェクトの実施期間まで时限を設定し設置した。学長の下に教員組織の在り方等に関する検討WGを設置し、基本的な考え方や方向性を取りまとめた。また、教員の役割分担の下で組織的な連携体制を確保し、教育研究診療に係る責任の所在を明確にするための教員組織として、各部局に講座、研究部門、診療部門又はこれに代わる組織を引き続き置くこととし、これを全学規程において定めた。

(8) 研究活動推進のための取組

学長を座長とした研究担当理事と各部局の教員で構成する研究戦略会議を設置し、本会議が主体となって、21世紀COEプログラムを中心とした大型プロジェクトを全学的に支援する体制を構築した。

(9) 評価結果の活用

役員会、経営協議会、教育研究評議会及び部長等連絡会に評価結果の報告を行い、これらを通じて大学の運営状況や課題・指摘事項等を周知し、適切に対応するよう各部局に依頼した。さらに各部局における各年度の年度計画の上半期の実施状況を自己点検・評価し、評価情報室の各作業部会で進捗状況を検証し取りまとめ、各部局にフィードバックし課題・指摘事項等に適切に対応した。

【平成19事業年度】

(1) 戦略的な法人経営体制の確立

学長特別補佐を6名から9名に増員し、学長補佐室の強化を図り、学長の指示に基づき、企画・立案及び調整を行った。本学の経営戦略上、重要と位置付けている附属病院について、医学部附属病院では、看護師を大幅に採用し、看護の充実及び看護配置基準（7対1看護）を達成した。また、医学・歯学を融合した救命救急センターの承認に伴い、医師並びにコメディカル職員の大幅な増員を図った。歯学部附属病院でも、看護配置基準（7対1看護）を満たし、看護の充実を図った。また、教育研究及び診療体制の充実を図るために、後期臨床研修制度を開始した。

(2) 戦略的な学内資源配分の体制

全学的視点から戦略的な学内資源配分として、学長裁量経費、学長裁量人員枠及び共用スペースを設定・確保するとともに教育研究等の成果に基づき重点的に配分した。学長裁量経費として、硬組織疾患研究プロジェクトの推進に7,000千円、電子ジャーナルの充実のために30,000千円及び教育研究等の取組・成果を広報するための経費として8,000千円を配分した。共用スペースについては、医歯学総合研究棟II期北側に1,473m²のオープンラボを確保し、使用者を決定した。

(3) 法人内における資源配分に関する中間評価・事後評価の実施状況

当該年度の予算計画の執行状況及び財務内容について定期的に分析するため、隔月毎に役員会に前年度同月のデータを比較材料とした貸借対照表及び損

益計算書、附属病院収入に係る各種データ（患者数、病床稼働率、請求額推移等）の資料を提出した。担当理事により増減要因等の分析や今後の対応等について、それぞれにアドバイスや指示が積極的に行われ、それを受け必要であれば担当部署による実態調査を行っている。これらの情報は、9月末までの実績により作成される「中間決算書」を分析するための指標とし、経営協議会及び役員会により予算執行状況の中間的な評価を行い、当該年度の資源配分のための額の設定やその使途について整理し資源配分を実施した。

附属病院では、当初計画上の病院収入の額を上回ったことに対して、勤務環境改善に向けた改修工事や管理的設備等へと環境整備に繋がる配分を実施した。また、確実な研究成果を求め実績のある横断的な研究プロジェクト「硬組織疾患研究プロジェクト」（3カ年目）に対する配分、教育プロジェクト「国際的な生命倫理学に関する研究創出事業」の実施に向けた基盤整備へと配分を図った。

（4）評価結果を踏まえた資源配分の見直しの状況

経営協議会及び役員会により予算執行状況の中間的な評価が行われた結果は、学長のリーダーシップのもと、予算の修正として反映され、教育環境の整備から研究支援、附属病院関連経費や一般管理費までその対象は幅広く実施されている。

平成19年度は、さらなる增收を求める附属病院では、医師を含めたスタッフの勤務環境改善に向けた病棟改修工事や管理的設備の更新による労働量の軽減、老朽化した診療機器の更新による患者数の確保へと予算の修正を実施した。教育研究等に必要となるスペースの確保を目的として、医歯学総合研究棟II期棟地上26階（約60,000m²）の建設が行われており、建物の一部（約30,000m²）が、平成19年度に一部竣工したことに伴い、設備費及び移転費の重点的配分を行った。

（5）業務運営の効率化・合理化

事務処理の合理化・効率化については、隨時、部長等連絡会において検討し、可能なものから順次実施しており、平成19年度は普通昇給、給与改正発令及び勤勉手当成績率優秀者への通知書を廃止し、給与支給明細の備考欄に明記した。また、医歯学総合研究科博士課程の第1次と第2次の募集要項を統合し、事務処理の合理化・効率化を図った。

大学院室、契約室及び入学主幹室をそれぞれ大学院課、契約課及び入試課に変更し、事務組織の充実を図った。

（6）外部有識者の積極的な活用

経営協議会は、国立大学法人法に基づき、また財務関係の年間スケジュールを勘案しつつ、適切な時期に開催し、経営に関する重要事項を審議した。また、本学では学外有識者の有効活用の観点から、経営協議会構成員と理事等を交えた懇談会を数回にわたり開催し、意見交換を通じて学外委員から助言をいただいた。経営協議会の学外委員から、附属病院について、モラルの高い医師、歯科医師の養成、附属病院収入の增收について、助言・提言をいただき、医学部・歯学部両附属病院では後期臨床研修制度を開始し、モラルの高い医師、歯科医師の養成を行った。また、附属病院収入の增收については、医学部附属病院では、看護師を大幅に採用し、看護の充実及び看護配置基準（7対1看護）を達成した。歯学部附属病院では、高齢者歯科外来と障害者治療部を統合し、スペシャルケア外来を設置した。

また、資産運用等の助言・提言をいただき、定期預金の取り扱いについて基本方針を定め、資産運用を開始した。

（7）監査機能の充実

平成19年度内部監査計画において、1) 業務の合理的かつ効率的な運営、2) 内部統制の確立、を重点項目とした上で、監事監査と並行し、全部局を対象に、1) 中期計画に基づく事業計画の実施状況について、2) 平成18年度内部監査のフォローアップについて、特定部局を対象に、1) 各年度の予算・収支及び資金計画の実施状況について、2) 授業料免除について、3) 福利厚生施設等の使用状況について、を監査項目として内部監査を実施した。

また、「資産管理業務」、「金銭出納担当者が所掌する事務（現預金関係）」を対象とした実地監査を実施した。

（8）教育・研究・診療組織の見直し

医学部附属病院では、看護師を大幅に採用し、看護の充実及び看護配置基準（7対1看護）を達成した。また、医学・歯学を融合した救命救急センターの承認に伴い、医師並びにコメディカル職員の大幅な増員を図った。

21世紀COEプログラム「脳の機能統合とその失調」をさらに発展させるための教育研究組織として、「脳統合機能研究センター」設置し、教育研究を推進した。

（9）評価結果の活用

役員会、経営協議会、教育研究評議会及び部長等連絡会に評価結果の報告を行い、これらを通じて大学の運営状況や課題・指摘事項等を周知し、適切に対応するよう各部局に依頼した。さらに各部局における平成19年度計画の上半期の実施状況を自己点検・評価し、評価情報室の各作業部会で進捗状況を検証し取りまとめ、各部局にフィードバックし課題・指摘事項等に適切に対応した。

I 業務運営・財務内容等の状況

(2) 財務内容の改善

① 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標

中期目標	<ul style="list-style-type: none"> ○科学研究費補助金等の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・外部資金の獲得・増加に努める。 ○附属病院収入の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・附属病院運営の効率化などにより、収入の増加に努める。 ○知的財産権の活用 <ul style="list-style-type: none"> ・知的財産権の権利化などにより、収入の増加に努める。 	

中期計画	平成19年度計画	進捗状況 中期 年度	判断理由（計画の実施状況等）		ウェイト 中期 年度
			平成19年度までの実施状況	平成20～21年度の実施予定	
○科学研究費補助金、受託研究、奨学寄付金等外部資金増加に関する具体的方策 学内研究組織体の連携、融合化を図ることにより、横断的な研究プロジェクトを編成する。<130>		IV	<p>(平成16～18年度の実施状況概略) 各部局から優れた研究者を集め、学長直属の研究戦略会議を設置している。また、21世紀COEプログラムを中心とした大型プロジェクトは全学的に支援する方針が打ち出されており、優先的に研究スペースを提供し、運営事務等を支援した。 平成17年度は全学的な視点からプロジェクトチームを編成し、科学技術振興調整費の「網羅的疾患分子病態データベースの構築」を実施した。また、学長の指示により理事、局長、監事等を中心として寄附金獲得に向けての検討を行った。 平成18年度は理事及び部局長の指示により、医歯学における横断的なプロジェクトチームの立ち上げを図り、資金獲得のための検討を行った。その結果、前年度に比べ外部資金が増加した。</p>	外部資金獲得のための学内組織の立ち上げについて、引き続き検討する。	
		IV	<p>(平成19年度の実施状況) 理事を中心とした学内プロジェクトチームの立ち上げを図り、資金獲得のための検討を行った。その結果、大学院医歯学総合研究科、大学院生命情報科学教育部および歯学部が申請した事業が採択された。</p>		
資金プログラムの周知徹底を図るとともに、支援体制を充実し、資金の獲得を図る。<131>		IV	<p>(平成16～18年度の実施状況概略) 事務部門と教員の連携を円滑にするため、総務部研究協力課の職員を増員するとともに、職員の役割を専任化し支援体制の充実を図った。 公募申請を促すため、全研究者を対象に資金プログラムの公募情報を逐一電子メールとして配信し周知徹底を図るとともに、学内で公募・執行説明会（科学研究費補助金）を開催した。その結果、科学研究費補助金などの競争的資金の件数及び獲得額が法人化前に比べ増加した。</p>	官公庁から公募のあった外部資金プログラムの情報はホームページでリンクさせ、学内周知を徹底すると同時に応募しやすい体制を整える。必要な場合は知的財産本部はこれを支援する。 外部資金獲得のための説明会を実施する。 知的財産本部の公募案件の獲得を検討する。	
		IV	<p>(平成19年度の実施状況) 資金プログラムの公募情報は、学内教職員を対象に逐一</p>		

する。特に科学研究費補助金については、学内説明会において申請件数の増加を図るために、資金獲得等を含め科学研究費補助金全般の啓蒙を専一層徹底する。<131-1>		電子メールとして配信し周知徹底を図った。更に、財團等公益法人における研究助成募集案内においてはメール及びホームページを活用し周知した。科学研究費補助金においては、資金獲得を図るために学内で説明会を開催した。その結果、科学研究費補助金の件数は428件から443件となり前年度に比べ増加した。		
産学連携推進体制の充実を図り、本学の研究内容の認知度を高め、受託研究、共同研究、治験等を確保する。<132>	IV	(平成16～18年度の実施状況概略) 産学連携支援体制の強化のため、総務部研究協力課に研究協力第三掛を設置するとともに、職員を増員し充実を図った。 本学の研究内容の認知度を高めるために、ホームページで各研究者総覧や各分野等の活動状況を紹介した。また、研究内容を企業向けに広報するため各種産学連携のイベントに積極的に参加し、シーズ集及び映像等を用いて本学の研究内容を紹介した。 この結果、共同研究、受託研究などの契約件数及び金額が法人化前に比べ増加した。 医学部附属病院では臨床試験管理センターが精力的な活動を展開するとともに、治験179件を受け入れ、円滑な実施のサポートを行った。さらに歯学部附属病院においても歯科器材・薬品開発センターを設置し、歯科材料等に関する治験を積極的に行う体制を整備した。	ホームページ上で本学シーズ紹介を行う。 共同出願企業やイベント等でコンタクトのあった企業に対し、TL0会員入会を積極勧誘し増員を図る。 各種イベントで本学シーズを紹介する。技術説明会、映像PR、パネルPR等を活用する。 技術移転促進、受託研究、共同研究等を確保するため、契約雛型をホームページに掲載する。	
シーズ集等の発行により本学の研究内容を広くPRし、共同研究、受託研究の確保に努める。<132-1>	IV	(平成19年度の実施状況) 知的財産本部のホームページを充実させて、産学連携推進体制の充実を図った。また、バイオEXPOやイノベーションJAPAN等の各種イベントに参加し、47件のシーズを広告する宣伝活動を行ったり、模型等を用いて大学の技術を紹介した。その結果、平成19年度で共同研究、受託研究の契約件数が対前年度比で増加した。(平成19年度：共同研究114件、受託研究83件、平成18年度：共同研究103件、受託研究75件) 医学部附属病院臨床試験管理センターでは、26件の新規治験を受託し、現在約70件の治験を実施中である。また、大学病院臨床試験アライアンスにも積極的に参画し、グローバル治験2件を含む7件を受託した。さらに、グローバル治験の受託件数としては、増加傾向にあり、上記のアライアンス経由の2件を含む6件を新規に受託した。		
○収入を伴う事業の実施に関する具体的方策 医療の高度化を図り病院運営の効率化、私費料金等の見直し等により病院収入の2%相当額程度の增收等による経営改善を図る。<133>	IV	(平成16～18年度の実施状況概略) 医学部附属病院では、看護体制の充実に向け非常勤看護師を常勤看護師(105名)に移行し、入院稼働率の向上を図るとともに救命救急センターを設置し、患者数の確保や診療単価の改善を行った。また、PET/CT検査装置を2台導入し、がんの早期発見など専門的医療の実施による患者数の増を図るとともに、腫瘍ドックの実現について検討を開始し、高付加価値ドックの実現可能性について、希望者を対象に「日帰り」、「1泊型」を仮設定し試行した。 民間病院等の納入価格を可能な限り調査し、薬品納入業者、医療材料納入業者毎に粘り強い価格交渉や同種同効品を見直し規格の統一化を図ることにより、購入価格の見直しを図った。また、平成17年度より稼働した物流センタ	高度機能を有する医療機関で実施が可能な高付加価値ドックの実現可能性及び院内での連携を検討する。 継続して、薬品、医療材料の購入価格の見直しを図る。 情報管理システム全般の分析を行い、同システムの機能改善について検討し、次期中期計画案を作成する。	

			<p>一の効果、棚卸しの実施などにより、不良在庫を一掃し効率的な納入を図った。</p> <p>歯学部附属病院では、私費料金を改定するとともに算定チェックシステムを導入し、各種指導料の適正な診療報酬の請求強化を図った。また、平成19年度から新たに導入する情報管理システムの構築を図った。</p>
	<p>継続して、高度機能を有する医療機関で実施が可能な高付加価値ドックの実現可能性及び院内での連携を検討する。〈133-1〉</p> <p>継続して、薬品、医療材料の購入価格の見直しを図る。〈133-2〉</p> <p>新情報管理システムへの移行・運用を図る。〈133-3〉</p>	III IV IV	<p>(平成19年度の実施状況)</p> <p>継続して、PET/CT検査装置によるがん検査を積極的に推進しながら(2,782件、対前年度比23.8%増)、腫瘍ドックの実現性及び関係診療科・中央診療部門における院内連携について検討を進めた。</p> <p>同種同効品を見直し規格の統一化などにより、購入価格の見直しを図った。また、物流管理システムによる経費管理の効果、棚卸しの実施などにより、不良在庫を一掃し効率的な納入を図るとともに、粘り強い価格交渉により、購入価格の低減を図り経費を節減した。</p> <p>平成19年5月から歯学部附属病院が単独で医療情報システムを運営している。 食事オーダーシステム・輸血検査オーダーシステム及び手術室管理システムの改修を行った。</p>
知的財産本部を中心に知的財産権の権利化を促進し、特許実施料収入等の増額を図る方策を検討する。〈134〉		IV	<p>(平成16~18年度の実施状況概略)</p> <p>産学連携を効率的に行い本学の知的財産の権利化とそのロイヤリティー収入の増大を目指して、学内TLOを立ち上げ、知的財産本部と一体となった活動を行った。発明技術の活用を促進するため産業界における実用化見通しなどの市場価値を評価し、ライセンス活動を展開した。また、TLOクラブ会員に2企業が入会した。各種イベント(バイオEXPO、イノベーションJAPAN、産学官技術移転フェア)に本学シーズを出展した。</p> <p>この結果、ライセンス契約を20件締結し、18,598千円のロイヤリティ収入を得た。</p>
	<p>知的財産権を活用して事業化等を促進すべく、企業等に対してライセンス活動を展開する。〈134-1〉</p>	IV	<p>(平成19年度の実施状況)</p> <p>イベントや新技术説明会で本学技術をPRすることにより、企業への実施許諾件数は14件で、他に3件は契約内容を検討中である。実施料としては844万円の収入があった。また、海外への技術移転も視野に入れ、Bio-EuropeやEuro-Bioのイベントへ出展すると同時に欧米の技術移転機関との連携関係の検討に入った。米国では技術移転機関を利用した企業への働きかけを開始している。</p>

I 業務運営・財務内容等の状況

(2) 財務内容の改善

② 経費の抑制に関する目標

中期目標	○経費の抑制 <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業業務の集約化・合理化、外部委託を促進する。 ・ 各種資源の費消に対する個別意識の啓蒙をはかり節減を促進する。 ・ 「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、人件費削減の取組を行う。
------	--

中期計画	平成19年度計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）		ウェイト		
			中期	年度		中期	年度
○管理的経費の抑制に関する具体的な方策 事務の効率化及び専門性の確保の観点から、外部委託可能な業務を検討し、効果的な外部委託を行う。<135>		III	<p>(平成16～18年度の実施状況概略) 湯島地区全体の駐車場の整備を行い、現行の外部委託の見直しを行った。医学部附属病院では、救命救急センターの設置に伴い、同センターの受付・会計業務を外部委託した。また、給与計算業務のアウトソーシングについては、検討を行った結果、著しい効果が見込めないと判断し、導入を見合せた。 経費削減及び業務の合理化の両面から広報誌の発送業務を宅配業者に外部委託を実施した。また、国府台地区構内にある寄宿舎等の不審者の侵入や事故災害等に対応するため、外部委託による警備員の常駐化を実施した。 外部委託業務の検証については、平成18年度内部監査計画において監査事項として学長の承認を得て、各部局における現在までの検討状況及び今後の取組等を把握するために書面監査を実施した。この結果を踏まえ、次年度の内部監査において、引き続き事務の効率化、合理化の観点から検証を行う。</p>		事務の効率化・合理化の観点から、外部委託が可能な業務について一層の推進を図る。		
			<p>(平成19年度の実施状況) 部長等連絡会において、事務処理の合理化・効率化のための方策を検討する中で、外部委託が可能な業務について検討を行った。その結果、学生のアルバイト紹介事業を外部委託し、学生がパソコンや携帯電話からいつでもアルバイト情報を閲覧できるようにした。また、監査室において、監事監査と並行して内部監査を実施し、平成18年度内部監査のフォローアップ調査として、業務の外部委託について検証を行った。</p>				
各部局で管理的経費の自己管理を実施することにより、経費節減に対する意識啓発を行う。<136>		IV	<p>(平成16～18年度の実施状況概略) 経費縮減については、新しい調達規則を制定し、従来の一般競争による自動落札方式からネゴシエーション方式に全面変更した。また、複写機の契約方法等の見直しや東京ガスとの早期契約実施により経費の削減を図った。 施設保守管理費については、契約方法の見直しを行い、施設面積当たりの削減目標値を掲げ、平成17、18年度ともに目標値を達成した。また、施設修繕費については、個々</p>		経費節減に対する意識啓発を引き続き行い、契約内容の精査見直しも実施する。また、平成21年8月竣工のⅡ期棟南側の効率的移転作業を推進する。		

			<p>の工事内容の見直し、見積額の交渉、競争入札の徹底等を行い縮減を図った。さらに、一般競争や新たな競争方式（簡易型総合評価方式）を導入し、原則100万円以上は競争入札とした。</p> <p>節水コマ、省エネファンベルト取付、蒸気バルブの断熱及びインバーター照明器具へ更新等の省エネ改修や省エネ推進ポスターの掲示等により光熱水費の削減を推進した。</p> <p>電気使用料に関しては、契約種別等を見直すことによる単位当たりの使用料金の低減について検討を行った。</p>	
部局毎の管理的経費使用実績一覧を作成し、職員に提示することにより経費節減に対する意識啓発を行う。<136-1>	IV	(平成19年度の実施状況)	<p>部局毎の管理的経費をホームページに掲載するための検討を行い、平成19年度は平成18年度の水道光熱費一覧を掲載し、経費節減に向けての意識啓発を行った。</p> <p>施設部との連携の下、東京電力㈱と電力使用状況を踏まえ交渉を行った結果、契約種別の変更と複数年契約を実施し、電力使用料金を年間約17,000千円節減した。</p> <p>経費の縮減については、従来の一般競争による自動落札方式からネゴシエーション方式に変更した結果の縮減額は、42件7,986千円である。また、保守管理費については、継続的に内容の見直しを行っており、特にエレベータ保守の複数年契約の導入を行い縮減を図った。なお、既存部分に係る分については、平成18年度に比して、床面積当たり4.3%を縮減した。</p> <p>施設修繕費については、個々の工事について内容の見直し、見積額の交渉、競争入札の徹底等を継続的に行い約13,000千円を縮減した。</p> <p>光熱水費については、平成18年度に引き続き、蒸気バルブの断熱、インバーター照明器具への更新等の省エネ改修や省エネポスターの配布・掲示により、削減を推進した。</p>	
設備の共同利用化、一元管理を推進し、効率的活用を図ることで経費を抑制する。<137>	III	(平成16～18年度の実施状況概略)	<p>設備の共同利用化や一元管理化を推進するため、資産管理システムを稼働させ、設備の稼働状況により遊休資産の把握を行った。平成7年度に取得した電子顕微鏡を学内共同利用に供するため、機器分析センターへ移設するとともに、センター職員が研究者に対して本機器の操作方法の講習会を実施し、利用案内を発信して共同利用化を図った。</p> <p>現有物品調査を実施し、廃棄・遊休物品等について整理を行った。また、資産管理システムの完成で設備の稼働状況を速やかに把握し、分野間で資産の有効利用、共同利用を推進した。(移管件数969件)</p>	引き続き、資産の一元管理や共同利用を推進し、効率化を図る。
資産の一元管理下で設備の共同利用を推進し、効率化を図る。<137-1>	III	(平成19年度の実施状況)	<p>現有物品調査を実施し、廃棄・遊休物品等について整理を行った。また、資産の稼働状況を把握し、学内通知により稼働状況の低い資産や遊休資産について効率化を図るために、分野間での有効活用、共同利用を推進した。</p>	
上記の具体的方策を行うことで、一般管理費の1%以上の削減に努める。<138>	III	(平成16～18年度の実施状況概略)	<p>大学全体の管理コスト分析及び評価結果を踏まえ専門業者による調査を実施する計画であったが、学内によるコスト分析の未対応部分があるため、この時点で専門業者への</p>	引き続き、一般管理費の削減について検討するとともに、削減に努める。

			<p>委託によるコストの発生を考慮すると、可能な限り学内の対応の中で管理コストの分析及び削減を引き続き実施することとし、平成17年度は予算計画時に一般管理費のうち大学全体に係る部分について節約率を前年度比△4%で設定し執行した。また、各部局により実施された管理コストの削減方策により達成された実績値及び新たな実施事項によるコスト削減見込値、また現在実施中である都の条例等に対応し設定した削減数値などを集計し、削減数値目標との実現性について検討を行った。</p> <p>経費縮減については、新しい調達規則を制定し、従来の一般競争による自動落札方式からネゴシエーション方式に全面変更した。また、複写機の契約方法等の見直しや東京ガスとの早期契約実施により経費の削減を図った。</p> <p>施設保守管理費については、契約方法の見直しを行い、施設面積当たりの削減目標値を掲げ、平成17、18年度ともに目標値を達成した。また、施設修繕費については、個々の工事内容の見直し、見積金額の交渉、競争入札の徹底等による縮減を図った。さらに、一般競争や新たな競争方式（簡易型総合評価方式）を導入し、原則100万円以上は競争入札とした。</p> <p>節水コマ、省エネファンベルト取付、蒸気バルブの断熱及びインバーター照明器具へ更新等の省エネ改修や省エネ推進ポスターの掲示等により光熱水費の削減を推進した。</p> <p>電気使用料に関しては、契約種別等を見直すことによる単位当たりの使用料金の低減について検討を行った。</p>	
	新たな建物の竣工を控え、新たに発生する管理コストの洗い出しとこれまでに削減した内容の見直しを行う。<138-1>	III	<p>(平成19年度の実施状況)</p> <p>学内のコスト削減を進める一方、教育研究の高度化に向け教育研究等に必要となるスペースの確保を目的として、建物整備計画に沿って建設中の研究棟の運営費が新たに発生することとなる。平成19年度は、一部竣工となる医歯学総合研究棟II期棟（地上26F建）に係るランニングコストについて、竣工までの間の必要経費をまず試算した。そのうえで大学全体の施設保守管理経費、光熱費の推移を試算するとともに、管理コストについては決算科目毎の増減を参考に更なる見直しの可能性について検討を行った。</p> <p>今年度の実績としては、医歯学総合研究棟II期棟の一部竣工による増額は予算見込額上で約84,000千円が発生しているが、既設部分のみを対象としてみると、約9,000千円の削減が可能となった。今後しばらくの間、医歯学総合研究棟II期棟竣工後も本来取り壊し予定である既設建物が予算措置の関係から併設する状態が続くため、非効率な運営状況が続くことも踏まえ、今後の一般管理費への影響を検討した。</p>	
○人件費の抑制に関する具体的方策 総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成21年度までに概ね4%の人件費の削減を図る。<138A>	総人件費改革の実行計画に	IV	<p>(平成16～18年度の実施状況概略)</p> <p>総人件費改革における人件費の1%削減については、給与制度において、国の水準と同様な引き下げの実施、定年退職者（教育職員を除く。）の再任用者定員分の不補充及び一般技能職員の定年後定員削減等による人件費削減を実施したことにより、当該年度削減目標を達成した。</p>	総人件費改革の実行計画に沿った人件費の1%削減を図る。
		IV	(平成19年度の実施状況)	

沿った人件費の1%削減を図る。また、平成21年度までの削減計画の方策を検討する。<138A-1>	総人件費改革における人件費の1%削減については、定年退職者を再任用（同定員を利用）することによる人件費削減及び給与制度において平成18年度から国の水準と同様な給与構造改革による引き下げを実施したこと等により、当該年度削減目標を達成した。併せて平成21年度までの人件費削減についても、人件費管理のシミュレーションを行い、削減計画の方策を検討した。	
ウェイト小計		

I 業務運営・財務内容等の状況

(2) 財務内容の改善

(3) 資産の運用管理の改善に関する目標

中期目標	○資産の運用管理 ・ 全学的且つ経営的視野に立った効率的・効果的な運用を図る。
------	--

中期計画	平成19年度計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）		ウェト					
			中期	年度		中期	年度			
○財源の多様化に関する方策 種々の財源の確保を図る。<139>		IV	<p>(平成16～18年度の実施状況概略) 資金運用計画の策定に向け、各銀行や証券会社によるプレゼンテーションの実施・各種資料の収集を行った。また、財源確保の必要性や重要性について積極的に検討を行うとともに、資金運用の実施に向けて日々の資金の流れが把握出来る日繰り表の作成を行った。これにより運用可能資金額の把握を始めとして平成19年度の資金運用への体制がほぼ構築された。 法人運営費に係る普通預金口座を決済専用無利息型から一般的の普通預金口座に変更し、受取利息収入の確保を図った。 学内TL0の効率的な運用による新たな增收に向けた運用方法の検討を行うとともに、学内TL0の機能充実に向けた研究開発では、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の「大学発事業創出実用化研究開発事業」の助成事業により、企業のニーズと大学のシーズをマッチングさせ産学連携による研究開発を2カ年で行うことになった。 本学の知的財産を利用した財源確保を目指し、知的財産本部における特許申請件数を増加させるための方策、これらの財産を技術移転により財源化させるための組織、学内TL0の今後の在り方について検討を行った。 </p>		引き続き、学内の資金運用範囲の拡大について、検討を行う。 引き続き、企業や関係研究機関等外部との交流を見直し、新たな財源確保の検討を行う。					
			<p>(平成19年度の実施状況) 財務担当理事を中心に、経理部のメンバーに監事を加えた検討会を開催した。本検討会では、資金を適切に管理するとともに教育研究等の充実に資する財源を確保するため、現状の預貯金やこれまでの月ごとの運営資金の状況を踏まえ検討した結果、定期預金で個別に管理していた「寄付金」を一括し、大口定期により運用を開始した。 </p>							
			<p>(平成16～18年度の実施状況概略) はじめて海外のイベントに本学のシーズを出展し、外国企業等から高い評価を得た。これにより共同研究・技術移転等の申し入れの範囲が広がった。また、特定大学技術移転事業の実施に関する計画に係る承認申請を行い、承認された。 </p>							
○資産の効率的・効果的運用を図るための具体的方策		III	<p>(平成16～18年度の実施状況概略) 財務会計システムと連携した資産管理システムを構築</p>		引き続き、設備の稼働状況や資産内容を速やかに把					

既存資産の調査及び評価を行うとともにデータベースを構築し効率的・効果的な運用を行う。<140>			し、稼働状況区分（使用中、休止、貸与、共用公募、不用決定済、処分済、学外修理中）により遊休資産を把握し、効率化を図った。また、現有物品調査を実施し、廃棄・遊休物品等について整理を行うとともに、資産管理システムの完成に伴い、設備の稼働状況や資産内容を速やかに確認し遊休資産の効率化を図った。（移管件数969件）	握し、遊休資産を学内通知等により周知し、効率良く運用する。	
		III	(平成19年度の実施状況) 現有物品調査を実施し、廃棄・遊休物品等について整理を行い、資産の稼働状況を把握し、学内通知により稼働状況の低い資産や遊休資産について効率化を図り、分野間での有効活用、共同利用を推進した。		
資産の効率的・効果的運用を確実にするための実施体制を整備するとともに関係規程の整備を行う。<141>		IV	(平成16～18年度の実施状況概略) 資産運用計画の策定に向け、財務担当理事を中心としたプロジェクトチームを整備し、各種資料の収集、資金運用可能となる財源の調査や学内の資金の流れ等の調査確認から運用商品や基本ポートフォリオの検討を行い、学内の資金の流れを示す日繰り表の作成、さらに本学の目的を明確にし、その目的に即した内容の資産運用について検討を行った。また、担当者を資産運用に関するセミナーへ参加させ、スキルアップを図った。	17～19年度に実施済みのため、20～21年度は実施予定なし。	
		IV	(平成19年度の実施状況) 財務担当理事を中心に、経理部のメンバーに監事を加え、運用財源の抽出や関係規則の整備を行った。 1年以内の運用期間のものについては、財務担当理事により実施可能となるよう取り扱いを整備したことにより、運用の目的を「使途が定められている寄付金の果実確保」として具体的に設定し、これまで個々に運用されていた定期預金を大括りとし運用規模を大きくし、各社に提案させることで通常の大口定期預金に比べ大幅な利率のアップが可能となった。 また、関係職員を金融機関が開催した資産運用に関するセミナーに参加させ、資質の向上を図った。		
経営的視点に立ち、十分な危機管理対策を考慮した資産運用計画を策定し、資産の効率的、効果的な運用を行う。<142>		IV	(平成16～18年度の実施状況概略) 資金運用計画の策定に向け、各銀行や証券会社によるプレゼンテーションの実施・各種資料の収集を行った。併せて資金運用可能となる財源の調査や学内の資金の流れが把握できる日繰り表の作成を行うとともに、運用商品や基本ポートフォリオの検討を行い、資金運用計画（案）を作成した。また、資金運用に関する透明性を図る観点から、資金運用の適正性を審議するための組織として「資金運用委員会」の設置に向けた検討を行った。検討段階で生じた問題点については危機管理対策を考慮するうえでも実施体制の再構築に向けすべて反映させることになった。	引き続き、資産の効率的、効果的な運用を行う。	
		IV	(平成19年度の実施状況) 財務担当理事を中心に、経理部のメンバーに監事をえた検討会を開催した。本検討会では、資金を適切に管理するとともに教育研究等の充実に資する財源を確保するため、運用財源の抽出や関係規則の整備を行った。現状の預		

			貯金やこれまでの月ごとの運営資金の状況を踏まえ検討した結果、定期預金で個別に管理している「寄付金」を一括し、運用を開始した。	
○本学の着実な発展を確保するため、必要となる資産の危機管理対策の確立 自然災害や事故災害などのリスクの発生の可能性の把握及びその予防的措置を実施する。<143>		III	<p>(平成16～18年度の実施状況概略)</p> <p>毎月1回、産業医による職場巡回を行い、ポンベの固定、局所排気装置の有無等を点検し、安全管理を実施した。施設の巡回点検として、実施要項を定め体制を構築した。さらに施設パトロールを実施し、優先的に修繕する部位を抽出するとともに修繕計画を策定し、換気設備の設置、修理等を実施した。</p> <p>全学的な災害対策マニュアル、毒物及び劇物取扱いの手引きを作成し危機管理の体制を整備した。また、附属病院を中心とする大学全体の停電時のリスクを検討し、対応マニュアルを作成するとともに、保守要員の教育・訓練を実施した。</p> <p>耐震改修の必要性を把握するために、対象建物の耐震診断を実施し、耐震性の低い建物について、耐震改修の検討を行った。特に耐震性の劣る1号館等の耐震補強の実施に着手した。また、湯島地区の全エレベータを調査し、全てを地震時管制運転装置付のエレベータに改修した。</p> <p>国府台地区構内にある寄宿舎等の不審者の侵入や事故災害等に対応するため、外部委託による警備員の常駐化を実施した。</p>	自然災害や事故災害などのリスク発生の可能性を把握し、その予防的措置を実施する。<143-1>
			<p>(平成19年度の実施状況)</p> <p>特に耐震性の劣る1号館及び歯科研究棟の耐震改修工事を実施した。また、難治疾患研究所の耐震改修の基本計画を作成し、実施設計に着手した。</p> <p>建築基準法に基づく、特殊建築物等定期調査及び建築設備定期検査並びに施設パトロールを実施し、リスク発生の可能性を把握するとともに、老朽劣化による事故が起きる危険度の高い建築設備から改修を行うなど、事故災害のリスクの低減を図り、予防的措置を実施した。</p>	
リスクによる被害を最小にするための事後対処法を確立する。<144>		III	<p>(平成16～18年度の実施状況概略)</p> <p>学内のリスク調査を行い、国立大学損害保険、国立大学附属病院損害賠償保険及び自動車保険に加入し、自然災害や事故災害に備えた。また、医学部・歯学部の両附属病院では、災害対策マニュアルを作成している。</p> <p>東京消防庁と連携しテロ等を想定した災害救助訓練災害時医療救護を実施した。また、起震車及び煙ハウス等による防災訓練を実施し災害時における対処方法を習得させた。</p> <p>電力会社停電時の対応については、医学部・歯学部の両附属病院を最優先とし、各附属病院の自家発電設備が運転不能となったときは、総合教育研究棟の自家発電設備から送電できるルートを構築した。</p> <p>地震発生時の事後対処法として、エレベータの閉じ込め、停電、スプリングラー対応の各種訓練を実施した。</p>	リスクによる被害を最小にするための事後対処法を確立する。
			<p>(平成19年度の実施状況)</p> <p>地震発生時等の事後対処法として、エレベータの閉じこ</p>	

する。<144-1>	め発生時の救助訓練や停電発生時の対応訓練及びスプリン クラー作動時の停止訓練等を施設保守担当職員等に実施 し、リスクによる被害を最小にするための事後対処法を検 討した。		
	ウェイト小計	ウェイト総計	

〔ウェイト付けの理由〕

(2) 財務内容の改善に関する特記事項等

1. 特記事項

【平成16～18事業年度】

(1) 法人化のメリットを活用し、大学運営の活性化などを目指した財政面での特色ある取組

法人化を機に、これまでの自己収入の取り扱いが変更されたことに伴い大学が自由に使用できるようになり、自己収入を戦略的な運営に生かすことが可能となった。特に、医歯系唯一の単科大学であり附属病院を有する本学はその資源を最大限活用し、増収方策として人的投資から物的投資及び物流管理システムの構築など戦略的に行いその結果、附属病院収入は飛躍的に増額した。

さらに、競争的資金の獲得に向け教育的資金については学長の指導体制のもと大学全体で要求、研究的資金については各部局内で申請件数の増加を促す啓発活動、部局間の横断的な研究体制の積極的な構築といった取組により競争的資金の獲得金額が法人化前に比べ格段に増加した。

(2) 国立大学法人の置かれている状況や条件等を踏まえた、大学運営を円滑に進めるための様々な工夫

法人化により取り入れられた運営費交付金ルールでは、標準事業費のうち対象外の部分を除きほぼ予算全体に効率化係数（△1%）が課せられ、さらに附属病院事業費では病院再開発時に借り入れた金額が附属病院収入により収支均衡を保てない場合、附属病院運営費交付金を措置する一方で、業務の効率化を求められ経営改善係数（△2%）が課せられることとなった。本学でも平成3年度～7年度にかけ病院再開発を行った際の借入額残額が、平成18年度末の元本部分で約460億円あり、毎年の債務償還額は50億円を超える額の支払いが発生している。現在、収支均衡を保つための増収方策に取り組んでいるが、毎年の償還金額が多額なため収支均衡が保てず、病院運営費交付金の措置とともに経営改善係数（△2%）を課せられている。これらの係数による影響額は毎年約△46,000万円となっており、平成21年度まで継続的に実施されることになる。

そこで、医学部附属病院における増収への取組として、地域医療機関へのパンフレット配布やホームページによる病院情報提供の強化を図り紹介患者数の増加を目指すとともに、看護師等のスタッフの離職防止や看護体制の充実に向け非常勤看護師を順次常勤職員へ移行し、入院稼働率の向上を図った。また、新たに「救命救急センター」の設置により患者数の確保や診療単価の改善を行った。

さらに、歯学部附属病院における増収への取組としては、歯科保健指導や歯科予防処置の充実を目指し、看護師16名を歯科衛生士に切り替え歯科衛生実地指導料の増額、診療報酬漏れを防ぐ算定チェックシステムを導入し、これまで以上に診療報酬の請求強化を図った。

こうした増収努力に伴い、平成16年度以降学長を中心とした戦略的・機動的な大学運営を行うため、人件費や物件費の枠にとらわれない「戦略的な執行が可能となる経費」として、12,400万円を「学長裁量経費」として確保し、研究支援に必要な基盤設備の整備から先端的な研究推進への支援配分等の本学の研究水準の維持向上に努めた。また、研究支援以外にも教育面での医学教育提携に係る支援や附属病院への支援を実施した。

(3) 発明発掘相談、出願・権利化支援

本学の知的財産に関する基本ポリシーに基づき、知的財産本部において職務発明規則、成果有体物規則やその手続きのためのフローチャートを作成するとともに、大学全体の説明会や部局毎の説明会などで周知し、知的財産の創出、

取得、管理及び活用に関する支援体制を確立した。平成16～18年度の発明届出数は296件、国内出願数は161件（含優先権主張出願）、外国出願国数は38カ国（除PCT出願）であり、法人化前より大幅に増加した。

(4) 知的財産関連契約支援

受託研究、共同研究、有体物譲渡等の各種知的財産契約につき知的財産本部にてチェックし、場合によっては企業と交渉を行った。また、契約数が増大しているので、契約業務担当を1名増員するとともに、研究室が円滑な研究開発を進められるよう支援し、平成16～18年度の受託研究契約の件数、受入金額は、183件、107,389万円、共同研究契約の件数、受入金額は、194件、52,100万円となり、法人化前より大幅に増加した。

(5) ライセンス

产学連携を効率的に行い本学の知的財産の権利化とそのロイヤリティー収入の増大を目指して技術移転センターを立ち上げ、知的財産本部と一体となつた活動を開始した。また、技術移転に関しては、各種产学連携イベント（バイオEXPO、イノベーションJAPAN、産学官技術移転フェア）の出展やプレゼンテーションを行うなど企業へのPRを積極的に展開し、平成16～18年度のライセンス等契約件数は、20件、ロイヤリティー等収入は、18,598千円である。

【平成19事業年度】

(1) 法人化のメリットを活用し、大学運営の活性化などを目指した財政面での特色ある取組

平成19年度も、財政面での取組として競争的資金増加に対する具体的方策として、学長を中心とした指導体制のもと担当理事と教員において学内の連携によりプロジェクト実施体制を充実し、公募事業の確実な獲得につなげた。

また、これ以外にも、現有資金を適切に管理しつつ教育研究等の充実に資するための財源を確保していくため、財務担当理事を中心経理部のメンバーと監事による資金の管理運営に係る検討会を設置し、学内における運用財源の抽出や運用方法の検討、併せて関係規則の整備を行った。この結果、これまで個々に預金されていた資金を大括りとし運用資金の規模を大きくした上で、金融機関各社に本学にとって有利な条件を提案させ、通常の大口定期預金に比べ大幅な利率の改善により増収を図った。

さらに、経費削減に向け部局毎の管理的経費の実績をホームページに掲載するための検討を行い、平成19年度は平成18年度水道光熱費の一覧を掲載し、経費節減に向けての意識啓発を図った。また、資産の有効活用に向け現有物品の調査を実施し、資産運用状況を把握したうえで、稼働状況の低い資産や遊休資産については共同利用を推進し、積極的な分野間での有効利用が可能となるよう共同利用の推進を図った。

(2) 国立大学法人の置かれている状況や条件等を踏まえた、大学運営を円滑に進めるための様々な工夫

法人化により効率化が求められるなか、今年度の対応方策として大学全体では保守管理費のコスト削減に向け施設機能を維持しつつ契約内容の見直し、複数年契約を積極に導入し、縮減を図った。なお、既存部分に係る分については、平成18年度と比較して、床面積当たり4.3%を縮減した。また、従来の一般競争による自動落札方式からネゴシエーション方式に変更した結果の縮減額は、42件7,986千円である。施設修繕費については、個々の工事について内容の見

直し、見積金額の交渉、競争入札の徹底等を継続的に行い約13,000千円を縮減した。水道光熱費についても蒸気バルブの断熱やインバータ照明器具への更新等といった省エネに対応した器具の改修や交換、省エネポスターの学内配布及び掲示、部局毎の平成18年度の水道光熱費一覧をホームページに掲載し、職員への経費節減に対する意識啓発を図った。特に、電気使用料については、東京電力（株）と契約種別等の見直し、単位当使用料金の低減及び複数年契約を締結したことにより年間約17,000千円を削減した。

医学部附属病院においては、経営効率化を推進するために、まず、管理会計上の各種データについて精度向上を図ることとして、医療情報システムの更新に併せ、新しいマスター（基本情報）の取り込みやこれまでの設定の見直し等を行った。併せて、診療用器具及び薬品の物流システムについても更新し、その結果、直課（診療科・部門へ直接賦課）レベルのデータが充実し、より詳細なデータの取得が可能となり、経営分析用各種データの精度が大幅に向上した。歯学部附属病院においては、増収方策と経営改善方策に向け管理運営を強化するための病院運営企画会議の審議を経て、歯科用治療装置を20台更新した。また、総合診療室や待合室の改修工事等の院内整備の実施の検討を行い、患者数の確保に努めた。患者のニーズに対応した外来診療科の再編により、スペシャルケア外来を新設し、各診療科の稼働状況により医員の効果的な配置を行った。

教育研究環境の改善及び基盤整備の実施に向け作成している設備マスタープランの見直しを行っており、この見直しに当たりこれまでの設備更新についての考え方を再度整理し、設備更新に必要な財源となる自己収入の分析を行い、増減要因などをもとに今後の目安となる中期計画期間中の収入支出額の推移を試算した。また、対象となる教育研究機器、医療用機器、管理的設備について、区分毎に購入年、設置場所等を再度資産データより抽出し経過年数や区分毎の更新状況、更新のための財源等を分析し、マスタープランにより教育研究環境の改善や基盤的な整備が確実に実現するように見直しを図った。

（3）知的財産関連契約支援

本学職員の発明は原則として大学帰属とし、積極的に特許出願を行った。職務発明規則については機会を捕らえて説明し、発明者には出願等の補償金や実施料還元等でインセンティブを与え、職員が発明の重要性を認識するようになり、発明届の提出も軌道に乗ってきた。特に、平成19年度は外国出願が増加し、技術移転活動も海外での展開が必要であり、発明者と一体となった活動を展開した。フランスで行われた海外イベントには発明者を参加させ、海外の企業に對し説明を行った。

有体物取扱規則に関しては、平成19年度の契約件数が200件近くに急増し、有償での譲渡契約数も増加した。さらに、本学難治疾患研究所がバイオリソース室を立ち上げるに当たり、知的財産本部が支援し、その規則作成に協力した。これらは、有体物取扱いに関する調査から得た知的財産本部職員の技術的知識や情報の蓄積と、多くの研究者と一体となった地道な活動から得た結果と思われる。

2. 共通事項に係る取組状況

【平成16～18事業年度】

（1）継続性のある経費削減

平成16年度より導入している契約方式（ネゴシエーション方式）の活用、契約方法・条件などの見直し等による事務用複写機の保守契約や施設修繕費の個々の工事についての内容の見直し、価格の交渉、競争入札の徹底等、さらに保守管理費の計画的、継続的な縮減目標を掲げ、経費の削減を図った。

本学の事業規模のなかで大きなウエイトを占める附属病院事業の経営効率化に対応するため、既存の医療物流システムの再構築を検討し、新システムでの

運用を開始した。その結果、患者又は診療科ベースで把握すべきコストデータを消費ベースで把握できるようになり、原価管理の精度が格段に向上し、管理者・使用者側とともに共通のコストデータ及びコスト意識を持つことが可能となつた。また、薬品・医療材料の購入価格の見直しについて、民間病院等の納入価格を可能な限り調査し、その結果に基づいた納入業者毎の価格交渉により、購入価格の低減を図った。

（2）自己収入の増加に向けた取組

医学部附属病院における増収への取組としては、地域医療機関へのパンフレット配布やホームページによる病院情報提供の強化を図り、紹介患者数を増やすとともに、非常勤看護師の常勤化により診療体制を充実させ、入院稼働率の向上を図った。また、救命救急センターを設置したことにより患者数の増加や診療単価の改善といった取組を行つた。

歯学部附属病院における増収への取組としては、歯科保健指導、歯科予防処置の充実を目指し、看護師16名を歯科衛生士に切り替え歯科衛生実地指導料の増額やさらに算定チェックシステムを導入し、診療報酬の請求強化を図った。

特筆すべき事項としては、医学部附属病院に世界でも最先端のがん検査装置である「PET/CT検査装置」2台を導入し、がんの早期発見など専門的医療の実施による患者数の増を図るとともに、将来に向け腫瘍ドックの実現について検討を開始した。本施設設備は、新たな整備手法の一つとして、特定目的会社が医療機器の調達、設置、運用を包括的に行い、サービス料としてその経費を回収するスキームであり、民間資金を活用した施設設備である。

その他の増収対策として、外部資金の獲得に向け公募申請情報の学内周知の徹底を図り、その結果、外部資金の獲得額が法人化前より年々増加した。また、獲得した間接経費を効率的に配分（大学、獲得部局各50%）することでインセンティブとして研究環境の改善や研究室全体の機能の向上、共同利用施設の整備に活用し、研究の質を高め、さらなる外部資金の獲得・増加へと繋げている。

（3）資産の運用管理

資金の有効活用を実現するため、資金運用計画の策定に向け、財務担当理事から構成されるプロジェクトチームを設置した。プロジェクトチームとしては、各銀行や証券会社によるプレゼンテーションの実施や各種資料の収集を行い、資金運用可能となる財源の調査や学内の資金の流れ等の調査確認から運用商品や基本ポートフォリオの検討を行つた。さらに、その結果をもとに資金運用計画（案）を作成し、資金運用の適正性を審議するための組織として「資金運用委員会」の設置に向け検討を行つた。また、担当者については、資産運用に関するセミナーへ積極的に参加させスキルアップを図った。

（4）財務情報の活用

財務情報については、B/S、P/Lによる月次決算報告や附属病院の各種データを経営協議会、役員会等の場において報告するとともに、前年度との対比表を作成して種々見直し及び検討を行つた。

【平成19事業年度】

（1）経費の削減、自己収入の増加に向けた取組状況

平成19年度は、医歯学総合研究棟II期棟の一部竣工による増額が約84,000千円発生したが、既設部分にかかる経費は、約9,000千円の削減が可能となつた。今後しばらくの間、医歯学総合研究棟II期棟稼働の一方で本来取り壊し予定である建物が取り壊されずに併設しているため、非効率な状況が続くことを踏まえ、今後の一般管理費への影響を検討した。そのなかで、保守管理費のコスト削減に向け施設機能を維持しつつ契約内容の見直し、複数年契約を積極的に導

入し、縮減を図った。なお、既存部分に係る分については、平成18年度と比較して、床面積当たり4.3%を縮減した。また、従来の一般競争による自動落札方式からネゴシエーション方式に変更した結果の縮減額は、42件7,986千円である。施設修繕費については、個々の工事について内容の見直し、見積金額の交渉、競争入札の徹底等を継続し約13,000千円を縮減した。水道光熱費についても蒸気バルブの断熱やインバータ照明器具への更新等といった省エネに対応した器具の改修や交換、省エネポスターの学内配布及び掲示、部局毎の平成18年度の水道光熱費一覧をホームページに掲載し、職員への経費節減に対する意識の啓発を図った。特に、電気使用料については、東京電力（株）と契約種別等の見直し、単位当使用料金の低減及び複数年契約を締結したことにより年間約17,000千円を削減した。

医学部附属病院についても、管理会計上の各種データについて精度向上を図るために、医療情報システムの更新に併せ、新しいマスター（基本情報）の取り込みやこれまでの設定の見直し等を行なった。併せて、診療用器材及び薬品の物流システムについても更新し、その結果、直課（診療科・部門へ直接賦課）レベルのデータが充実し、より詳細なデータの取得が可能となり、経営分析用各種データの精度が大幅に向上した。

歯学部附属病院においては、增收と経営改善に向け管理運営を強化するための病院運営企画会議において、歯科用治療装置を20台更新した。また、総合診療室や待合室の改修工事等の院内整備の実施の検討を行い、患者数の確保に努めた。患者のニーズに対応した外来診療科の再編により、スペシャルケア外来を新設し、各診療科の稼働状況により医員の効果的な配置を行った。

財務担当理事を中心に、経理部のメンバーに監事を加えた資金の管理運用に係る検討会を開催した。本検討会では、現有資金を適切に管理するとともに教育研究等の充実に資する財源確保を目的として、現有預貯金を日繰りでの分析や月ごとの運営資金の残高状況の調査を踏まえ検討を行った。この結果、これまで個々に預金されていた資金（寄付金）を大括りとし運用資金の規模を大きくした上で金融機関各社に条件を提案させ、有利な条件での運用（大幅な利率の改善）により增收を図った。

（2）財務情報に基づく取組実績の分析

財務情報については、B/S、P/Lによる月次決算報告や附属病院の各種データを経営協議会、役員会等の場において報告するとともに、前年度との対比表を作成して種々見直し及び検討を行った。特に平成19年度においては、附属病院収入に占める医療機器等のリース契約額について検討を行った。

この結果の取り込みは、目標達成のための中期目標に基づく中期計画、年度計画の実施および戦略的な大学運営のための構築の実現、さらに財務内容の改善による安定した財政基盤の整備に必要不可欠なものとなっている。

I 業務運営・財務内容等の状況
 (3) 自己点検・評価及び情報提供
 ① 評価の充実に関する目標

中期目標	<ul style="list-style-type: none"> ○評価の改善 <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果を適切に整理・公表する。 ○評価結果の活用 <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果を適切に活用する。
------	---

中期計画	平成19年度計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）		ウェイト
			中期年度	平成19年度までの実施状況	
○自己点検・評価の改善に関する具体的方策 全学的な自己点検・評価及び外部評価のシステムに関する検討を行い、社会に対する説明責任を果たすべく、自己点検・評価及び外部評価の厳正な実施と評価システムの改善充実を行い、適切な評価を実施する。 <145>		III	(平成16～18年度の実施状況概略) 全学的な大学評価に対応するための評価体制として、理事、教員及び事務職員を構成員とした学長直属の組織として評価情報室を設置し、評価体制の改善充実を図った。この評価情報室に「教育」「研究」「組織・施設」「財務・病院・産学連携」「情報データベース」の5つの作業部会を設置した。 各年度の年度計画の実施状況を上半期と通期と2回に分け、各部局が自己点検・評価を実施するとともに、評価情報室の各作業部会で進捗状況を検証し、年度評価を行うとともに次年度計画を策定した。		評価システムの改善充実を行い、自己点検・評価及び認証評価を実施する。
			(平成19年度の実施状況) 教育、研究作業部会を教育、研究拡大作業部会に拡充し、評価システムの改善充実を図り、中期目標期間の評価を行った。 平成19年度の年度計画の実施状況を上半期と通期と2回に分け、各部局が自己点検・評価を実施するとともに、評価情報室の各作業部会で進捗状況を検証し、年度評価を行うとともに平成20年度計画を策定した。		
社会に対する説明責任を確保できるよう、インターネットの活用等、評価結果を社会一般に対しわかりやすく公表するための手法を検討し、適切な公表を行う。 <146>		III	(平成16～18年度の実施状況概略) 本学のホームページに評価のページを構築し、年度計画、実績報告書及び評価結果を掲載し情報公開を行った。さらに評価のページには、過去の自己点検・評価も含めて評価の情報や大学の活動状況等を社会一般に分かりやすく適切に公表した。		インターネット等を活用し、評価結果を適切に公表する。
			(平成19年度の実施状況) 本学のホームページに年度計画、実績報告書及び評価結果を掲載し適切に公表した。		
○評価結果を大学運営の改善に活用するための具体的方策 評価結果を、大学運営(中)		III	(平成16～18年度の実施状況概略) 学内の構成員には自己点検・評価の結果を学内用のホームページで公開するとともに、冊子の形で配布し、周知徹底させ、中期目標や中期計画の進行状況に対して常に意識		学長を中心とした運営体制において、評価結果を次期中期目標・中期計画に適切に反映させる。

<p>期計画・中期目標、資源配分その他教員に対する支援方策、設備の整備等)に係る各検討組織の審議に適切に反映するためのシステムを構築し、運用する。<147></p>	<p>学長を中心とした運営体制において、評価結果を大学運営に適切に反映させる。<147-1></p>	<p>させた。 役員会、経営協議会、教育研究評議会及び部長等連絡会に各事業年度に係る業務の実績に関する評価結果の報告を行い、これらを通して大学の運営状況や課題・指摘事項等を周知し、適切に対応するよう各部局に依頼した。さらには各部局における各年度の年度計画の上半期の実施状況について自己点検・評価を実施し、評価情報室の各作業部会で進捗状況を検証し取りまとめ、各部局にフィードバックするとともに課題・指摘事項等について実施を要請した。</p>	
<p>教職員各自の改善の取組に資するよう、評価を通じて得られた大学運営の状況や問題点を各教職員に周知する。<148></p>	<p>教職員に評価結果を周知する。<148-1></p>	<p>(平成16～18年度の実施状況概略) 役員会、経営協議会、教育研究評議会及び部長等連絡会に各事業年度に係る業務の実績に関する評価結果の報告を行うとともに、評価結果と国立大学法人・大学共同利用機関法人の改革推進状況を各部局長に通知し教職員に周知した。 本学のホームページに評価のページを構築し、その中に教職員向けの学内用ページを構築した。学内用ページには、評価結果とともに部局毎の年度計画・実施状況等を掲載し、各部局の教職員に中期計画・年度計画の進捗状況に対して常に意識させ、教職員自ら中期目標の達成に向けた取組や改善への取組に資するようにした。</p> <p>(平成19年度の実施状況) 役員会、経営協議会、教育研究評議会及び部長等連絡会に平成18事業年度に係る業務の実績に関する評価結果の報告を行うとともに、評価結果と国立大学法人・大学共同利用機関法人の改革推進状況を各部局長に通知し教職員に周知した。 本学のホームページの評価のページに評価結果とともに部局毎の年度計画・実施状況等を掲載し、教職員自ら中期目標の達成に向けた取組や改善への取組に資するようにしている。</p>	<p>教職員に評価結果を周知する。</p>
<p>評価結果のフィードバック体制の改善を図るため、評価結果の活用状況の検証を行う。<149></p>	<p>評価結果の活用状況の検証を行う。<149-1></p>	<p>(平成16～18年度の実施状況概略) 各部局における各年度計画の実施状況（上半期・通期）について、自己点検・評価を実施し、評価情報室の各作業部会で評価結果の課題・指摘事項等に適切に対応し改善を図っているか検証を行った。</p> <p>(平成19年度の実施状況) 各部局における平成19年度計画の実施状況（上半期・通期）について、自己点検・評価を実施し、評価情報室の各</p>	<p>評価結果の活用状況の検証を行う。</p>

		作業部会で評価結果の課題・指摘事項等に適切に対応し改善を図っているか検証を行った。	
ウェイト小計			

I 業務運営・財務内容等の状況
 (3) 自己点検・評価及び情報提供
 ② 情報公開等の推進に関する目標

中期目標	○情報公開の推進 ・ 学外への積極的な情報発信を行う。
------	--------------------------------

中期計画	平成19年度計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）		ウェト
			中期 年度	平成19年度までの実施状況	
○大学情報の積極的な公開・提供及び広報に関する具体的の方策 大学情報を収集・管理し、適切に分析するためのシステムの導入を図る。<150>		III	(平成16～18年度の実施状況概略) 学内の情報をさらに積極的に収集するため広報委員会で検討を行い、広報委員長名で教職員にメールを発信し、学術誌への掲載、学術賞等の受賞、公開講座の実施、教育・研究関連でのTV出演などの情報提供を依頼した。 学外への広報の推進、広報業務の迅速化を目的として学長直属の広報室を設置し、全学的な情報の収集・管理体制を整備した。 評価情報室に情報データベース作業部会を設置し、大学評価に関する情報の収集、管理体制を整備した。	大学情報の収集・管理体制の充実を図る。	
			(平成19年度の実施状況) 室長、室長補佐2名、室員4名及び事務職員4名から構成される広報室に、さらに広報業務専任の事務職員1名を増員し、より一層の全学的な情報収集・管理に努めるとともに、広報体制の強化を図った。		
中期目標、中期計画、年度計画、財務内容、組織・管理運営に関する情報の公開を行う。<151>		III	(平成16～18年度の実施状況概略) ホームページをリニューアルし、トップページの「情報公開・情報提供」に中期目標、中期計画、年度計画、財務内容、組織・管理運営に関する情報の公開を行った。また、学内諸規則や法令に定められた情報を公開した。	中期目標、中期計画、年度計画、財務内容、組織・管理運営に関する情報の公開を行う。	
			(平成19年度の実施状況) ホームページの「情報公開・情報提供」に中期目標、中期計画、年度計画、財務内容、組織・管理運営に関する情報の公開を行った。また、学内諸規則や法令に定められた情報を公開した。		
入試情報、公開講座等に関する情報を積極的に発信する。<152>		III	(平成16～18年度の実施状況概略) 日本語版ホームページをリニューアルし、目的別、訪問者別の閲覧を容易にするとともに、受験生向け情報コンテンツを見直した。また、大学紹介の動画をストリーミング配信するなど、学外への情報公開を充実させた。 学生募集要項に入学者受入方針を掲載し、本学の求める学生像を明確に示すとともに、大学案内(受験生向け冊子)をリニューアルした。また、受験生のための大学説明会を全学及び各学科で開催し、さらに各学部、研究科等において	入試情報、公開講座等に関する情報を積極的に発信する。	

			<p>て、オープンキャンパス、公開イベントや予備校への進学説明会を実施し、受験生等に対して積極的に情報提供を行った。</p> <p>公開講座情報をホームページに掲載し、パンフレット、ポスターを近隣の公共機関等に置くなど積極的に情報を発信した。</p>	
入試情報、公開講座等に関する情報を積極的に発信する。〈152-1〉		III	<p>(平成19年度の実施状況)</p> <p>ホームページの「受験生の方」を利用者がより見やすく、容易に目的のページに行けるよう整備した。</p> <p>受験生向け冊子「大学案内」をホームページ上にもPDFで掲載し、受験生への情報提供を積極的に行つた。</p> <p>公開講座情報をホームページに掲載し、パンフレット、ポスターを近隣の公共機関等に置くなど積極的に情報を発信した。</p>	
研究者総覧データベースを充実（キーワード検索・英語版データベースの構築）する。〈153〉	III		<p>(平成16～18年度の実施状況概略)</p> <p>研究者総覧データベースの英語版を推進するために、ホームページ専門委員会において検討を行い、委員長名で目的を周知し理解を求めるとともに、データ入力について、メール及びホームページ等で依頼し入力者数の充実を図り、平成19年5月から学外への情報公開を行うことを決定した。</p>	研究者総覧データベースのキーワード検索機能を構築するとともに公開する。
研究者総覧データベース（英語版）を充実する。〈153-1〉	III		<p>(平成19年度の実施状況)</p> <p>研究者総覧データベースの英語版を公開するとともに、日本語版・英語版の充実を一層図るため、学内メール、ホームページでの通知及び各部局の教授会にデータの入力を推進するよう協力依頼を行い、入力者数の増加を図った。</p> <p>研究者総覧データベースと科学技術振興機構の研究開発支援総合ディレクトリ（ReaD）との互換性を持つ新データベースの検討を開始した。</p>	
大学公式ホームページを充実（英語版ホームページの充実）する。〈154〉	III		<p>(平成16～18年度の実施状況概略)</p> <p>ホームページ専門委員会において、まず日本語版のホームページをリニューアルし、英語版については、ホームページ専門委員会に英語版WGを設置するとともに、各委員の役割分担を明確にし、構築の推進を図った。また、外国人教員を加えよりネイティブに近い英語表現ができるよう体制を整え、新たな英語版ホームページのトップページを作成し平成19年5月から公開することを決定した。さらに広報委員会並びにホームページ専門委員会両委員長から、各部局長に対し英語版作成への協力依頼を行つた。</p>	大学公式ホームページを充実する。
大学公式ホームページを充実する。〈154-1〉	III		<p>(平成19年度の実施状況)</p> <p>英語版ホームページをリニューアルするとともに、英語版大学概要のPDFを掲載し、海外への情報提供を行つた。また、トップページに「NEWS&TOPICS」の検索機能を追加し、情報検索の利便性を向上させた。</p> <p>受験生向け冊子「大学案内」のPDFをホームページ上にも掲載し、受験生への情報提供を積極的に行つた。</p>	
広報体制を見直し、その		III	<p>(平成16～18年度の実施状況概略)</p>	広報の充実を図る。

充実を図る。〈155〉

		<p>広報体制の見直しについては、広報担当の学長特別補佐を新設し、学長直属の広報室を設置するとともに、広報担当職員を増員し、広報体制の充実及び強化を図った。</p> <p>広報の充実については、広報の3本柱として「大学概要」「広報誌」「ホームページ」をそれぞれリニューアルし充実を図るとともに、広報誌については、発行回数を年2回から年3～4回へ増やし充実を図った。また、優れた研究成果等を公開するために、プレスリリースの実施手順を明文化し、スムーズに行えるよう体制を整備するとともに、16件のプレスリリースを行い、一般紙、医歯学専門誌、TV等で多くの研究成果が取り上げられ、さらに同時にホームページ、文教関係速報誌にも掲載し、情報発信を積極的に行った。</p>	
III	広報体制を強化する。〈155-1〉	<p>(平成19年度の実施状況)</p> <p>室長、室長補佐2名、室員4名及び事務職員4名から構成される広報室に、さらに広報業務専任の事務職員1名を増員し、より一層の全学的な情報収集・管理に努めるとともに、広報体制の強化を図った。</p> <p>優れた研究成果等を公開するために、プレスリリースを実施手順を基に継続して、精力的に実施した(12件)。</p> <p>従来の学報を廃止し、新たに内容・部数ともにボリュームアップさせたTMDUニュースを創刊し、ホームページに掲載するなど充実を図った。</p>	
		<p>ウェイト小計</p> <hr/> <p>ウェイト総計</p>	

〔ウェイト付けの理由〕

(3) 自己点検・評価及び情報提供に関する特記事項等

1. 特記事項**【平成16～18事業年度】****(1) 自己点検・評価の体制及び実施状況**

全学的な大学評価に対応するための体制として、理事、教員及び事務職員を構成員とした学長直属の組織として評価情報室を設置し、評価体制の改善充実を図った。この評価情報室に「教育」「研究」「組織・施設」「財務・病院・産学連携」「情報データベース」の5つの作業部会を設置し、年度計画の実施状況を上半期と通期に2回に分け、各部局に自己点検・評価を実施させ、評価情報室の各作業部会で進捗状況を検証し、年度評価を行うとともに年度計画を策定した。

【平成19事業年度】**(1) 研究者総覧データベースの充実**

研究者総覧データベースの英語版を公開するとともに、日本語版・英語版の充実を一層図るため、学内メール、ホームページでの通知及び各部局の教授会にデータの入力を推進するよう協力依頼を行い、入力者数の増加を図り充実を図った。また、研究者総覧データベースと科学技術振興機構の研究開発支援総合ディレクトリ(Read)との互換性を持つ新データベースの検討を開始した。

2. 共通事項に係る取組状況**【平成16～18事業年度】****(1) 大学情報の積極的な公開・提供及び広報の充実**

広報活動体制の強化を図るため、広報担当の学長特別補佐を新設し、広報室を設置するとともに、広報担当職員を増員して、広報活動体制の充実及び強化を図った。

広報の充実については、広報の3本柱として「大学概要」「広報誌」「ホームページ」の充実を図ることを決定した。

大学概要については、データ集的なものから、広報の目的を強めたものにリニューアルし、特色ある教育研究の取り組みなどを掲載した。また、広報誌「Bloom!」については、教育・研究・診療を基本とし、制作コンセプトを明確にしたものにリニューアルを行い、発行回数についても年2回から3～4回へ増やし充実を図った。

日本語版ホームページについては、目的別、訪問者別の閲覧を容易にしたトップページにリニューアルを行った。また、英語版については、ホームページ専門委員会に英語版WGを設置し、各委員の役割分担を明確にして構築を推進した。さらに、外国人教員を加え、よりネイティブに近い英語表現ができるよう体制を整え、新たな英語版トップページを作成し平成19年5月から公開した。

大学受験生向けに配布する大学紹介DVDを作成し、本学ホームページでも公開した。また、受験生向けの大学案内をリニューアルするとともに、ホームページの受験生向け情報コンテンツを見直した。

受験生のための大学説明会を全学及び各学科で開催し、さらに各学部、研究科等において、オープンキャンパス、公開イベントや予備校への進学説明会を実施し、受験生等に対して積極的に発信した。

本学の優れた研究成果等を積極的にプレスリリースすることを決定し、実施手順を明文化することにより、スムーズに行えるよう体制を整備した。平成18年度までに16件のプレスリリースを行い、一般紙、医歯学専門誌、TV等で多くの研究成果が取り上げられ、また、同時にホームページ、文教関係速報誌にも掲載し、情報発信を積極的に行った。

(2) 従前の業務実績の評価結果の活用

役員会、経営協議会、教育研究評議会及び部長等連絡会に評価結果の報告を行い、これらを通じて大学の運営状況や課題・指摘事項等を周知し、適切に対応するよう各部局に依頼した。さらに各部局における各年度の年度計画の上半期の実施状況を自己点検・評価し、評価情報室の各作業部会で進捗状況を検証し取りまとめ、各部局にフィードバックし課題・指摘事項等に適切に対応した。

【平成19事業年度】**(1) 大学情報の積極的な公開・提供及び広報の充実**

室長、室長補佐2名、室員4名及び事務職員4名から構成される広報室に、さらに広報業務専任の事務職員1名を増員し、より一層の全学的な情報収集・管理に努めるとともに、広報体制の強化を図った。

英語版ホームページをリニューアルするとともに、英語版大学概要のPDFを掲載し、海外への情報提供を行った。また、トップページに「NEWS&TOPICS」の検索機能を追加し、情報検索の利便性を向上させた。

優れた研究成果等を公開するために、プレスリリースを実施手順を基に継続して、精力的に実施した(12件)。

従来の学報を廃止し、新たに内容・部数ともにボリュームアップさせたTMDUニュースを創刊し、ホームページに掲載するなど充実を図った。

(2) 従前の業務実績の評価結果の活用

役員会、経営協議会、教育研究評議会及び部長等連絡会に評価結果の報告を行い、これらを通じて大学の運営状況や課題・指摘事項等を周知し、適切に対応するよう各部局に依頼した。さらに各部局における平成19年度計画の上半期の実施状況を自己点検・評価し、評価情報室の各作業部会で進捗状況を検証し取りまとめ、各部局にフィードバックし課題・指摘事項等に適切に対応した。

I 業務運営・財務内容等の状況

(4) その他の業務運営に関する重要事項

① 施設設備の整備・活用等に関する目標

中期目標	<p>○必要な教育研究基盤の確保と施設等の有効活用の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・点検・評価を踏まえた既存施設の有効活用・活性化を図る。 ・施設の長期的利用を可能とする維持管理の充実を図る。 ・教育研究の変化に対応可能な共用スペースを確保する。
------	---

中期計画	平成19年度計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）		ウェイト
			中期 年度	平成19年度までの実施状況	
○施設等の有効活用に関する具体的方策 点検・評価に基づく全学的かつ経営的視点に立った合理的な施設運用及び機能確保を行う。<156>		IV	(平成16～18年度の実施状況概略) 1. 共用スペースの確保、スペースの再配分 施設点検評価に関する内規及び施設有効活用に関する施設点検評価実施要項に基づき、施設の有効活用に関する調査を行い、平成16、17年度に共用スペース (1,932m ²) を確保し、競争的資金を獲得した研究者が優先的に使用できるようにした。平成18年度は現在建設中の医歯学総合研究棟（II期）の計画を見直し、北側部分で共用スペースを約2,600m ² 確保することを検討した。 また、若手研究者のための専用スペース (138m ²) を3号館に確保し、利用者負担による整備を行った。 2. 利用者負担の徹底 共用スペースは学内外のプロジェクト研究等の推進を目的として設けており、光熱水費を含む施設使用料を徴収することとしている。3年間で69,652千円を徴収し、これらは学内の研究基盤経費として、優先的に使用することとしている。また、必要とする研究機能の確保のための改修費は利用者が負担している。改修費は、若手研究者のためのスペースも含めて約83,500千円となった。 3. 保守管理費、修繕費等のコスト縮減 施設機能の状況確認のために使われる保守管理費について見直しを行い、施設面積当たりの削減目標値を掲げ、平成17、18年度ともに目標値を達成した。施設修繕費については、個々の工事について内容の見直し、見積金額の交渉、競争入札の徹底等を行い、2年間で50,094千円を縮減した。特に平成18年度から一般競争や新たな競争方式（簡易型総合評価方式）を導入し原則として100万円以上は競争入札とした。また、節水コマ、省エネファンベルト取付、蒸気バルブの断熱及びインバーター照明器具へ更新等の省エネ改修や省エネ推進ポスターの掲示等により光熱水料の削減を推進した。	施設の有効活用に関する基本方針（平成14年6月7日、建築委員会決定）及び施設有効活用に関する施設点検評価実施要項（平成15年6月30日、建築委員会決定）に基づき、施設の有効活用に関する調査を実施する。	
全学的かつ経営的視点に立った施設運用（スペース管理）及び機能確保（質的管理）を推進する。<156-1>		IV	(平成19年度の実施状況) 1. 共用スペースの確保 全学的かつ経営的視点に立った施設運用を行うために、現在一部供用開始した医歯学総合研究棟（II期）北側で共		

			<p>用スペース（オープンラボ：産学連携のためのスペース）を当初計画約400m²から1,473m²に拡充して、使用者を決定した。</p> <p>2. 利用者負担の徹底 平成19年度の共用スペースの施設使用料（光熱水費含む。）として、28,653千円を徴収した。医歯学総合研究棟（Ⅱ期）北側の共用スペース（オープンラボ）の整備費用、光熱水料及び共益費等の施設使用料は利用者負担とし、施設使用料は、約8,200万円（年間）となる予定である。</p> <p>3. 保守管理費、修繕費のコスト縮減 施設機能の状況確認のために必要な保守管理費について、継続的な内容の見直し及びエレベータ保守の複数年契約の導入を行い縮減を図った。なお、既存部分に係る分については、平成18年度に比して、床面積当たり4.3%を縮減した。 施設修繕費については、個々の工事について内容の見直し、見積金額の交渉、競争入札の徹底等を継続的に行い約1,300万円を縮減した。</p> <p>4. 工事契約の競争性、透明性及び質の確保 平成19年度は、引き続き100万円以上を競争契約とし、500万円以上を原則として一般競争及び電子入札とした（電子入札実施件数：13件）。また、1億円以上の工事については、件数にして4割以上に総合評価方式を導入する目標を達成した（7件中3件実施）。また、総合評価方式の透明性を確保するため、競争参加資格審査委員会に外部の学識経験者等を加えて評価を実施した。</p> <p>5. 光熱水料のコスト縮減 継続的な蒸気バルブの断熱、インバータ照明器具への更新、また、動物実験施設棟の冷温水発生機を省エネ型に更新する等の省エネ改修や省エネポスターの配布・掲示により、光熱水費の削減を図った。電気使用料について、契約種別等を見直すことによる単位当たり使用料金の低減及び複数年契約の締結により、コスト縮減を推進した。</p>	
全学または部局等で共有する流動的・弾力的利用ができる教育研究スペースを確保する。<157>		IV	<p>(平成16~18年度の実施状況概略) 学部等の専有ではなく、利用期限を定めた、流動的・弾力的に教育研究可能なスペースとして、平成16、17年度に共用スペース（1,932m²）を確保し、競争的資金を獲得した研究者が優先的に使用できるようにした。平成18年度は現在建設中の医歯学総合研究棟（Ⅱ期）の計画を見直し、北側部分で共用スペースを約2,600m²確保することを検討した。また、若手研究者のための専用スペース（138m²）を3号館に確保し、利用者負担による整備を行った。</p>	医歯学総合研究棟Ⅱ期の南側で共用スペースを確保する。また、既存施設における共用スペースの確保について検討する。
			<p>(平成19年度の実施状況) 学部等の専有ではなく、利用期限を定めた、流動的・弾力的に教育研究可能なスペースをさらに拡充するため、現在一部供用開始した医歯学総合研究棟（Ⅱ期）北側で共用スペースを当初計画約400m²から1,473m²に拡充した。</p>	
○施設等の維持管理に関する具体的方策 施設の機能及び安全性・		IV	<p>(平成16~18年度の実施状況概略) 1. 総合的な維持保全を計画的・効果的に実施する体制の構築</p>	総合的な点検・保守・修繕等を計画的・効果的に推進する。

<p>信頼性を長期にわたって確保するため、予防的対応も含む総合的な点検・保守・修繕等を計画的・効果的に実施する。<158></p>		<p>総合的な維持保全を効果的に実施するために、平成17年度に国立大学法人東京医科歯科大学施設維持管理に関する調査実施要項を定め体制を構築した。</p> <p>2. 施設パトロールによる課題の抽出（質的管理）</p> <p>平成16年度に作成した維持保全計画に基づき点検・保守を計画的に実施した。平成17年度は継続的に施設パトロールを実施し、予防保全的な内容を盛り込んだ修繕計画を含む、総合的な施設維持管理計画を策定した。平成18年度は継続して施設パトロールを実施し、施設維持管理計画を更新した。</p> <p>3. 管理的経費の削減に資する改修の実施</p> <p>節水コマ、省エネファンベルト取付、蒸気バルブの断熱及びインバーター照明器具へ更新等の省エネ改修計画を作成し、省エネ改修の実施や省エネ推進ポスターの掲示等により光熱水料の削減を推進した。また、電気使用料については、契約種別等を見直すことによる単位当たりの使用料金の低減について検討した。</p> <p>4. 計画的・効果的な修繕の実施</p> <p>施設維持管理計画に基づき、緊急性・必要性が高く至急対応が必要な事項から修繕を実施した。また、特に劣化の著しい基幹設備について計画的に部品を更新する等、計画的・効果的な維持保全に取り組んだ。</p>
<p>総合的な点検・保守・修繕等を計画的・効果的に推進する。<158-1></p>		<p>IV (平成19年度の実施状況)</p> <p>1. 施設パトロール等による課題の抽出（質的管理）</p> <p>建築基準法に基づく特殊建築物等定期調査及び建築設備定期検査並びに、施設パトロールを実施し、施設維持管理計画を更新した。</p> <p>2. 管理的経費の削減に資する改修の実施</p> <p>継続的な蒸気バルブの断熱、インバータ照明器具への更新、また、動物実験施設棟の冷温水発生機を省エネ型に更新する等の省エネ改修や省エネポスターの配布・掲示により、光熱水料の削減を図った。電気使用料について、契約種別等を見直すことによる単位当たり使用料金の低減及び複数年契約の締結により、コスト縮減を推進した。</p> <p>3. 計画的・効果的な修繕及び維持保全の実施</p> <p>1号館及び歯科研究棟については、耐震改修、アスベスト除去工事とともに、内外装改修を実施し、安全性を向上させた。</p> <p>基幹設備（ボイラー等）については、計画的な部品の更新及び修繕等により、安全性・信頼性の向上を図った。</p>
<p>○施設等の整備に関する具体的方策</p> <p>大学院施設の狭隘解消、卓越した研究拠点施設、老朽施設の改善、先端医療及び先端歯科医療に対応した大学附属病院施設、教育研究活動を支える施設等の整備計画（既存再整備計画含む）を策定し実施する。<159></p>	<p>III</p>	<p>(平成16～18年度の実施状況概略)</p> <p>1. キヤンパスマスタートップランの見直し</p> <p>学長を議長とした建築委員会において策定した、キヤンパスマスタートップランである「医歯学総合研究棟II期の基本構想」の見直しの一環として、湯島地区駐車場整備計画について、コスト（初期費用及び運営費用）及びリスクについて既設機械式駐車場の運用状況を基に再検討を行った結果、機械式駐車場を自走式駐車場による整備に変更するとともに、医歯学総合研究棟（II期）完成後のキヤンパス機能の再配置計画について、老朽施設の改善とともに検討を進めた。平成18年度は難治疾患研究所の既存施設について</p>

			<p>機能改善及びスペースの再配置等を検討し施設改修基本計画を検討した。</p> <p>2. 卓越した研究拠点に対応した施設整備 平成16年度は21世紀COEプログラムに採択された2件について、平成17年度は科学技術振興調整費2件及び特別教育研究経費1件について、平成18年度は科学技術振興調整費1件について、既存施設の見直し等によりスペースを確保し、整備した。</p> <p>3. 先端医療及び先端歯科医療に対応した施設整備 大学附属病院施設について、専用ICU及びHCUの整備及び救急車の増加に伴うエントランス部分の改修を行い、救命救急センターの開業に対応した。また、PET/CT検査装置による核医学検査業務のための整備を行い、平成17年11月から運用を開始した。</p> <p>4. 大学院施設の狭隘解消 医歯学総合研究棟（II期）の設計を本学の教育研究の進展を反映して、継続して見直しを図った。</p>	
教育・研究・診療に係る施設等について、中・長期的な視点で具体的な整備を実施する。<159-1>	III	(平成19年度の実施状況) <p>1. キャンパスマスター プランの見直し 学長を議長とした建築委員会において策定した、キャンパスマスター プランである「医歯学総合研究棟II期の基本構想」（平成14年）の見直しの一環として、医歯学総合研究棟（II期）完成後の湯島地区メインアプローチ関係について検討を進めた。</p> <p>2. 老朽施設の改善 難治疾患研究所の既存施設について、機能改善及びスペースの再配置等を検討し、施設改修基本計画を作成し、実施設計に着手した。 医歯学総合研究科の狭隘解消、耐震性の向上、機能改善、及びスペースの再配置等のため、1号館及び歯科研究棟を改修した。</p> <p>3. 大学院の狭隘解消 大学院の狭隘解消のため、建設中の建物である医歯学総合研究棟（II期）の一部を供用開始した。また、本学の教育研究の進展を反映して、設計内容の継続的な見直しを図った。</p> <p>4. 医学部附属病院の機能強化 産科の機能強化のため、LDR（Labor（陣痛）、Delivery（分娩）、Recovery（回復室）の頭文字で、別々だった各部屋を同一の部屋で行うシステムのこと。）を設置した。また、これに伴う小児科の機能強化のため、NICU（新生児集中治療室）に準ずる診療室を設置する計画を開始した。</p>		
国際化、情報化の進展及び実験研究の高度化等に対応した施設整備計画を策定し実施する。<160>	III	(平成16～18年度の実施状況概略) <p>1. 国際的な研究拠点に対応した施設整備 国際的な研究拠点に対応するために、既存施設や新たに整備する施設において、一定の割合で共用スペースを確保することとし、必要に応じて研究内容に対応した機能を確保する整備を実施した。平成16年度は、卓越した研究拠点施設として、21世紀COEプログラム2件について、平成17年度は、科学技術振興調整費2件及び特別教育研究経費1件について、既存施設の見直し等により、研究内容に応じ</p>	国際化、情報化の進展及び実験研究の高度化等に対応した施設整備計画を推進する。	

			<p>附属病院患者及び職員駐車場を患者サービスの向上やコスト縮減のため、外部委託事業者が設備調達、駐車場改修、運営を行い、委託料で整備費用を回収する新たな整備手法により整備し、平成17年10月から運用を開始した。また、既存の機械式駐車場の保守管理費用を委託範囲に含めることにより、保守管理費用の使用者負担等の合理的な縮減が可能となった。</p> <p>3. オープンラボの整備 共用スペースは、原則として利用者負担とし、特にオープンラボの内装等は、民間資金の活用により整備を進めた。現在建設中の医歯学総合研究棟（II期）北側部分で、スペースを利用する各企業が研究内容に応じた機能確保に必要な整備費用を負担するオープンラボの整備を検討した。</p>	
	自己財源の確保や新たな整備手法を導入した施設整備を推進する。〈162-1〉	III	<p>(平成19年度の実施状況) 共用スペースは、原則として、利用者負担とし、特にオープンラボの内装等は、民間資金の活用により整備を進めている。現在建設中の医歯学総合研究棟（II期）の北側で、1,473m²のオープンラボを確保し、使用者を決定した。スペースを利用する企業が研究内容に応じた機能確保に必要な整備費用を負担し、施設使用料等で年間約8,200万円を負担して平成20年度から供用を開始する予定である。</p>	
組織の流動化に対応したスペースを確保する上で必要となる具体的な措置を行う。〈163〉	組織の流動化に対応したスペースを確保する。〈163-1〉	III	<p>(平成16～18年度の実施状況概略) 全学的な共用スペースとして、平成16、17年度に1,932m²を確保した。平成18年度は、既に確保している共用スペースの内、コモンラボ約1,200m²に加えて、整備中の医歯学総合研究棟（II期）の北側部分に確保した共用スペースの内コモンラボとして約1,000m²の確保を検討した。これらのスペースの使用期間は5年間（一部は1年間）を上限としており、組織の流動化に対応したスペースとしている。</p> <p>(平成19年度の実施状況) 現在、整備中の医歯学総合研究棟（II期）の北側部分にオープンラボとして、1,473m²を確保した。このスペースの使用期間は5年間を上限としており、組織の流動化に対応したスペースとしている。</p>	医歯学総合研究棟（II期）の南側でコモンラボを確保する。
安全(耐震性能の確保等)と環境への配慮やバリアフリー対策等に関する計画の策定及び実施による人にやさしいキャンパスづくりを推進する。〈164〉		III	<p>(平成16～18年度の実施状況概略)</p> <p>1. 安全（耐震性能の確保等）への配慮 耐震改修の必要性を把握するために、対象建物の耐震診断を実施し、耐震性能の低い建物について、耐震改修の検討を行った。特に耐震性の劣る1号館等の耐震補強の実施に着手した。また、湯島地区の全エレベータを調査し、全てを地震時管制運転装置付のエレベータに改修した。</p> <p>2. 環境への配慮 温室効果ガスの削減のために、現状を確認し作成した削減計画に従い、省エネファンベルト取付、蒸気バルブの断熱及びインバーター照明器具へ更新等の省エネ改修を実施した。また、東京都条例に基づき、地球温暖化対策計画書及び、温室効果ガス排出状況報告書を東京都に提出するとともにホームページで公表した。さらに、このような環境配慮のための実施内容を盛り込んだ環境報告書を「環境情</p>	安全（耐震性能の確保等）や環境、バリアフリー対策等に配慮した整備計画を推進する。

		<p>報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律」に則り作成し、ホームページで公表した。</p> <p>3. バリアフリー対策</p> <p>前面道路（外堀通り）から医学部及び歯学部附属病院玄関がある人工地盤までのアプローチを東京地下鉄株式会社の協力により、東京メトロ丸の内線御茶ノ水駅ホームから外堀通りまでのエレベータを本学歯学部附属病院の出入口レベルである人工地盤まで拡張することによりバリアフリー対応として整備した。また、本エレベータから本学（医学部・歯学部）附属病院までのアプローチに屋根を架けるとともに、医学部附属病院玄関までの仮設通路の勾配を緩く改修し、盲人用ブロックを追加設置してバリアフリーの機能強化を行った。さらに医学部附属病院の救急患者用通路となっている玄関までのアプローチを歩車道分離等の整備をすることにより、歩行者の安全性が格段に高まった。</p> <p>歯学部附属病院外来の照明設備の照度を上げ、老人等視力の弱い人に優しくした。さらに7階及び8階の多目的トイレのドアを自動ドアに改修するとともに、一般用トイレのドアを改修し、出入口を広くするなど、バリアフリー機能強化及び老朽改善を行った。</p>
III		<p>(平成19年度の実施状況)</p> <p>1. 安全（耐震性能の確保等）への配慮</p> <p>平成18年度に耐震性能の低い建物の把握を行い、平成19年度は1号館及び歯科研究棟の耐震改修を実施した。また、難治疾患研究所の耐震診断を実施し、耐震補強の実施設計に着手した。</p> <p>2. 環境への配慮</p> <p>温室効果ガスの削減のための計画に則り、蒸気バルブの断熱、インバータ照明器具への改修、動物実験施設棟の冷水発生機を省エネ型に改修する等の省エネ改修を実施した。これにより温室効果ガスを、平成18年度は面積当たり2.5%（前年度比）削減し、平成19年度に公表した。これらの内容を記載した地球温暖化対策中間報告書を東京都条例に則り東京都に提出するとともにホームページで公表した。この報告書に対する東京都の評価は「A」であった。</p> <p>また、このような環境配慮のための実施内容を盛り込んだ環境報告書を環境配慮促進法に則り作成し、ホームページで公表した。</p> <p>3. バリアフリー対策への配慮</p> <p>1号館のトイレをバリアフリーに改修した。また、エレベーターを身障者対応に改修した。湯島地区で、附属病院へのアプローチの階段手摺りを身障者の使い勝手に配慮した手摺りに改修した。国府台地区について施設パトロールを実施し、バリアフリー対策の整備計画を立案し、身障者対応のトイレの整備を実施した。</p>
ウェイト小計		

I 業務運営・財務内容等の状況
 (4) その他の業務運営に関する重要事項
 ② 安全管理に関する目標

中期目標	○安全管理体制 ・ 国立大学法人化における安全管理体制の確立並びに安全性・信頼性のある教育研究環境を確保する。
------	--

中期計画	平成19年度計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）		ウェト		
			中期	年度		中期	年度
労働安全衛生法に基づく健康安全管理組織体制を新たに構築するとともにその体制を点検及び整備する。 <165>		IV	(平成16～18年度の実施状況概略) 総括安全衛生管理者、産業医、衛生管理者の指名、安全衛生委員会の設置等、労働安全衛生管理体制を構築した。粉じん、有機溶剤、特定化学物質の暴露対策として使用されている局所排気装置について、性能を確保し、環境改善の効果を維持する目的で、定期自主検査を実施した。毎月1回産業医の巡視を実施することにより、MSDSの整備、飲食・喫煙禁止の表示等を徹底し、改善措置の評価・確認を行い、安全な作業環境の確保を図った。都条例・PRTR法に基づき、適正化学物質の排出量を把握し、年1回東京都に報告した。衛生管理・健康管理の徹底を図るため、大学内の食堂における衛生管理状況を把握するとともに、食中毒・伝染病等が発生した際の連絡体制を整備した。健康管理として、作業環境測定、一般定期健康診断、特別定期健康診断、特殊健康診断を実施し、健康診断データの一括管理とともに、個人への通知も迅速に対応できることを目的とした、健康管理システム「一般定期健康診断データベース」を構築した。職員に対する安全及び衛生管理の向上を目的として、安全衛生研修会、健康教育講演会を開催し、職員の衛生管理・健康管理に対する意識改革を図った。機械の安全対策として、第一種圧力容器等の定期自主点検、性能検査を実施し、保全管理の徹底を図った。アスベストによる健康障害の防止策として、全学的にアスベスト含有製品使用状況調査を行い、代替品への交換または廃棄処理の措置を行った。	労働安全衛生管理のさらなる徹底及び点検・整備を図る。			
労働安全衛生管理のさらなる徹底及び点検・整備を図る。 <165-1>		IV	(平成19年度の実施状況) 職場における労働者の安全と健康の確保をより一層推進するため、安全衛生委員会において「労働者の心の健康の保持増進のための指針」に基づきメンタルヘルス対策について調査審議した。また、メンタルヘルスの保持増進を図ることを目的とした「メンタルヘルスに関する研修会」を実施した。なお、同研修会の内容をDVD化して、教職員がいつでも研修を受講できるように、貸出することとした。毎月1回産業医の巡視を実施し、安全な作業環境の確保を図った。さらに「安全重点項目」のポスターを各研究室				

			<p>に配付し、教職員に対し必要な措置を講ずるよう周知徹底を図った。</p> <p>感染症等が発生した場合の感染の予防・拡大防止等の就業禁止についての学内規則を整備し、衛生管理・健康管理の徹底を図った。</p> <p>教職員の健康状態を速やかに把握し、作業環境の改善や健康障害の防止及び健康確保に資するため、特殊健康診断における健康管理情報の電子化を行い、データベースを構築した。</p> <p>放射線業務従事者の健康診断の受診率の向上を図るために、病院業務に従事する教職員及びRIセンターを使用する教職員の雇入時健康診断の検査項目に白血球数等の検査項目を追加して雇入時健康診断書の改定を行い、放射線業務従事者の業務への配置前の健康状態を把握し教職員の健康の保持増進に努め、健康管理の充実を図った。</p> <p>安全衛生委員会において、過重労働による健康障害防止のため、面接指導制度及び労働時間の把握等の総合対策を審議し、策定した。</p> <p>労働安全衛生法、労働安全衛生規則に基づき、毎週1回衛生管理者の巡回を実施し、労働環境の衛生的改善を図った。</p> <p>教職員の安全管理の強化を図るため、労働基準監督署への届出が義務づけられている、一定の危険、有害な作業にかかる機械等（局所排気装置、放射線（エックス線、 gamma線等）装置等）の設置、移転、変更について、学内のホームページから各様式をダウンロードできるようにし、各部局にその届出方法等の周知徹底を行った。</p>	
施設等の安全性及び信頼性の確保並びに環境安全対策を推進するための実施体制を構築するとともに、施設等の点検・評価を実施する。<166>		III	<p>(平成16～18年度の実施状況概略)</p> <p>1. 施設パトロールの実施</p> <p>施設の巡回点検として、実施要項を定め体制を構築するとともに、施設パトロールを実施し、優先的に修繕する部位を抽出した修繕計画を策定して、換気設備の設置、修理等、事故災害等を未然に防ぐべく修繕等を実施した。</p> <p>2. 吹付アスベスト対策の実施</p> <p>吹付アスベストについては、「学校施設等における吹き付けアスベスト等使用実態調査について」（平成17年7月29日付文部科学省大臣官房長通知）に基づき、平成17年度に全学的調査を行い、未処理の吹付アスベスト（1,503m²）について状況等を確認し、処理を早急に行う必要のある箇所について処理を行った。平成18年度には残りの全ての未処理の吹付アスベストについて処理（撤去及び囲い込み）を行った。今後は、囲い込みの処理を行っている箇所は、改修の際に撤去を行う等、適切に管理していくこととしている。</p>	施設の有効活用に関する基本方針（平成14年6月7日、建築委員会決定）及び施設有効活用に関する施設点検評価実施要項（平成15年6月30日、建築委員会決定）に基づき、施設の有効活用に関する調査を実施する。
			<p>(平成19年度の実施状況)</p> <p>1. 施設パトロール等の実施</p> <p>施設の巡回点検として、施設パトロールを実施し、優先的に修繕する部位を抽出した修繕計画を策定し、事故災害等を未然に防止すべく修繕等を実施した。</p> <p>平成19年度は、外部タイルの剥落を防止するため、全ての外壁タイル及び床タイルを調査し、1号館等の外壁の改</p>	

		<p>修及び床タイルの補修を実施した。また、外壁の蔦を調査し、必要な蔦の撤去を行った。</p> <p>建築基準法に基づく特殊建築物等定期調査及び建築設備定期検査を行い、問題点を把握し、1号館及び歯科研究棟の防火戸の改修及び既存施設の換気設備の改修を行った。</p> <p>また、ビル管理法に基づき、空調設備、給排水・給湯設備等の定期点検を行い、施設の安全性及び信頼性を確保した。</p> <p>2. 吹き付けアスベストの継続的な把握</p> <p>平成18年度に吹き付けアスベストの把握と処理を実施した。平成19年度は、囲い込みにより処置済みの吹きつけアスベストについて、1号館の改修の際に適切に除去処理を行った。</p>	
		ウェイト小計	

ウェイト総計

〔ウェイト付けの理由〕

(4) その他業務運営に関する重要事項に関する特記事項等

1. 特記事項

【平成16～18事業年度】

(1) 安全衛生管理体制の確立及び安全性・信頼性のある教育研究環境の確保

労働安全衛生法等の法令に基づき、安全衛生管理体制を構築し、大学全体の「作業環境管理」、「作業管理」、「安全管理」、「健康管理」の点検・整備の強化を図った。

作業環境管理については、本学の職員である作業環境測定士が、特定化学物質及び有機溶剤を取り扱う研究室・電離放射線を取り扱う研究室・粉じんを取り扱う研究室等約140カ所のサンプリングから分析までの作業環境測定を実施し、常時きめ細かな作業環境管理ができる体制を構築した。また、各研究室で使用されている適正管理化学物質の使用量・排出量・廃棄量調査及び局所排気装置等の風量測定の実施により、作業環境管理の徹底を図った。

作業管理・安全管理については、毎月1回、建物毎に約20カ所の研究室を本学の産業医が巡回し、MSDSの設置、飲食・喫煙防止の表示、薬品棚の転倒防止、ボンベの固定の不備等について点検を実施した。巡回による指摘事項があつた場合には、作業場毎に指摘事項に対する作業環境を改善し、報告することを義務づけており、指摘事項を集計し、同じ指摘事項が何度も繰り返されないよう安全衛生委員会において検討するなど改善を図った。また、安全衛生管理に従事する作業主任者や薬品を取り扱う教職員を対象に安全衛生研修会を実施し、職員の意識・専門性の向上を図り安全で信頼性のある教育研究環境を確保した。さらに教職員の危機管理の一環として、労働安全衛生法等に基づく結核及び感染症等の罹患者就業の禁止について、規則の整備を行い、危機管理体制の強化を図った。

健康管理については、労働安全衛生法に基づく一般定期健康診断を含む各種健康診断を実施し、実施前に書面による通知とともに学内のホームページやメールによる通知を行い受診義務の周知徹底を図り受診率の向上に努めた。また、職員に対し健康管理について理解を深めることを目的とした健康教育講演会を実施し、職員の健康管理に対する意識改革を図った。

労働安全衛生法等の改正に伴い安全衛生委員会において、過重労働による健康障害防止対策及びメンタルヘルスケア対策を審議し、教職員の心身の健康保持増進措置を講じ、健康管理の強化を図った。

全学的にアスベスト含有製品使用状況調査を行い、各研究室・各部屋で使用または保管している飛散の可能性が有るアスベスト製品について、ノンアスベスト製品への代替化及び廃棄処理を実施し、教職員の健康障害防止対策を講じた。

衛生管理者、普通第1種圧力容器取扱作業主任者、X線作業主任者、作業環境測定士など業務遂行上必要な資格を取得させ安全衛生の向上に努めた。

(2) 苦情処理の体制の構築

近年の様々なハラスメントへの対応及び専門業務型裁量労働制の導入に伴い、労働条件、服務関係及び職場の人間関係に関する様々な苦情を適切に処理するために、苦情相談部、苦情処理に関する委員会及びハラスメント防止対策委員会を設置し、迅速に問題解決に当たった。

(3) 公益通報体制の整備及び法令遵守の徹底

「公益通報者保護法」に基づき、本学における公益通報の処理及び公益通報者の保護等を目的として「国立大学法人東京医科歯科大学における公益通報の処理等に関する規則」を制定し、公益通報・相談窓口を設置するなど体制を整備

するとともに、職員に対して法令遵守の徹底を図った。

【平成19事業年度】

(1) 安全衛生管理体制の確立及び安全性・信頼性のある教育研究環境の確保

労働安全衛生法、労働安全衛生規則に基づき、大学全体の作業環境管理・作業管理・安全管理・健康管理のさらなる強化を図った。

作業環境管理については、本学の職員である作業環境測定士が、特定化学物質及び有機溶剤を取り扱う研究室・電離放射線を取り扱う研究室・粉じんを取り扱う研究室等約140カ所のサンプリングから分析までの作業環境測定を実施し、常時きめ細かな作業環境管理ができる体制をとっている。また、各研究室で使用されている適正管理化学物質の使用量・排出量・廃棄量調査及び局所排気装置等の制御風速測定を実施し、作業環境管理の徹底を図った。

作業管理・安全管理については、毎月1回各建物毎に約20カ所の研究室を本学の産業医が巡回し、各項目について点検を実施した。巡回による指摘事項があつた場合には、各作業場毎に指摘事項に対する作業環境を改善し、報告することを義務づけ、安全衛生委員会にて報告、検討し、常に危害防止及び健康障害の防止対策に努めた。また、「安全衛生重点項目」のポスターを各研究室に配布し、必要な措置を講ずるよう周知徹底を図った。さらに、教職員の健康障害の防止措置として、週1回各フロア毎に産業医の巡回場所を除く各部屋を本学の衛生管理者が巡回し、職場環境の衛生的改善を図った。

特定職種の職員を対象に「有機溶剤業務従事者安全衛生教育」、「高圧ガスの災害防止と安全確保」をテーマとした安全衛生研修会を年2回実施し、職員の意識・専門性の向上を図り安全で信頼性のある教育研究環境を確保した。

教職員の安全管理の強化を図るために、労働基準監督署への届出が義務づけられている、一定の危険、有害な作業にかかる機械等（局所排気装置、放射線（エックス線、ガンマ線等）装置等）の設置、移転、変更について、学内のホームページから各様式をダウンロード出来るようにし、各部局にその届出方法等の周知徹底を行った。

健康管理については、労働安全衛生法に基づく一般定期健康診断を含む各種健康診断を実施し、実施前に書面による通知とともに学内のホームページやメールによる通知で、受診義務の周知徹底を図り受診率の向上に努めた。

病院業務に従事する教職員及びRIセンターを使用する教職員の雇入時健康診断の検査項目に放射線業務従事者健康診断の血液検査の項目である白血球数等の検査項目を追加するとともに雇入時健康診断書の改定を行い、放射線業務従事者の健康診断の受診率の向上を図った。

教職員に対し健康管理について理解を深めることを目的とした健康教育講演会（喫煙と健康／そろそろタバコを卒業しませんか）を実施し、教職員の健康管理に対する意識改革を図った。

2. 共通事項に係る取組状況

【平成16～18事業年度】

(1) 施設マネジメントの実施体制及び活動状況

① 戰略的な共用スペース等の確保・拡充

施設点検評価に關して制定した内規及び施設有効活用に関する施設点検評価実施要項に基づき、施設の有効活用に関する調査を行い、建築委員会で審議の結果、平成16年度に既設建物である医歯学総合研究棟（I期）に共用スペースとして1,305m²を確保し、平成17年度は一層の拡充を行い（627m²）、合計1,932m²として競争的資金を獲得した研究者を優先的に使用できるようにした。平成

18年度は建設中の医歯学総合研究棟（II期）の計画を見直し、オープンラボについて北側部分で当初計画約400m²を約1,500m²に拡充を図るなど、共用スペース全体で約2,600m²（合計約4,500m²）を追加確保することを検討した。また、若手研究者のための専用スペースとして3号館に138m²を確保し、利用者負担でスペースを整備した。

② 施設維持管理の実施体制及び計画的な実施

国立大学法人東京医科歯科大学施設維持管理に関する調査実施要項を定め体制を構築した。さらに、施設パトロールの実施の結果、関連する点検・保守内容が効果的に実施できるよう、予防保全的内容を盛り込んだ修繕計画を含む、総合的な施設維持管理計画を策定し毎年内容の更新を行い計画的に実施した。

③ 施設の計画的な保守管理費等の縮減

施設機能の状況確認のために使われる保守管理費については、計画的、継続的に縮減目標を掲げ、縮減を推進し、平成17年度は施設面積当たり前年度比10%減の目標を掲げ、10.6%を達成し、平成18年度は前年度比5%減に対して7.8%減を達成した。また、施設修繕費については、個々の工事について内容の見直し、見積金額の交渉、競争入札の徹底等を行い、平成18年度までに50,094千円の削減を図った。特に平成18年度からは、WT0対象案件以外にも一般競争や新たな契約方式（簡易型総合評価落札方式）を導入し、原則として100万円以上は競争入札とした。

（2）省エネルギー対策や温室効果ガス排出削減等の環境保全対策の取組

① 省エネルギー対策や温室効果ガス排出削減対策の実施

温室効果ガス削減のために、現状を確認し作成した削減計画に基づき、節水コマ、省エネファンベルト取付、蒸気バルブの断熱及びインバータ照明機器への更新等、省エネ改修や省エネ推進ポスターの掲示等により温室効果ガスの削減を図った。

② 吹付けアスベスト対策の実施

吹付けアスベストについては、平成17年度に全学的調査の結果、未処理の吹付けアスベストについて状況等を確認し、一部処理を行い、平成18年度は引き続き残り全ての未処理の吹付けアスベストについて処理（撤去及び囲い込み）を行った。今後は継続的に、囲い込みの処理を行っている箇所は改修の際に撤去を行う等、適切な管理を行うこととした。

③ 環境報告書の公表

環境配慮のために実施した内容を盛り込んだ環境報告書を「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律」に則り、ホームページで公表した。

（3）バリアフリー化の推進

前面道路（外堀通り）から附属病院玄関のある人工地盤までのアプローチを平成17年10月からバリアフリー対応として整備した。

人にやさしいキャンパスづくりの一環として、停止階を本学人工地盤まで拡張した東京メトロ御茶ノ水駅のエレベーターから本学（医学部・歯学部）附属病院までのアプローチに屋根を架けるとともに、医学部附属病院玄関までの仮設通路の勾配を緩く改修し、盲人用ブロックを追加設置し、バリアフリーの機能強化を行った。また、医学部附属病院の救急患者用通路となっている玄関までのアプローチを歩車道分離等の整備を行った。

歯学部附属病院外来の照明設備の照度を上げ、老人等視力の弱い人に優しく

した。また、歯学部附属病院7階及び8階の多目的トイレのドアを自動ドアに改修するとともに、一般用トイレのドアを改修し、出入口を広くするなど、バリアフリー機能強化及び老朽改善を行った。

（4）危機管理への対応策

全学的な「災害対策マニュアル」、「毒物及び劇物取扱いの手引き」を作成し危機管理の体制を整備した。また、食中毒・伝染病等が発生した場合の連絡体制を整備した。さらに、学生が常時携帯できる学生用の危機管理マニュアルを作成した。

大学全体の停電に対するマニュアルを作成するとともに保守要員の教育、訓練を実施した。

東京消防庁と連携しテロ等を想定した災害救助訓練災害時医療救護を実施した。また、起震車及び煙ハウス等による防災訓練を実施し災害時における対処方法を習得させた。さらに、地震発生時の事後対処法として、エレベータの閉じ込め、停電、スプリンクラー対応の各種訓練を実施した。

耐震改修の必要性を把握するために、対象建物の耐震診断を実施し、耐震性の低い建物について、耐震改修の検討を行い、特に耐震性の劣る1号館等の耐震補強の実施に着手した。また、湯島地区の全エレベータを調査し、全てを地震時管制運転装置付のエレベータに改修した。

固定資産及び物品の購入に係る検収のための検査を適正に実施するため、経理部契約室に物品検収センターを設置した。

【平成19事業年度】

（1）施設マネジメントの実施体制及び活動状況

① 戦略的な共用スペース等の拡充

全学的かつ経営的視点に立って施設運用を行なうために、現在一部供用開始した医歴学総合研究棟（II期）北側で共用スペース（オープンラボ：産学連携のためのスペース）を当初計画約400m²から1,473m²に拡充して使用者を決定した。

② キャンパスマスターplanの見直し

学長を議長とした建築委員会において策定した、キャンパスマスターplanである「医歴学総合研究棟II期の基本構想」の見直しの一環として、医歴学総合研究棟（II期）完成後の湯島地区メインアプローチ関係について検討を進めた。また、既存施設の再配置計画の一環として、II期棟完成後を視野に入れて、駿河台地区の難治疾患研究所の機能改善等施設改修基本計画を策定した。

③ 施設・設備の有効活用の取組状況

1号館の改修に当たっては、講義室等の利用率調査に基づき、利用率が低く使い勝手の悪い演習室3室を1室に集約し、他の2室を少人数教育に必要な部屋に改修することにより、施設・設備の有効活用を図った。

④ 施設維持管理の計画的実施状況

施設パトロールを実施し、優先的に修繕する部位を抽出した修繕計画を策定し、事故灾害等を未然に防止すべく修繕等を実施した。平成19年度は、外部タイルの剥落を防止するため、全ての外壁タイル及び床タイルを調査し1号館等の外壁の改修等を実施した。建築基準法に基づく特殊建築物等定期調査及び建築設備定期検査を行い問題点を把握し、1号館及び歯科研究棟の防火戸の改修及び既存施設の換気設備の改修を行った。

（2）省エネルギー対策や温室効果ガス排出削減等の環境保全対策の取組

① 省エネルギー対策や温室効果ガス排出削減対策の実施及び公表

温室効果ガスの削減のための計画に則り、蒸気バルブの断熱、インバータ照明器具への改修、動物実験施設棟の冷温水発生機を省エネ型に改修する等の省エネ改修を実施し、温室効果ガスを前年度に比べて平成18年度は面積当たり2.5%の削減を行った。平成19年度はこの内容を「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」に則り、東京都に提出するとともにホームページで公表した。このような環境配慮のための実施内容を盛り込んだ環境報告書も併せて公表した。

② 吹付けアスベスト対策の実施

1号館の内装改修の際に除去したあるいは囲い込み処理した吹付けアスベスト及び残存するアスベストの範囲を確認した。

(3) 危機管理への対応策

特に耐震性の劣る1号館及び歯科研究棟の耐震改修工事を実施した。また、難治疾患研究所の耐震改修の基本計画を作成し、実施設計に着手した。さらに、建築基準法に基づく、特殊建築物等定期調査及び建築設備定期検査並びに施設パトロールを実施し、リスク発生の可能性を把握するとともに、老朽劣化による事故が起きる危険度の高い建築設備から改修を行うなど、事故災害のリスクの低減を図り、予防的措置を実施した。

地震発生時等の事後対処法として、エレベータの閉じこめ発生時の救助訓練や停電発生時の対応訓練及びスプリンクラー作動時の停止訓練等を施設保守担当職員等に実施した。

研究費の不正使用防止のための取組として、「国立大学法人東京医科歯科大学における研究者の行動規範」、「国立大学法人東京医科歯科大学における研究活動に係る不正行為防止指針」及び「研究活動の不正行為に対する通報等の流れ」を策定し、不正使用防止の体制を整備するとともに教職員に周知した。